提出年月日 令和元年 11 月 18日 R7 日本原燃株式会社

六 ヶ 所 再 処 理 施 設 に お け る 新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審查 整理資料

第7条:地震による損傷の防止

検討中

・事業指定基準規則における追加要求事項の整理および追加要求事項を踏まえた適合方針について

- 1章 基準適合性
 - 1. 基本方針
 - 1. 1 要求事項の整理
 - 1. 2 要求事項に対する適合性
 - 1. 3 規則への適合性
 - 2. 耐震設計
 - 2. 1 安全機能を有する施設の耐震設計
 - 2. 1. 1 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針
 - 2.1.2 耐震設計上の重要度分類
 - 2. 1. 3 地震力の算定法
 - 2.1.4 荷重の組合せと許容限界
 - 2. 1. 5 設計における留意事項
- 2章 補足説明資料

1章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

地震による損傷の防止について,事業指定基準規則と再処理施設安全審査 指針の比較並びに当該指針を踏まえた,これまでの許認可実績により,事業 指定基準規則第7条において追加された又は明確化された要求事項を整理す る。(第1表)

【補足説明資料 1-1】

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (1/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
第七条 安全機能を有する施設は、地震力に十分 に耐えることができるものでなければならな い。	(指針 13) 再処理施設は、想定されるいかなる地震力 に対してもこれが大きな事故の誘因となら ないよう十分な耐震性を有していること。 また、建物・構築物は十分な強度・剛性及 び耐力を有する構造とするとともに、重要 な建物・構築物は安定な地盤に支持させる こと。	指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則において対象が安全機能を有する施設および耐震重要施設の安全機能に対する要求に明確化された。既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たな規則に相当するものであることから、第七条各項の規定は、指針から、明確化された。
(解釈) 1 第7条第1項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して施設全体としておおむね弾性範囲の設計がなされることをいう。この場合、上記の「弾性範囲の設計」とは、施設を弾性体とみなして応力解析を行い、施設各部の応力を許容限界以下に留めることをいう。また、この場合、上記の「許容限界」とは、必ずしも厳密な弾性限界ではなく、局部的に弾性限界を超える場合を容認しつつも施設全体としておおむね弾性範囲に留まり得ることをいう。	(指針 13 解説) 1 十分な「強度」を有する構造とは、建物・構築物に常時作用している荷重、運転時に作用する荷重及び想定される地震力が、建物・構築物に同時に作用した時にその結果発生する応力が、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度以下である構造をいう。十分な「剛性」を有する構造とは、その際に発生する変形が、過大とならないような剛性を有している構造をいう。十分な「耐力」を有する構造とは、建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、重要度に応じた妥当な安全余裕を有している構造をいう。	ら明確化されたものに留まる。したがって、新たに追加された要求事項はない。

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
(解釈) 4 第7条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する安全機能を有する施設の耐震設計に当たっては、以下に掲げる方針によること。	(指針13) 2 耐震設計評価法及び荷重の組合せと許容限界 耐震設計評価法及び荷重の組合せと許容限界については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」のそれぞれの該当項目を適用するものとする。 (耐震設計審査指針) 7. 荷重の組合せと許容限界 耐震安全性に関する設計方針の妥当性の評価に当たって考慮すべき荷重の組合せと許容限界についての基本的考え方は、以下に示すとおりである。	指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準を有実と機能を有いて対象が安全機能をの安全機能であるとのであるととがであるとものであるとものであるとものがあるとものがあるとものがあるとものがであるとものがである。第七条各項のに留まれたのでは、第七されたに追加された。事項はない。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表(3/38)				
事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考		
- Sクラス (津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。) ① 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。 ② 建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とすること。	(耐震設計審査指針) 7. 荷重の組合せと許容限界 (1) 建物・構築物 ①Sクラスの建物・構築物 i)基準地震動 Ss との組合せと許容限界常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動 Ss による地震力との組合せに対して、当該建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有していること。ii)弾性設計用地震動 Sd 等との組合せと許容限界常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と、弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	指針では再処理施設に対しての要 求が、事業指定を有生機 において対象が安全機能の大きな 施設が計算が表する要施化された。 既許の設計方針が指針を踏たといる。 にはするものであるとともに、あるに相当するもの規定は、指針から、第七条各項の規定はれたのに ら、第七条各項の規定は、まる。要求 を明確化されたに追加された要求 事項はない。		

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (4/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
3 機器・配管系については、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時間をが発生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動による地震力を制力して、を変えない事を全体的によってといるが全体のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	(2)機器・配管系 ①Sクラスの機器・配管系 i)基準地震動 Ss との組合せと許容限界 通常運転時、運転時の異常な過渡変化 時、及び事故時に生じるそれぞれの荷重と 基準地震動 Ss による地震力とを組み合わ せ、その結果発生する応力に対して、構造 物の相当部分が降伏し、塑性変形が生じ、 その施設の機能に影響を及ぼすことがない こと。なお、動的機器等については、基準 地震動 Ss による応答に対して、実証試験等 により確認されている機能維持加速度等を 許容限界とする。	指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則に対象が安全機能を有全機能を対する要求に明確化された。 既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるともに、新たとものであることもに、新たとものであることが、第七条各項の規定は、指針から明確化されたに追加された要すはない。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (5/38)

事業指定基準 第7条(地震による打	//=/ 14	再処理施設安全審査指針	備考
二 Bクラス ① 静的地震力に対してお留まる範囲で耐えること。れのある施設については、の検討を行うこと。その場地震動は、弾性設計用地震じたものとすること。	また、共振のおそ その影響について 合、検討に用いる	(耐震設計審査指針) 6. 耐震設計方針 (1) 基本的な方針 ②Bクラスの各施設は、以下に示す静的地震力に耐えること。また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行うこと。 (耐震設計審査指針解説) Ⅲ. 耐震設計方針について (2) 弾性設計用地震動 Sd の設定についてなお、Bクラスの施設について、「共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行うこと」としたが、この検討に用いる地震動に関しては、弾性設計用地震動 Sd に 2分の 1を乗じたものとすることができる。	指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則に対象が安全機能を有全機能とな安全機能に対する要求に明確化された。 既許可の設計方針が指針を踏まえた。 既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たととがあるととがあるととがあるととがある。 則に相当するもの規定は、指針から、第七条各項の規定は、指針から明確化されたものに留まる。 事項はない。
② 建物・構築物についいる荷重及び運転時に作りた組み合わせ、その対して、建築基準法等の対して、建築基準法等の対して、建築基準による関格及び基準による関格とすること。	用する荷重と静的地 結果発生する応力に 安全上適切と認めら	(耐震設計審査指針) 7. 荷重の組合せと許容限界 ②Bクラス、Cクラスの建物・構築物 常時作用している荷重及び運転時に作用 する荷重と静的地震力を組み合わせ、その 結果発生する応力に対して、上記① ii) の 許容応力度を許容限界とする。	

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (6/38)

事業指定基準規則 第7条 (地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
③ 機器・配管系については、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。	(2)機器・配管系 ② Bクラス、Cクラスの機器・配管系 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時 の荷重と静的地震力とを組み合わせ、その 結果発生する応力に対して、降伏応力又は これと同等な安全性を有する応力を許容限 界とする。	指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則において対象が安全機能を有する施設および耐震重要施設の安全機能に対する要求に明確化された。 既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たな規則に相当するものであることか
三 Cクラス ① 静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。	(耐震設計審査指針) 6. 耐震設計方針 (1) 基本的な方針 ③ Cクラスの各施設は、以下に示す静的 地震力に耐えること。	ら,第七条各項の規定は,指針から明確化されたものに留まる。したがって,新たに追加された要求事項はない。
② 建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とすること。	(耐震設計審査指針) 7. 荷重の組合せと 許容限界 (1) ②と同様	

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (7/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
③ 機器・配管系については、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。	(耐震設計審査指針) 7. 荷重の組合せと 許容限界(2)②と同様	指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則に対象が安全機能を有する施設がよび耐震重要施設のおた。 既許可の設計方針が指針を踏なれた。 既許可の設計方針を踏ながらいまするものであるとものであるともの規定は引いら、第七条各項の規定は引きる。 明確化されたに追加された要求事項はない。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (8/38)

为 1 改 事未消化 至 中				
事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考		
2 前項の地震力は、地震の発生によって生ず	(指針 13)	指針では再処理施設に対しての要		
るおそれがある安全機能を有する施設の安全機	1 耐震設計上の重要度分類	求であったが、事業指定基準規則		
能の喪失に起因する放射線による公衆への影響	再処理施設の耐震設計上の施設別重要度	において対象が安全機能を有する		
の程度に応じて算定しなければならない。	を、地震により発生する可能性のある放射	施設および耐震重要施設の安全機		
	線による環境への影響の観点から、次のよ	能に対する要求に明確化された。		
(解釈)	うに分類する。	既許可の設計方針が指針を踏まえ		
2 第7条第2項に規定する「地震の発生によ		たものであるとともに、新たな規		
って生ずるおそれがある安全機能を有する施設		則に相当するものであることか		
の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆		ら、第七条各項の規定は、指針か		
への影響の程度」とは、地震により発生するお		ら明確化されたものに留まる。し		
それがある安全機能を有する施設の安全機能の		たがって、新たに追加された要求		
喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波		事項はない。		
及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を				
含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影				
響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪				
失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震				
重要度」という。)をいう。安全機能を有する施				
設は、耐震重要度に応じて、以下に掲げるクラ				
ス(以下「耐震重要度分類」という。)に分類す				
るものとする。				

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (9/38)

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (10/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
. ,,,,,,	再処理施設安全審査指針 (耐震設計審査指針) 8. 地震随伴事象に対する考慮 施設は、地震随伴事象について、次に示す事項を十分考慮したうえで設計されなければならない。 (2) 施設の共用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと。	備 考 指針では再処理施設に対定基準であったが、事業指定基有全機能を存金を機能を安全機能をの安全機能をの安全機能をの安全機能である。 施設対する要が指針を踏ないた。 一般であるともであるともであるともの規定というのであるともの規定に対するもの規定に関まる。 一般であるもの規定に対する。 一般であるもの規定に対する。 一般であるとが、 一般である。 一般であるとが、 一般であるとが、 一般であるとが、 一般であるとが、 一般であるとが、 一般であるとが、 一般であるが、 一をなるが、 一をなるが、 一をなるが、 一をなるが、 一をなるが、 一をなるが、 一をなるが、 一をなるが、 一をなるが、 一をなるが、 一をなるが、 一をなるが、 一をなるが、 一をなる

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (11/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
	(指針 13) (1) 機能上の分類 Bクラス…上記において影響、効果が比較的小さいもの。 (耐震設計審査指針) 4. 耐震設計上の重要度分類 (1)機能上の分類 Bクラス	備 考 指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則において対象が安全機能を有する施設および耐震重要施設の安全機能に対する要求に明確化された。既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たともに相当するものであることから、第七条各項の規定は、指針から明確化されたものに留まる。とがって、新たに追加された要求事項はない。
	さいものは除く。)	

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (12/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
三 Cクラス Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設をいう。	(指針 13) (1) 機能上の分類 C クラス…A クラス、B クラス以外であって、一般産業施設と同等の安全性を保持すればよいもの。 (耐震設計審査指針) 4. 耐震設計上の重要度分類 (1)機能上の分類 C クラス S クラス、B クラス以外であって、一般産業施設と同等の安全性を保持すればよいもの (指針 13) (2) クラス別施設 C クラスの施設 上記 A, B クラスに属さない施設	指針では再処理施設に対しての要 ま準規定基準を変更を をを をを をを をを をを をを をを をを をを

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (13/38)

事業指定基準規則	 再処理施設安全審査指針	備考
第7条(地震による損傷の防止)	17亿年地跃头工福 11月11	V
(解釈)	(指針 13 解説)	指針では再処理施設に対しての要
3 一 上記2一①に規定する「その破損又は	4 「その破損又は機能喪失により臨界事故	求であったが、事業指定基準規則
機能喪失により臨界事故を起こすおそれのあ	を起こすおそれのある施設」とは、地震に	において対象が安全機能を有する
る施設」とは、地震によって破損又は機能喪	よって破損又は機能喪失した場合に、それ	施設および耐震重要施設の安全機
失した場合に、それが直接的に臨界事故を引	が直接的に臨界事故を引き起こすこととな	能に対する要求に明確化された。
き起こすこととなる施設をいう。例えば、形	る施設をいう。例えば、形状管理されてい	既許可の設計方針が指針を踏まえ
状管理されている機器は、形状管理されてい	る槽類は、形状管理されているからといっ	たものであるとともに、新たな規
るからといって直ちにSクラスに分類される	て直ちにAクラスに分類されるものではな	則に相当するものであることか
ものではないが、基準地震動による地震力に	いが、SIクラスの地震によって当該槽類か	ら、第七条各項の規定は、指針か
よって当該機器から放射性物質が漏えいする	ら放射性物質が漏洩するおそれがある場合	ら明確化されたものに留まる。し
おそれがある場合には、漏えいした放射性物	には、形状管理又は中性子吸収材管理され	たがって、新たに追加された要求
質の漏えいの拡大を防ぐためのドリップトレ	ている、漏洩した放射性物質の拡散を防ぐ	事項はない。
イ等(臨界防止機能を有するもの)は、Sク	ためのドリップトレイ等は、Aクラスに分	
ラスに分類される。	類される。	
二 上記2一②に規定する「使用済燃料を貯	5 「使用済燃料を貯蔵するための施設」に	
蔵するための施設」とは、使用済燃料を一時	は、使用済燃料を一時的に輸送容器内に貯	
的に輸送容器内に貯蔵する場合を含まないも	蔵する場合を含まない。	
のをいう。		
三 上記2一③に規定する「高レベル放射性	6 「高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する	
液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにそ	系統及び機器」には、当該液体廃棄物が固	
の冷却系統」とは、当該液体廃棄物が固化さ	化された後の工程に関連する系統及び機器	
れた後の工程に関連する系統及び機器を含ま	を含まない。	
ないものをいう。		

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (14/38)

系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設」とは、高レベル放射性液体廃棄物又はプルトニウムを含む溶液が漏えいした場合に、その拡大を防止するためのセル、ドリップトレイ等をいう。 五 上記 2 一⑥に規定する「上記③、④及び⑤に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設」とは、以下に掲げ 「1) 3) 及び 4) に規定される施設の換気系 ボであったが、事業指定基準規において対象が安全機能を有すた。 おいて対象が安全機能を有すた。 おいて対象が安全機能を有すた。 において対象が安全機能を有すた。 において対象が安全機能を有すた。 を記述して対象が安全機能を有すた。 において対象が安全機能を有すた。 を記述して対象が安全機能を有すた。 において対象が安全機能を有すた。 において対象が安全機能を有すた。 において対象が安全機能を有すた。 において対象が安全機能を有すた。 を記述した場合に、 で表記に対する要求に明確化された。 関注を対する要求に明確化された。 関に相当するものであることのものが含まれる。 はいて対象が安全機能を有すた。 において対象が安全機能を有すた。 に対する要求に明確化された。 はいてあるとともに、新たないのが含まれる施設には、次のものが含まれる施設には、次のものが含まれる施設には、次のものが含まれるをはないないは、 に対するとは、 に対するとは、 に対するとは、 に対するとは、 に対するとは、 に対するとは、 に対するとは、 に対するともに、 がないのであるとともに、 がないのが含まれる に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対す	事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
	四 上記2一⑤に規定する「上記③及び④の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設」とは、高レベル放射性液体廃棄物又はプルトニウムを含む溶液が漏えいした場合に、その拡大を防止するためのセル、ドリップトレイ等をいう。 五 上記2一⑥に規定する「上記③、④及び⑤に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設」とは、以下に掲げるものが含まれるものである。 ① 上記2一③及び上記2一④に規定される施設の換気系統及びオフガス処理系統② 上記2一⑤に規定されるセルの換気系統及びオフガス処理系統③ その他の放射性物質の外部への放出を抑制するための施設のうち、地震による破損又は機能喪失により、一般公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えると判断される施	7 Aクラスの 5) に規定される施設は、高レベル放射性液体廃棄物又はプルトニウムを含む溶液が漏洩した場合に、その拡大を防止するためのセル、ドリップトレイ等をいう。 8 Aクラスの 6) に規定される施設には、次のものが含まれる。 (1) 3) 及び 4) に規定される施設の換気系統及びオフガス処理系統 (2) 5) に規定されるセルの換気系統(主排気筒を含む) (3) その他の放射性物質の外部に対する放散を抑制するための施設のうち、地震による破損又は機能喪失により、一般公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えると	指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則において対象が安全機能を有する施設および耐震重要施設の安全機能に対する要求に明確化された。 既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たな規則に相当するものであることから、第七条各項の規定は、指針から明確化されたものに留まる。したがって、新たに追加された要求

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (15/38)

第 1 次	切免 / 朱と丹処垤旭畝女主番負相可 比較る	x (19/ 38)
事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
(解釈)	(耐震設計審査指針)	指針では再処理施設に対しての要
5 第7条第2項に規定する「地震力」の「算	6. 耐震設計方針	求であったが,事業指定基準規則
定」に当たっては、以下に掲げる方法によるこ	(2) 地震力の算定法	において対象が安全機能を有する
と。	②弾性設計用地震動 Sd による地震カ	施設および耐震重要施設の安全機
一 弾性設計用地震動による地震力	弾性設計用地震動 Sd は、基準地震動 Ss に	能に対する要求に明確化された。
① 弾性設計用地震動は、基準地震動(第	基づき、工学的判断により設定する。ま	既許可の設計方針が指針を踏まえ
7条第3項の「その供用中に当該耐震重要	た、弾性設計用地震動 Sd による地震力は、	たものであるとともに、新たな規
施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地	水平方向及び鉛直方向について適切に組み	則に相当するものであることか
震」による地震動をいう。以下同じ。) との	合わせたものとして算定されなければなら	ら、第七条各項の規定は、指針か
応答スペクトルの比率の値が、目安として	ない。	ら明確化されたものに留まる。し
0. 5を下回らないような値で、工学的判	(耐震設計審査指針 解説)	たがって、新たに追加された要求
断に基づいて設定すること。	Ⅲ. 耐震設計方針について	事項はない。
② 弾性設計用地震動による地震力は、水	(2)弾性設計用地震動 Sd の設定について	
平2方向及び鉛直方向について適切に組み	弾性設計用地震動 Sd と基準地震動 Ss の応	
合わせたものとして算定すること。なお、	答スペクトルの比率(Sd/Ss)の値は、弾性設	
建物・構築物と地盤との相互作用、埋込み	計用地震動 Sd に求められる性格上、ある程	
効果及び周辺地盤の非線形性について、必	度以上の大きさであるべきであり、めやす	
要に応じて考慮すること。	として、0.5を下回らないような値で求め	
③ 地震力の算定に当たっては、地震応答	られることが望ましい。	
解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の		
うえ、適切な解析法を選定するとともに、		
十分な調査に基づく適切な解析条件を設定		
すること。		

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (16/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
① 地震力の算定過程において建物・構築物の設置位置等で評価される入力地震動については、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮するとともに、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮すること。また、敷地における観測記録に基づくとともに、最新の科学的・技術的知見を踏まえて、その妥当性が示されていること。	(3) 基準地震動 Ss 及び弾性設計用地震動 Sd による地震力の算定について 基準地震動 Ss 及び弾性設計用地震動 Sd による地震力を地震応答解析に基づいて算定する場合には、応答解析法の適用範囲、適用制限等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、十分な調査に基づく適切な解析条件を設定することと設定する。 なお、解放基盤表面が施設を設置する地盤に比して相当に深い場合は、解放基盤表面より上部の地盤における地震動の増幅特性を十分に調査し、必要に応じて 地震応答評価等に反映させることとする。	指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則に対象が安全機能を有全機能を安全機能を安安を能に対する要求に明確化された。 既許可の設計方針が指針を踏まれた。 既許可の設計方針が指針を踏まれた。 明に相当するものであるとともに、あること針のに相当するもの規定はまれた。 時代されたに追加された要求する。 事項はない。

全余裕を有していること。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (17/38)

けしての要
†しての要
三基準規則
とを有する しょうしょう かんしょう かんしょ しょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ しゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう
2の安全機
ごされた。
†を踏まえ
新たな規
ることか
は、指針か
習まる。し
られた要求

震度は高さ方向に一定とする。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (18/38)

事業指定 第7条(地震によ		再処理施設安全審査指針	備考
鉛直地震力が同時に不用すること の. 3以上を基種類に 特性及び地盤の算度は高さい。 ② 機器・配管系 を定し、。 ② 機器・配管系 では、。 ② 機器・配管系 では、。 ② 機器・配管系 では、。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	方向に一定とするこ クラスの地震力は、上 ん断力係数 Ciに施設の じた係数を乗じたものを 水平震度及び上記①の鉛 0%増しとした震度より 鉛直地震力は同時に不 作用させること。ただ	ii)機器・配管系 各耐震クラスの地震力は、上記i)に示す 地震層せん断力係数 Ci に施設の重要度分 類に応じた係数を乗じたものを水平震度と し、当該水平震度及び上記i)の鉛直震度を それぞれ 20%増しとした震度より求めるも のとする。 なお、水平地震力と鉛直地震力は同時に 不利な方向の組合せで作用するものとす る。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定と する。	指針では再処理施設に対しての要求指定基準規則に対象が安全機能を有する施設の安全機能を有する施設の安全機能に対する要求に明確化された。 既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たとものであることがあるとものであることがある。 期に相当するものに留まる。明確化されたも追加された要求はない。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (19/38)

事業指定基準規則		
7 71417 7 7747	再処理施設安全審査指針	備 考
第7条(地震による損傷の防止) なお、上記二①及び②において標準せん 断力係数C。等を0.2以上としたことに ついては、再処理事業者に対し、個別の 建物・構築物、機器・配管系の設計にお いて、それぞれの重要度を適切に評価 し、それぞれに対し適切な値を用いることにより、耐震性の高い施設の建設等を 促すことを目的としている。耐震性向上	再処理施設安全審査指針	備考 指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則において対象が安全機能を有する施設および耐震重要施設の安全機能に対する要求に明確化された。 既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たな規則に相当するものであることか
の観点からどの施設に対してどの程度の 割増し係数を用いれば良いかについて は、設計又は建設に関わる者が一般産業 施設及び公共施設等の耐震基準との関係 を考慮して設定すること。		ら、第七条各項の規定は、指針から明確化されたものに留まる。したがって、新たに追加された要求 事項はない。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表(20/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)

3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(解釈)

- 6 第7条第3項に規定する「基準地震動」とは、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものをいい、次の方針により策定すること。
 - 一 基準地震動は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定すること。

再処理施設安全審查指針

(指針 13)

再処理施設は、想定されるいかなる地震力に対してもこれが大きな事故の誘因とならないよう十分な耐震性を有していること。また、建物・構築物は十分な強度・剛性及び耐力を有する構造とするとともに、重要な建物・構築物は安定な地盤に支持させること。

(耐震設計審查指針解説)

- Ⅱ. 基準地震動 Ss の策定について
- (1) 基準地震動 Ss の性格について 旧指針においては、基準地震動に関して、地震動 S_1 及び地震動 S_2 の 2 種類を策定することとしていたが、今次改訂においてはこの双方の策定方針を統合し、基準地震動 Ss として、検討用地震の選定、地震動評価等について高度化を図ったものである。この基準地震動 Ss は、施設の耐震安全性を確保するための耐震設計の前提となる地震動であり、その策定に当たっては、個別の安全審査時における最新の知見に照らして、その妥当性が十分確認されなければならない。
- (2) 基準地震動 Ss の策定に関して使用する用語の意味解釈は次による。

備考

第3項の規定において、地震力の 算定にあたっては、水平2方向お よび鉛直方向を組合せることが新 たに追加された要求事項である。 (解釈8項一)

上記以外

指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則において対象が安全機能を有する施設および耐震重要施設の安全機能に対する要求に明確化された。 既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たな規則に相当するものであることから、第七条各項の規定は、指針から明確化されたものに留まる。したがって、新たに追加された要求事項はない。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (21/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)

上記の「解放基盤表面」とは、基準地震動を 策定するために、基盤面上の表層及び構造物 が無いものとして仮想的に設定する自由表面 であって、著しい高低差がなく、ほぼ水平で 相当な拡がりを持って想定される基盤の表面 をいう。ここでいう上記の「基盤」とは、概 ねせん断波速度 $Vs=700 \, \text{m/s}$ 以上の硬質地 盤であって、著しい風化を受けていないもの をいう。

二 上記の「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」は、内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震について、敷地に大きな影響を与えると予想される地震(以下「検討用地震」という。)を複数選定し、選定した検討用地震ごとに、不確かさを考慮して応答スペクトルに基づく地震動評価及び断層モデルを用いた手法による地震動評価を、解放基盤表面までの地震波の伝播特性を反映して策定すること。

上記の「内陸地殻内地震」とは、陸のプレートの上部地殻地震発生層に生じる地震をいい、海岸のやや沖合で起こるものを含む。 上記の「プレート間地震」とは、相接する二つのプレートの境界面で発生する地震をいう。

再処理施設安全審査指針

- ①「解放基盤表面」とは、基準地震動を 策定するために、基盤面上の表層や構造物 が無いものとして仮想的に設定する自由表 面であって、著しい高低差がなく、ほぼ水 平で相当な拡がりを持って想定される基盤 の表面をいう。ここでいう「基盤」とは、 概ねせん断波速度 Vs=700m/s 以上の硬質地 盤であって、著しい風化を受けていないも のとする。
- ②「活断層」とは、最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のある断層をいう。
- (3) 基準地震動 Ss の策定方針について ①検討用地震の選定に当たっては、敷地 周辺の活断層の性質や過去の地震の発生状 況を精査し、さらに、敷地周辺の中・小・ 微小地震の分布、応力場、地震発生様式 (プレートの形状・運動・相互作用を含 む。) に関する既往の研究成果等を総合的に 検討することとする。

備考

指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則において対象が安全機能を有する施設および耐震重要施設の安全機能に対する要求に明確化された。 既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たなともに、新たなといる。 別に相当するものであることから、第七条各項の規定は、指針から明確化されたものに留まる。 を明確に対するものに留まる。したがって、新たに追加された要求に追加された要求に

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表(22/38)

事業指定基準規則 第7条 (地震による損傷の防止)

上記の「海洋プレート内地震」とは、沈み込む(沈み込んだ)海洋プレート内部で発生する地震をいい、海溝軸付近又はそのやや沖合で発生する「沈み込む海洋プレート内の地震」又は海溝軸付近から陸側で発生する「沈み込んだ海洋プレート内の地震(スラブ内地震)」の2種類に分けられる。

なお、上記の「敷地ごとに震源を特定して策 定する地震動」とは、以下に掲げる方針によ り策定することをいう。

- ① 内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震について、活断層の性質や地震発生状況を精査し、中・小・微小地震の分布、応力場、及び地震発生様式(プレートの形状・運動・相互作用を含む。)に関する既往の研究成果等を総合的に検討し、検討用地震を複数選定すること。
- ② 内陸地殻内地震に関しては、以下に掲げる事項を考慮することをいう。

再処理施設安全審査指針

- ② 検討用地震は、次に示す地震発生様式等に着目した分類により選定することとする。
 - i) 内陸地殼内地震

「内陸地殻内地震」とは、陸のプレートの上部地殻地震発生層に生じる地震をいい、海岸のやや沖合で起こるものを含む。

ii)プレート間地震

「プレート間地震」とは、相接する二 つのプレートの境界面で発生する地震 をいう。

iii)海洋プレート内地震

「海洋プレート内地震」とは、沈み込む(沈み込んだ)海洋プレート内部で発生する地震をいい、海溝軸付近ないしそのやや沖合で発生する「沈み込む海洋プレート内の地震」と、海溝軸付近から陸側で発生する「沈み込んだ海洋プレート内の地震(スラブ内地震)」の2種類に分けられる。

③ 震源が敷地に近く、その破壊過程が地震動評価に大きな影響を与えると考えられる地震については、断層モデルを用いた手法を重視すべきである。

備考

指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則において対象が安全機能を有する施設および耐震重要施設の安全機能に対する要求に明確化された。 既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たな規則に相当するものであることから、第七条各項の規定は、指針から明確化されたものに留まる。とれたものにはある。とれたものにはある。とれたものにはある。とれたものにはある。とれたものにはある。とれている。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表(23/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)

- a) 震源として考慮する活断層の評価に当たっては、調査地域の地形・地質条件に応じ、既存文献の調査、変動地形学的調査、地質調査、地球物理学的調査等の特性を活かし、これらを適切に組み合わせた調査を実施した上で、その結果を総合的に評価し活断層の位置・形状・活動性等を明らかにすること。
- b) 震源モデルの形状及び震源特性パラメータ等の評価に当たっては、孤立した 短い活断層の扱いに留意するとともに、 複数の活断層の連動を考慮すること。
- ③ プレート間地震及び海洋プレート内地 震に関しては、国内のみならず世界で起 きた大規模な地震を踏まえ、地震の発生 機構及びテクトニクス的背景の類似性を 考慮した上で震源領域の設定を行うこ と。

再処理施設安全審査指針

- ④ 「基準地震動 Ss の策定過程に伴う不確かさ(ばらつき)」の考慮に当たっては、基準地震動 Ss の策定に及ぼす影響が大きいと考えられる不確かさ(ばらつき)の要因及びその大きさの程度を十分踏まえつつ、適切な手法を用いることとする。
- 5. 基準地震動の策定
- ② 上記①の「敷地周辺の活断層の性質」に関しては、次に示す事項を考慮すること。
- i) 耐震設計上考慮する活断層としては、後期更新世以降の活動が否定できないものとする。なお、その認定に際しては最終間氷期の地層又は地形面に断層による変位・変形が認められるか否かによることができる。
- ii) 活断層の位置・形状・活動性等を明らかにするため、敷地からの距離に応じて、地形学・地質学・地球物理学的手法等を総合した十分な活断層調査を行うこと。

備考

指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則において対象が安全機能を有する施設および耐震重要施設の安全機能に対する要求に明確化された。 既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たな規則に相当するものであることから、第七条各項の規定は、指針から明確化されたものに留まる。したがって、新たに追加された要求事項はない。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表(24/38)

用	川弟 / 余と冉処理施設女生番食指針 「比較オ	文 (24/ 38)
事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
④ 上記①で選定した検討用地震ごとに、下記	③上記①で選定した検討用地震ごとに、次	指針では再処理施設に対しての要
a) の応答スペクトルに基づく地震動評価及び	に示す i) の応答スペクトルに基づく地震動	求であったが,事業指定基準規則
b) の断層モデルを用いた手法による地震動評	評価及び ii)の断層モデルを用いた手法に	において対象が安全機能を有する
価を実施して策定すること。なお、地震動評	よる地震動評価の双方を実施し、それぞれ	施設および耐震重要施設の安全機
価に当たっては、敷地における地震観測記録	による基準地震動 Ss を策定する。なお、地	能に対する要求に明確化された。
を踏まえて、地震発生様式及び地震波の伝播	震動評価に当たっては、地震発生様式、地	既許可の設計方針が指針を踏まえ
経路等に応じた諸特性(その地域における特	震波伝播経路等に応じた諸特性(その地域	たものであるとともに、新たな規
性を含む。)を十分に考慮すること。	における特性を含む。)を十分に考慮する	則に相当するものであることか
= 1, 2, 2, 1, 2, 2, 3	こととする。	ら、第七条各項の規定は、指針か
a) 応答スペクトルに基づく地震動評価	i) 応答スペクトルに基づく地震動評価	ら明確化されたものに留まる。し
検討用地震ごとに、適切な手法を用いて	検討用地震ごとに、適切な手法を用いて	たがって、新たに追加された要求
応答スペクトルを評価のうえ、それらを	応答スペクトルを評価のうえ、それらを基	事項はない。
基に設計用応答スペクトルを設定し、こ	に設計用応答スペクトルを設定し、これに	
れに対して、地震の規模及び震源距離等	地震動の継続時間、振幅包絡線の経時的変	
に基づき地震動の継続時間及び振幅包絡	化等の地震動特性を適切に考慮して地震動	
線の経時的変化等の地震動特性を適切に	評価を行うこと。	
考慮して地震動評価を行うこと。		
b) 断層モデルを用いた手法に基づく地	ii) 断層モデルを用いた手法による地震動	
震動評価	評価	
検討用地震ごとに、適切な手法を用いて	1.1.55 検討用地震ごとに、適切な手法を用いて震	
震源特性パラメータを設定し、地震動評	源特性パラメータを設定し、地震動評価を	
価を行うこと。	行うこと。	
шшеп / С С ₀		

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (25/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
第7条(地震による損傷の防止) ⑤ 上記④の基準地震動の策定過程に伴う各種の不確かさ(震源断層の長さ、地震発生層の上端深さ・下端深さ、断層傾斜角、アスペリティの位置・大きさ、応力降下量、破壊開始点等の不確かさ、並びにそれらに係る考え方及び解釈の違いによる不確かさ)については、敷地における地震動評価に大きな影響を与えると考えられる支配的なパラメータについて分析した上で、必要に応じて不確かさを組み合わせるなど適切な手法を用いて考慮すること。	④ 上記③の基準地震動 Ss の策定過程に 伴う不確かさ(ばらつき)については、適 切な手法を用いて考慮することとする。	指針では再処理施設に対しての要求指定基本を対象が実生機能を有金機能を有金機能との安全機能をの安全機能といる要求に対する要求に対する要求に対する要求に対するとしてあるとものであるとものであるとものがあるともである。 して、第七条各項のに留まる。要求を明確化されたに追加された事項はない。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (26/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
	再処理施設安全審査指針 耐震設計審査指針 5項 基準地震動の策定(2)①~④及び耐震設計審査指針 解説のII(1)~(3)と同様	備考 指針では対象に対しての要求であったが、事業指定基準規則に対象が安全機能を安全機能をの安全機能をの安全機能に対する要施とされた。 既許のであるととのであるととのであるととのであるととのの規定は、新たととのの規定は、指しているの規定は、新たに追加された。 明確化されたに追加された要求する。 事項はない。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (27/38)

第 1 衣 事業相比基準規則第 7 条 2 再处理他放女主番負捐新 比較衣 (21/38)		
事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
三 上記6一の「震源を特定せず策定する地	(耐震設計審査指針)	指針では再処理施設に対しての要
震動」とは、震源と活断層を関連づけること	5. 基準地震動の策定	求であったが,事業指定基準規則
が困難な過去の内陸地殻内の地震について得	(3)「震源を特定せず策定する地震動」は、	において対象が安全機能を有する
られた震源近傍における観測記録を収集し、	震源と活断層を関連付けることが困難な過	施設および耐震重要施設の安全機
これらを基に、各種の不確かさを考慮して敷	去の内陸地殻内の地震について得られた震	能に対する要求に明確化された。
地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定	源近傍における観測記録を収集し、これら	既許可の設計方針が指針を踏まえ
して策定することをいう。なお、上記の「震	を基に敷地の地盤物性を加味した応答スペ	たものであるとともに、新たな規
源を特定せず策定する地震動」については、	クトルを設定し、これに地震動の継続時	則に相当するものであることか
次に示す方針により策定すること。	間、振幅包絡線の経時的変化等の地震動特	ら,第七条各項の規定は,指針か
① 解放基盤表面までの地震波の伝播特性	性を適切に考慮して基準地震動 Ss を策定す	ら明確化されたものに留まる。し
を必要に応じて応答スペクトルの設定に反	ることとする。	たがって、新たに追加された要求
映するとともに、設定された応答スペクト	(耐震設計審査指針解説)	事項はない。
ルに対して、地震動の継続時間及び振幅包	Ⅱ. 基準地震動 Ss の策定について	
絡線の経時的変化等の地震動特性を適切に	⑤「震源を特定せず策定する地震動」の策	
考慮すること。	定方針については、敷地周辺の状況等を十	
② 上記の「震源を特定せず策定する地震	分考慮した詳細な調査を実施しても、なお	
動」として策定された基準地震動の妥当性に	敷地近傍において発生する可能性のある内	
ついては、申請時における最新の科学的・	陸地殻内の地震の全てを事前に評価しうる	
技術的知見を踏まえて個別に確認するこ	とは言い切れないことから、敷地近傍にお	
と。その際には、地表に明瞭な痕跡を示さ	ける詳細な調査の結果にかかわらず、全て	
ない震源断層に起因する震源近傍の地震動	の申請において共通的に考慮すべき地震動	
について、確率論的な評価等、各種の不確	であると意味付けたものである。	
かさを考慮した評価を参考とすること。	この考え方を具現化して策定された基準地	
	震動 Ss の妥当性については、申請時点にお	
	ける最新の知見に照らして個別に確認すべ	
	きである。なお、その際には、地表に明瞭	

な痕跡を示さない震源断層に起因する震源近傍の地震動について、確率論的な評価等

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (28/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
ATT A (PEIRTES & DAMPS) (TILL)	を必要に応じて参考とすることが望ましい。	指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則に対象が安全機能を有する施設および耐震重明確化された。 既許の設計方針を踏まえた。 既許のであるとものがままる。 の規定はがいる。 に相当するもの規定はまる。 がら明確化されたに追加された要求 事項はない。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (29/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
四 基準地震動の策定につまするととは、 目的に応じた調査手法を選定等にとれての調査にといる。 また、 調査手法の「敷地では、 調査を確保すること。 また、上記の「敷地では、 に震源を特定して策定する地震動」の地震がでは、 に震源を特定は、 の地震がいる地震をでは、 ののは、 をでは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 の	耐震設計審査指針 5項 基準地震動の策定(2)①~④及び耐震設計審査指針 解説のⅡ(1)~(3)と同様	指針では再処理施設に対しての要求指定基準するが、事業指定基を有全機能を存金機能を安全機能を安全機能を安全機能を安定をであるという。 一般で対象が安全機能をの安全機能を対する要求に明確化された。 一般であるともに、あることがであるとともに、あることがであるとの規定は、まるの規定は、まるの規定は、まるの規定は、まるの規定は、まるの規定は、まるの規定は、まるの規定は、まるの規定は、まるの規定はない。

事業指定基準規則 第7条 (地震による損傷の防止)

② 上記①の評価の実施に当たって必要な敷地及び敷地周辺の調査については、地域特性及び既往文献の調査、既存データの収集・分析、地震観測記録の分析、地質調査、ボーリング調査並びに二次元又は三次元の物理探査等を適切な手順と組合せで実施すること。

なお、上記の「敷地ごとに震源を特定して 策定する地震動」及び「震源を特定せず策 定する地震動」については、それぞれが対 応する超過確率を参照し、それぞれ策定さ れた地震動の応答スペクトルがどの程度の 超過確率に相当するかを把握すること。

(解釈)

- 7 第7条第3項に規定する「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを満たすために、基準地震動に対する安全機能を有する施設の設計に当たっては、以下の方針によること。
 - 一 耐震重要施設のうち、二以外のもの
 - ① 基準地震動による地震力に対して、その安全機能が保持できること。

再処理施設安全審査指針

- ⑥「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」については、それぞれ策定された地震動の応答スペクトルがどの程度の超過確率に相当するかを把握しておくことが望ましいとの観点から、それぞれが対応する超過確率を安全審査において参照することとする
- ⑦検討用地震の選定や基準地震動 Ss の策定 に当たって必要な調査や評価を行う際は、 既往の資料等について、それらの精度に対 する十分な考慮を行い、参照することとす る。なお、既往の評価と異なる結果を得た 場合には、その根拠を明示しなければなら ない。

(耐震設計審査指針)

7. 荷重の組合せと許容限界 耐震安全性に関する設計方針の妥当性の評 価に当たって考慮すべき荷重の組合せと許 容限界についての基本的考え方は、以下に 示すとおりである。

備考

指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則において対象が安全機能を有する施設および耐震重要施設の安全機能に対する要求に明確化された。 既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たな対し、第七条各項の規定は、指針から明確化されたものに留まる。したがって、新たに追加された要求事項はない。

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)

- ② 建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力との組合せに対して、当該建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有していること。
- ③ 機器・配管系については、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件に対して、その施設に要求される機能を保持するにより塑性ひずみが生じる場合である破断を見いている機能に影響を及ぼさないこと。また、動的機器等についる機能を保持すること。具体的には、実動による応答に対して、その設備には、実動による応答に対して、その設備には、実動による応答に対して、その設備には、実動による応答に対して、その設備には、実動による応答に対して、と。具体的には、実力を保持すること。

再処理施設安全審査指針

- (1)建物·構築物
- ①Sクラスの建物・構築物
- i) 基準地震動 Ss との組合せと許容限界 常時作用している荷重及び運転時に作用 する荷重と基準地震動 Ss による地震力との 組合せに対して、当該建物・構築物が構造 物全体としての変形能力(終局耐力時の変 形)について十分な余裕を有し、建物・構 築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有 していること。
- (2)機器·配管系
- ①S クラスの機器・配管系
- i) 基準地震動 Ss との組合せと許容限界 通常運転時、運転時の異常な過渡変化 時、及び事故時に生じるそれぞれの荷重と 基準地震動 Ss による地震力とを組み合わ せ、その結果発生する応力に対して、構造 物の相当部分が降伏し、塑性変形する場合 でも、過大な変形、亀裂、破損等が生じ、 その施設の機能に影響を及ぼすことがない こと。

なお、動的機器等については、基準地震動 Ss による応答に対して、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。

備考

指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則において対象が安全機能を有する施設および耐震重要施設の安全機能に対する要求に明確化された。 既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たな規則に相当するものであることから、第七条各項の規定は、指針から明確化されたものに留まる。したがって、新たに追加された要求事項はない。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (32/38)

7/14 事業指定至中观别,「不管自然及主宙直指」 地铁纸 (62/ 66)		
事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
及び事故時に生じるそれぞれの荷重」については、地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせて考慮すること。 IV. は、地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震力と組み合わせて考慮すること。	(耐震設計審査指針 解説) 7. 荷重の組合せと許容限界について 荷重の組合せと許容限界についての解釈 は以下による。 (1)「運転時の異常な過渡変化時及び事故 に生じるそれぞれの荷重」についてある。 を震によって作用するおそれのない事象によって作用するおそれのない事象であっても、からない事象によったが発生した場合であっても、おければならない。 ないの事故事象によければならない。 ないの事故事の発生確率と継続時間及 が地震動の超過確率の関係を踏まえ、であっています。 ないまするが極めて、発生するでは、そのような事象によって発生するでは、そのような事象によって発生するでは、そのような事象によって発生するでは、そのような事象によって発生するでは、そのような事象によって発生するでは、そのような事象によって発生するでは、そのような事象によって発生するが重を地震力と組み合わせて考慮するがある。	指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則に対いて対象が安全機能を有する施設および耐震重要施設の安全機能に対する要求に明確化された。 既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たとものであるとともに、新七条各項の規定は、指針から明確化されたものに留まる。要求事項はない。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (33/38)

为了数一步不由定至于例外为1·尔兰门之还施数文工留互用的 20次数(66)66)			
第7条	事業指定基準規則 会(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
なお、上 対する荷 形又は歪 の終局状	記の「終局耐力」とは、構造物に重を漸次増大した際、構造物の変みが著しく増加する状態を構造物態と考え、この状態に至る限界の負荷をいう。	(耐震設計審査指針解説) IV. 荷重の組合せと許容限界について (3) 建物・構築物の基準地震動 Ss との組合せに対する項目中の「終局耐力」とは、構造物に対する荷重を漸次増大した際、構造物の変形又は歪みが著しく増加する状態に至る限界の最大荷重負荷を意味する。 (4) 機器・配管系の許容限界については、「発生する応力に対して降伏応力又はこれと同等な安全性」を有することを基本的な考え方としたが、具体的には、電気事業法に定める「発電用原子力設備に関する技術基準」等がこれに相当する。	指針では再処理施設に対とであったが、事業指定を有すと機能を有主機能を存金機能で対象が安全機能であるととがであるとともに対するとともに、新たとともであるとともであるとともであるとともであるとともである。指針から、第七条各項の規定はされた要求を明確化されたに追加された要求事項はない。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (34/38)

また、耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計すること。この波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等を含めて、事象選定及び影響評価の結果の妥当性を示すとともに、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用すること。

なお、上記の「耐震重要施設が、耐震重要 度分類の下位のクラスに属するものの波及 的影響によって、その安全機能を損なわな い」とは、少なくとも以下に掲げる事項に ついて、耐震重要施設の安全機能への影響 が無いことを確認することをいう。

a) 設置地盤及び地震応答性状の相違等 に起因する相対変位又は不等沈下による 影響 (耐震設計審查指針)

- 6. 耐震設計方針
- (1) 基本的な方針
- ④ 上記各号において、上位の分類に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないこと。

指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則において対象が安全機能を有する施設および耐震重要施設の安全機能に対する要求に明確化された。 既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たな規則に相当するものであることから、第七条各項の規定は、指針から明確化されたものに留まる。したがって、新たに追加された要求事項はない。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (35/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
b) 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響 c) 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 d) 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 (解釈) 8 第7条第3項に規定する「基準地震動による地震力」の算定に当たっては、以下に掲げる方法によること。 一 基準地震動による地震力は、基準地震動を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定すること。 なお、建物・構築物と地盤との相互作用、埋込み効果及び周辺地盤の非線形性について、必要に応じて考慮すること。	(耐震設計審査指針) 6. 耐震設計方針 (2)地震力の算定法施設の耐震設計に用いる地震力の算定は以下に示す方法によらなければならない。 ①基準地震動 Ss による地震力基準地震動 Ss による地震力は、基準地震動 Ss を用いて、水平方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定されなければならない。	指針では再処理施設に対しての要求指定基準規則を表すると機能を有金機能に対する要素に明確化された。 既許のであるとともに、あることがあるに相当するもの規定はののであるとものがあるとものがあるとものがあるとは、第七条各項の規定はは、新たに追加された。要求事項はない。

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (37/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によっ	(耐震設計審査指針)	指針では再処理施設に対しての要
て生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全	8. 地震随伴事象に対する考慮	求であったが、事業指定基準規則
機能が損なわれるおそれがないものでなければ	施設は、地震随伴事象について、次に示す	において対象が安全機能を有する
ならない。	事項を十分考慮したうえで設計されなけれ	施設および耐震重要施設の安全機
	ばならない。	能に対する要求に明確化された。
(解釈)	(1) 施設の周辺斜面で地震時に想定しう	既許可の設計方針が指針を踏まえ
9 第7条第4項は、耐震重要施設の周辺斜面	る崩壊等によっても、施設の安全機能が重	たものであるとともに、新たな規
について、基準地震動による地震力を作用させ	大な影響を受けるおそれがないこと。	則に相当するものであることか
た安定解析を行い、崩壊のおそれがないことを		ら、第七条各項の規定は、指針か
確認するとともに、崩壊のおそれがある場合に		ら明確化されたものに留まる。し
は、当該部分の除去及び敷地内土木工作物によ		たがって、新たに追加された要求
る斜面の保持等の措置を講じることにより、耐		事項はない。
震重要施設に影響を及ぼすことがないようにす		
ることをいう。		
また、安定解析に当たっては、以下に掲げる方		
針によることをいう。		
一 安定性の評価対象としては、重要な安全		
機能を有する設備が内包された建屋及び重要		
な安全機能を有する屋外設備等に影響を与え		
るおそれのある斜面とすること。		
二 地質・地盤の構造、地盤等級区分、液状		
化の可能性及び地下水の影響等を考慮して、		
すべり安全率等により評価すること。		

第1表 事業指定基準規則第7条と再処理施設安全審査指針 比較表 (38/38)

事業指定基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	再処理施設安全審査指針	備考
三評価に用いる地盤モデル、地盤パラメータ及び地震力の設定等は、基礎地盤の支持性能の評価に準じて行うこと。特に地下水の影響に留意すること。		指針では再処理施設に対しての要求であったが、事業指定基準規則に対象が安全機能を有全機能を有全機能と対する要求に明確化された。 既許可の設計方針が指針を踏まれた。 既許のであるともに、新たととり、第七条各項の規定は、指針から明確化されたも追加された要求はない。

- 1. 2 要求事項に対する適合性
- ロ. 再処理施設の一般構造
- (1) 耐震構造

再処理施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、「事業指定基準規則」 に適合するように設計する。

なお、事業指定基準規則の解釈別記2に基づき、安全機能を有する施設を 耐震重要度に応じて、Sクラス、Bクラス及びCクラスに分類する方針とす る。

- (i) 安全機能を有する施設は、地震力に対して十分耐えることができる構造 とする。
- (i) 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の観点から、耐震設計上の重要度をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。
- (ii) 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用 した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができ る地盤に設置する。
- (x) Sクラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。
- (v) 基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的知見から想定することが適切なものを選定することとし、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する。策定した基準地震動の応答スペクトルを第6図に、加速度時刻歴波形を

第7図に示す。解放基盤表面は、敷地地下で著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な拡がりを有し、著しい風化を受けていない岩盤でS波速度が概ね0.7km/s以上となる標高-70mとする。

また, 弾性設計用地震動を以下の通り設定する方針とする。

(a) 地震動設定の条件

基準地震動との応答スペクトルの比率について、工学的判断として以下を考慮し、Ss-B1からB5, Ss-C1からC4に対して0.5, Ss-Aに対して0.52と設定する。

- (4) 基準地震動との応答スペクトルの比率は、再処理施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率に対応し、その値は0.5程度である。
- (ロ) 弾性設計用地震動は、発電用原子炉 施設に関する耐震設計審査 指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日 一部改訂)に基づく旧申請書等における基準地震動S1の応答スペ クトルを概ね下回らないようにする。

(b) 弹性設計用地震動

震源を特定して策定する地震動(Ss-A, $Ss-B1\sim B5$)に対応する弾性設計用地震動の最大加速度は水平方向364.0 c m/s 2 及び鉛直方向242.8 c m/s 2 , 震源を特定せず策定する地震動($Ss-C1\sim C4$)に対応する弾性設計用地震動の最大加速度は水平方向310.0 c m/s 2 及び鉛直方向160.0 c m/s 2 である。

- (vi) 地震応答解析による地震力及び静的地震力の算定方針
 - (a) 地震応答解析による地震力 以下のとおり、地震応答解析による地震力を算定する方針とする。

(4) Sクラスの施設の地震力の算定方針

基準地震動及び弾性設計用地震動から定まる入力地震動を用いて, 水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(I) Bクラスの施設の地震力の算定方針

Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設の影響検討に当たって、 弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定まる入力地震動を用 いることとし、加えてSクラスと同様に、水平2方向及び鉛直方向に ついて適切に組み合わせ、地震力を算定する。

(ハ) 入力地震動の設定方針

建物・構築物の地震応答解析における入力地震動について、解放基盤表面からの伝播特性を考慮し、必要に応じて、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。

(二) 地震応答解析方法

地震応答解析方法については、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、解析手法の適用性、適用限界を考慮のうえ、解析方法を選定するとともに、調査に基づく解析条件を設定する。また、対象施設の形状、構造特性等を踏まえたモデル化を行う。

(b) 静的地震力

以下のとおり、静的地震力を算定する方針とする。

(イ) 建物・構築物の水平地震力

水平地震力について、地震層せん断力係数に、再処理施設の重要度 分類に応じた係数 (Sクラスは3.0, Bクラスは1.5及びCクラスは 1.0) を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定する。

ここで、地震層せん断力係数は、標準せん断力係数を0.2以上とし、 建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とす る。

(ロ) 建物・構築物の保有水平耐力

保有水平耐力について、必要保有水平耐力を上回るものとし、必要 保有水平耐力については、地震層せん断力係数に乗じる係数を1.0、標 準せん断力係数を1.0以上として算定する。

(ハ) 建物・構築物の鉛直地震力

鉛直地震力について、震度0.3以上を基準とし、建物<u>・</u>構築物の振動特性並びに地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。

(二) 機器・配管系の地震力

機器・配管系の地震力について、建物・構築物で算定した地震層せん断力係数に再処理施設の耐震クラスに応じた係数を乗じたものを水平震度と見なし、その水平震度と建物・構築物の鉛直震度をそれぞれ20%増しとして算定する。

(ホ) 水平地震力と鉛直地震力の組合せ

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利 な方向の組合せで作用するものとする。

(へ) 標準せん断力係数の割増し係数

標準せん断力係数の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。

(前) 荷重の組合せと許容限界の設定方針

(a) 建物·構築物

以下のとおり、建物<u>・</u>構築物の荷重の組合せ及び許容限界を設定する。

(4) 荷重の組合せ

<u>Sクラス施設を有する建物・構築物</u>について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重)、運転時の状態で施設に作用する荷重及び設計用自然条件(積雪荷重、風荷重)とする。

<u>Bクラス施設を有する建物・構築物</u>について、共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及び設計用自然条件とする。

<u>Cクラス施設を有する建物・構築物</u>について,静的地震力と組み合わせる荷重は,常時作用している荷重,運転時の状態で施設に作用する荷重及び設計用自然条件とする。

(□) 許容限界

<u>Sクラス施設を有する建物・構築物</u>について,基準地震動による地震力との組合せにおいては,建物・構築物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し,終局耐力に対し妥当な安全余裕を有することとする。なお,終局耐力は,建物・構築物に対する荷重又は応力が漸次増大し,その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大荷重負荷とする。Sクラス,Bクラス並びにCクラス施設を有する建物・構築物について,基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せにおいては,地震力に対して概ね弾性状態に留まるように,発生する応力に対して,建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

(b) 機器·配管系

以下のとおり、機器<u>・</u>配管系の荷重の組合せ並びに許容限界を設定する方針とする。

(イ) 荷重の組合せ

Sクラスの機器・配管系について、基準地震動による地震力、弾性 設計用地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、運 転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じ る荷重、設計基準事故時に生じる荷重及び設計用自然条件(積雪荷重、 風荷重)とする。

Bクラスの機器・配管系について、共振影響検討用の地震動による 地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、運転時の状態で施設に 作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重及び設計用自 然条件とする。

Cクラスの機器・配管系について、静的地震力と組み合わせる荷重は、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重及び設計用自然条件とする。

(1) 許容限界

Sクラスの機器・配管系について、基準地震動による地震力との組合せにおいては、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。なお、地震時又は地震後の機器及び配管系の動的機能要求については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。

Sクラス, Bクラス並びにCクラスの機器・配管系について, 基準

地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せによる影響評価においては、応答が全体的に概ね弾性状態に留まることを許容限界とする。

(逆) 波及的影響に係る設計方針

以下のとおり、波及的影響の評価に係る事象選定及び影響評価を行う 方針とする。

- (a) 敷地全体を網羅した調査及び検討の内容を含めて、以下に示す4つの観点について、波及的影響の評価に係る事象選定を行う。
- (イ) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下 による影響
- (ロ) 耐震重要施設と下位クラスの施設との接続部における相互影響
- (ハ) 建屋内における下位クラスの施設の損傷,転倒,落下による耐震重要施設への影響
- (三) 建屋外における下位クラスの施設の損傷,転倒,落下による耐震重要施設への影響
- (b) 各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的 影響を考慮すべき施設を摘出する。
- (c) 波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震 動又は地震力を適用する。
- (d) これら4つの観点以外に追加すべきものがないかを,原子力発電所の地震被害情報をもとに確認し,新たな検討事象が抽出された場合には、その観点を追加する。

【補足説明資料1-1】

1. 3 規則への適合性

「再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」(以下「事業指定基準規則」という。)第七条では,安全機能を有する施設に関する地震による損傷の防止について,以下の要求がされている。

(地震による損傷の防止)

- 第七条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。
- 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への 影響の程度に応じて算定しなければならない。
- 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を 及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以 下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわ れるおそれがないものでなければならない。
- 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある 斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項及び第2項について

- (I) 安全機能を有する施設は、耐震重要度に応じて以下に示すS, B 及びCの3クラス(以下「耐震重要度分類」という。)に分類し、それぞれに応じた耐震設計を行う。
 - · S クラスの施設: 自ら放射性物質を内蔵している施設, 当該施設に

直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設,放射線物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に,外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって,環境への影響が大きいもの。

- ・Bクラスの施設:安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合 の影響がSクラス施設と比べ小さい施設。
- ・Cクラスの施設: Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設 以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性 が要求される施設。
- ② S, B及びCクラスの施設は、以下に示す地震力に対しておおむ ね弾性範囲に留まる設計とする。
 - ・ S クラス: 弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力。
 - ・Bクラス:静的地震力 共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動 Sdに2分の1を乗じた地震力。
 - ・Cクラス:静的地震力
 - a. 弾性設計用地震動 S d による地震力

弾性設計用地震動 S d は、基準地震動 S s との応答スペクトルの比率の値が、目安として 0.5 を下回らないような値で、工学的判断に基づいて設定する。

- b. 静的地震力
 - (a) 建物·構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数Ciに、次に示す施設の耐震 重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて 算定するものとする。

- S ク ラ ス 3.0
- Bクラス 1.5
- Cクラス 1.0

ここで、地震層せん断力係数Ciは、標準せん断力係数COを 0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し て求められる値とする。

また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 Ciに乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分 類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数 C0は1.0以上とする。

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

(b) 機器·配管系

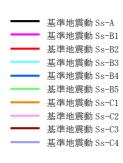
耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数Ciに施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。なお、水平地震力と鉛直地震力とは同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

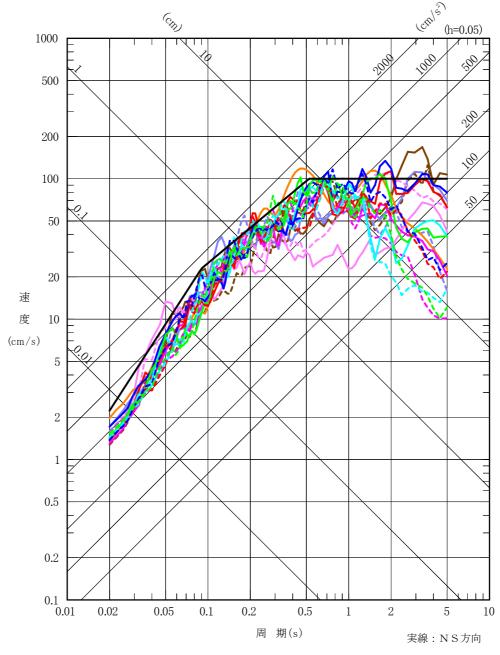
第3項について

- (1) 基準地震動 S s は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものを策定する。
- (2) 耐震重要施設は、基準地震動 S s による地震力に対して安全機能 を損なわれないよう設計する。

第4項について

耐震重要施設周辺においては、基準地震動Ssによる地震力に対して、施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。





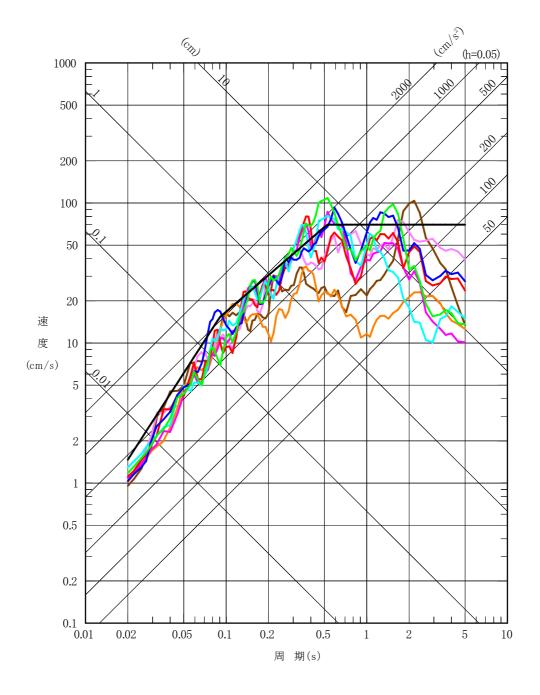
ダム軸方向 (Ss-C2のみ)

破線:EW方向

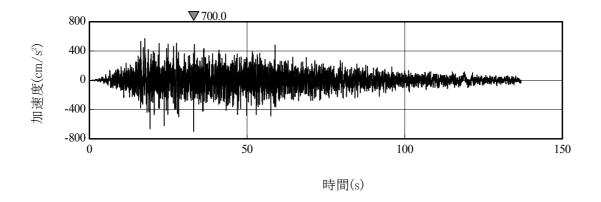
上下流方向(Ss-C2のみ)

第6図(1) 基準地震動の応答スペクトル (水平方向)

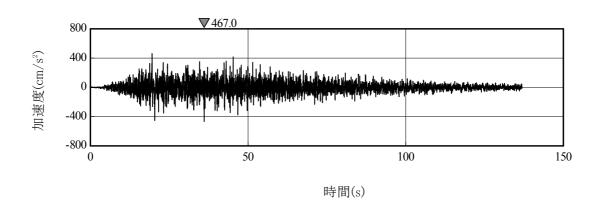




第6図(2) 基準地震動の応答スペクトル (鉛直方向)

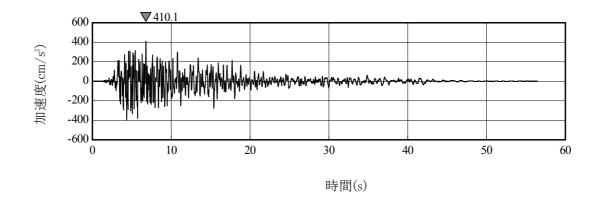


(a) 水平方向

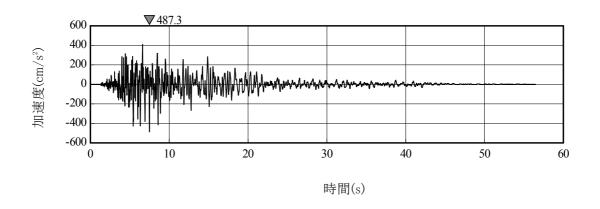


(b) 鉛直方向

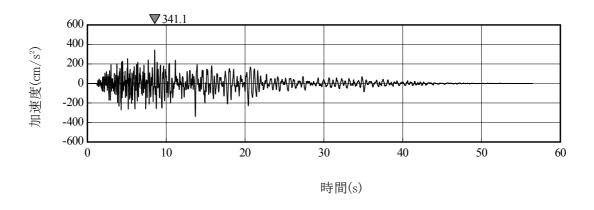
第7図(1) 基準地震動Ss-Aの設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

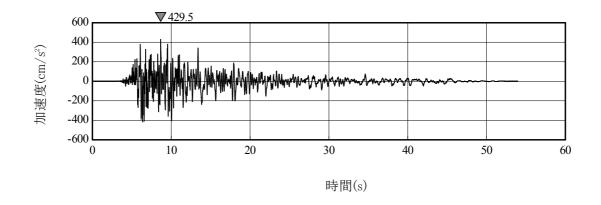


(b) EW方向

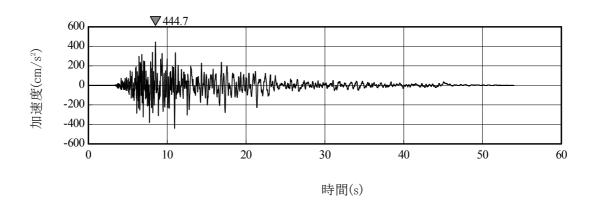


(c) UD方向

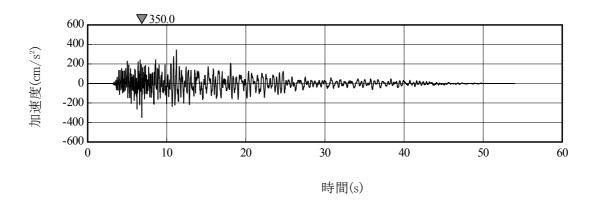
第7図(2) 基準地震動Ss-B1の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

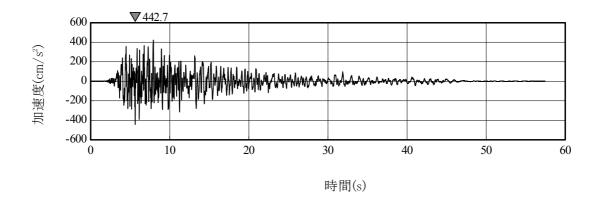


(b) EW方向

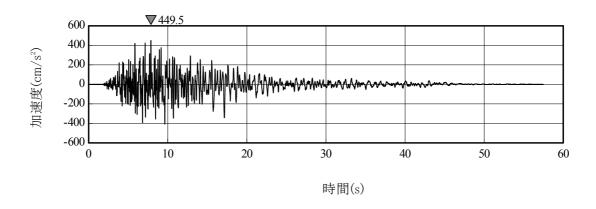


(c) UD方向

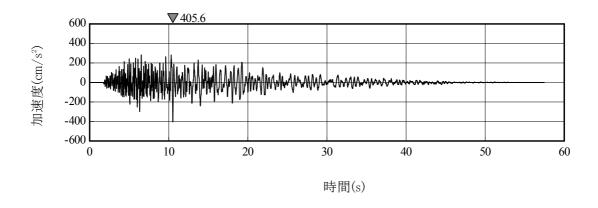
第7図(3) 基準地震動 S s - B 2の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

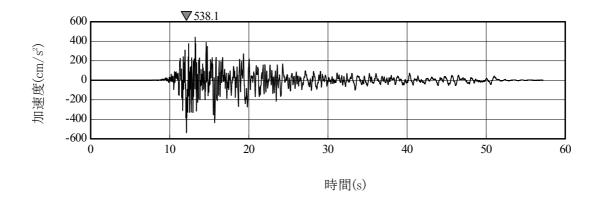


(b) EW方向

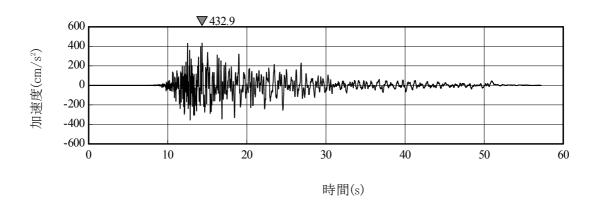


(c) UD方向

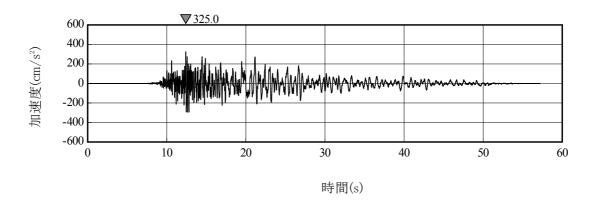
第7図(4) 基準地震動Ss-B3の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

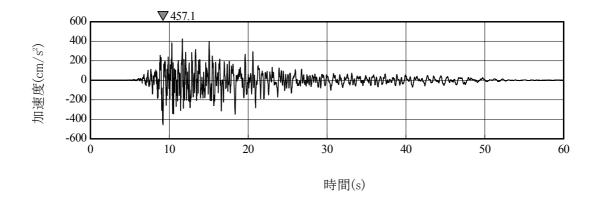


(b) EW方向

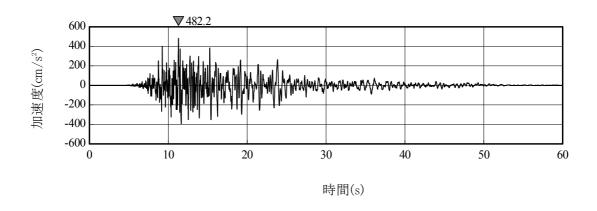


(c) UD方向

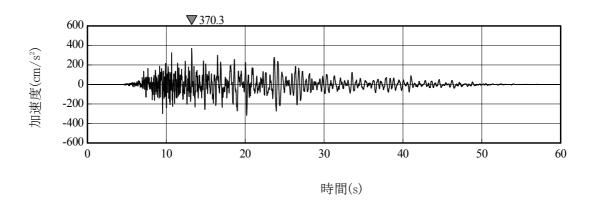
第7図(5) 基準地震動 S s - B 4の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

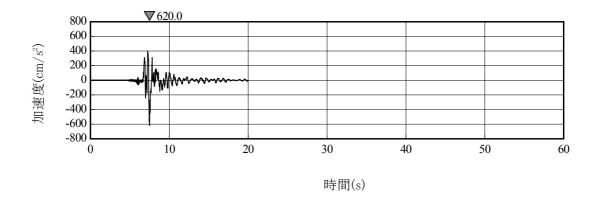


(b) EW方向

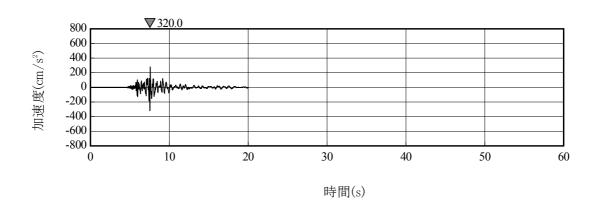


(c) UD方向

第7図(6) 基準地震動 S s - B 5の加速度時刻歴波形

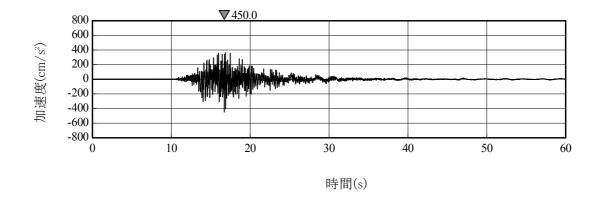


(a) 水平方向

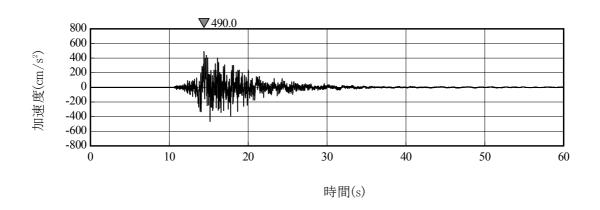


(b) 鉛直方向

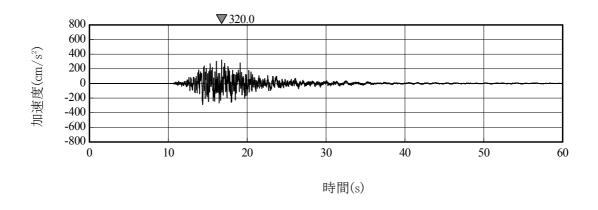
第7図(7) 基準地震動Ss-C1の加速度時刻歴波形



(a) ダム軸方向

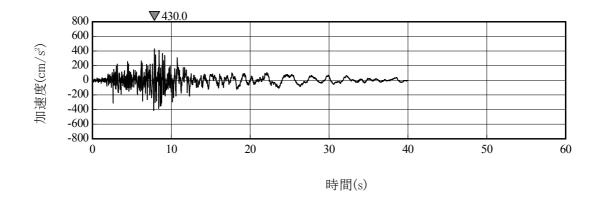


(b) 上下流方向

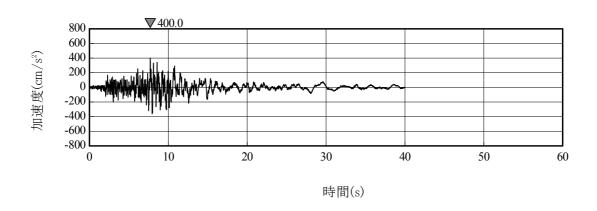


(c) 鉛直方向

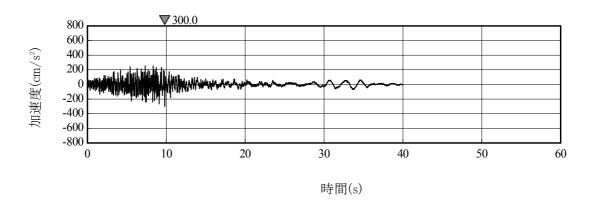
第7図(8) 基準地震動Ss-C2の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

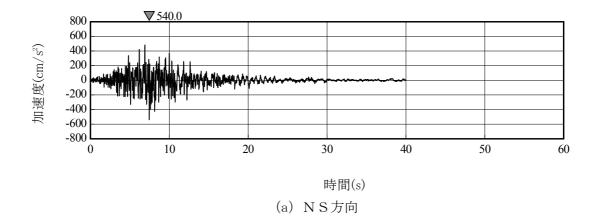


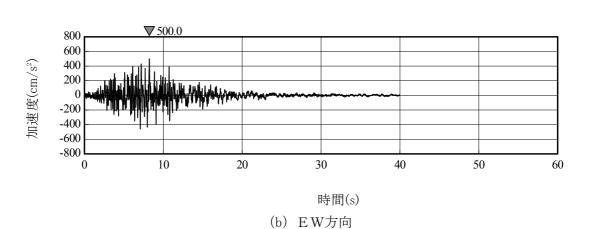
(b) EW方向



(c) UD方向

第7図(9) 基準地震動 S s - C 3の加速度時刻歴波形





第7図(10) 基準地震動Ss-С4の加速度時刻歴波形

2. 耐震設計

再処理施設の耐震設計は、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合するように、「2.1 安全機能を有する施設の耐震設計」に従って行う。

- 2. 1 安全機能を有する施設の耐震設計
- 2.1.1 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針
 - (1) 安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができるように設計する。
 - (2) 安全機能を有する施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、耐震重要度に応じてSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。
 - (3) Sクラスの安全機能を有する施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。また、Sクラスの安全機能を有する施設は、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。
 - (4) Bクラス及びCクラスの安全機能を有する施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、Bクラスの安全機能を有する施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。
 - (5) 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することが

できる地盤に設置する。

- (6) Sクラスの施設に対し、静的地震力は、水平方向と鉛直方向が同時に 不利な方向の組合せで作用するものとする。また、基準地震動及び弾性 設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に 組み合わせて作用するものとする。
- (7) Sクラスに属する施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属する ものの波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。
- (8) 安全上重要な施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、安全上重要な施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。

【補足説明資料2-1】

2.1.2 耐震設計上の重要度分類

安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を、事業指定基準規則の解釈別記2に基づき、Sクラス、Bクラス及びCクラスに分類する方針とする。

具体的には、旧申請書における再処理施設安全審査指針(昭和61年2月20日原子力安全委員会決定。)に基づく耐震重要度の分類であるAクラス及びAsクラスをSクラス、Bクラス及びCクラスをそれぞれBクラス及びCクラスに置き換える。また、以下の施設については、事業指定基準規則の要求事項に照らし、当該設備に求められる安全機能の重要度を再検討し耐震クラスの見直しをする。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の定量ポット, エアリフト分離ポット, 中間ポット及び脱硝装置を収納するグローブ ボックス並びにそれに 附随する排気系統等は主に点検及び保修作業を行うために設置したものである。当該グローブ ボックスの閉じ込め機能が喪失した場合においても, 除去できない少量の核燃料物質が存在するのみであり, その影響はSクラス施設と比べ小さいことから, 旧申請書等でAクラスとしていたものをBクラスに見直す。なお, 機器を収納するグローブ ボックスについては, 収納する耐震Sクラス施設への波及的影響を防止できる設計(基準地震動による機能維持確認)とする。

【補足説明資料2-6】

前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 及び高レベル廃液ガラス固化建屋の換気設備排気系は、汚染のおそれのあ る区域からの排気を閉じ込める機能を有する設備であることから、旧申請 書等では耐震CクラスとしていたものをSクラスに見直す。

【補足説明資料2-7】

分離設備の臨界に係る計測制御系(以下「臨界関係計装」という。)及 び遮断弁並びにプルトニウム精製設備の注水槽及び注水槽の液位低警報に 関しては、安全上重要な施設の区分見直しのとおり、当該設備は地震時に おいても機能を期待するものではないことから、耐震Aクラス又はAsク ラスとしていたものを耐震Cクラスに見直す。

【第15条:安全機能を有する施設 整理資料 補足説明資料1-2, 1-3】 安全保護回路及び遮蔽設備等,旧申請書等において主要設備としての具体的な記載がなく,その後の設計および工事の方法の認可申請書において耐震重要度分類を示した設備について記載を明確にする。

【補足説明資料2-8, 2-9】

(1) 耐震重要度による分類

a. Sクラスの施設

自ら放射性物質を内包している施設,当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設,放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に,外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって,環境への影響が大きいもの。

b. Bクラスの施設

安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設。

c. Cクラスの施設

Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設 又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。

(2) クラス別施設

上記耐震設計上の重要度分類によるクラス別施設を以下に示す。

- a. Sクラスの施設
- (a) その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設
 - i. 形状寸法管理を行う設備のうち,平常運転時その破損又は機能喪失 により臨界を起こすおそれのある設備
- (b) 使用済燃料を貯蔵するための施設
 - i. 使用済燃料受入れ設備の燃料取出し設備並びに使用済燃料貯蔵設備 の燃料貯蔵設備,燃料移送設備及び燃料送出し設備のプール,ピット, 移送水路,ラック,架台
- (c) 高レベル放射性液体廃棄物を内包する系統及び機器
 - i. 高レベル廃液を内包する系統及び機器のうち安全上重要な施設
- (d) プルトニウムを含む溶液を内包する系統及び機器
 - i. プルトニウムを含む溶液を内包する系統及び機器のうち安全上重要 な施設
- (e) 上記(c)及び(d)の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設
 - i. 上記(c)及び(d)のSクラスの設備を収納するセル等及びせん断セル
- (f) 上記(c), (d)及び(e)に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制 するための施設
 - i. 上記(c)及び(d)のSクラスの機器の廃ガス処理設備のうち安全上重要 な施設
 - ii. 上記(e)のSクラスのセル等の換気設備のうち安全上重要な施設
 - iii. 上記(e)のSクラスのセル等を収納する構築物の換気設備のうち安全 上重要な施設
 - iv. 主排気筒及びその排気筒モニタ

SクラスとBクラス以下の配管又はダクトの取合いは、Bクラス以下

の廃ガス処理設備又は換気設備の機能が喪失したとしても、Sクラスの 廃ガス処理設備又は換気設備に影響を与えないようにする。

- (g) 上記(a)~(f)の施設の機能を確保するために必要な施設
 - i. 非常用所内電源系統,安全圧縮空気系及び安全蒸気系
 - ii. 安全冷却水系及び使用済燃料貯蔵設備のプール水冷却系
 - iii. 安全保護回路及び保護動作を行う機器
 - iv. 安全上重要な施設の漏えい液を受ける漏えい液受皿の集液溝の液位 警報及び漏えい液受皿から漏えい液を回収するための系統のうち安全 上重要な施設
 - v. 計測制御系統施設等に係る安全上重要な施設のうち, 地震後においても, その機能が継続して必要な施設
- (h) その他の施設
 - i. 固化セル移送台車
 - ii. ガラス固化体貯蔵設備の収納管、通風管
 - iii. ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備のうち貯蔵室から排風機までの範囲
 - iv. 使用済燃料貯蔵設備の補給水設備
 - v. その機能喪失により臨界に至る可能性のある計測制御系統施設に係る安全上重要な施設は、Sクラスとするか又は検出器の故障を検知し 警報を発する故障警報及び工程停止のための系統をSクラスとする。
 - vi. 制御建屋中央制御室換気設備
 - vii. 水素掃気用の安全圧縮空気系はSクラスとする。

また、Sクラスの水素掃気用の安全圧縮空気系が接続されている機器は、溶液の放射線分解により発生する水素の爆発を適切に防止するため、構造強度上Sクラスとする。

- viii. 遮蔽設備のうち安全上重要な施設
- b. Bクラスの施設
- (a) 放射性物質を内包している施設であって、Sクラスに属さない施設 (ただし内包量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆 に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。)
 - i. 使用済燃料貯蔵設備のプール水浄化系
 - ii. 高レベル廃液を内包する設備のうち、溶解施設、分離施設、高レベル廃液処理設備、高レベル廃液ガラス固化設備の系統及び機器
 - iii. プルトニウムを含む溶液を内包する設備のうち、溶解施設、分離施設、精製施設、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の系統及び機器
 - iv. ウランを内包する系統及び機器
 - v. プルトニウムを含む粉体を内包する系統及び機器
 - vi. 酸回収設備及び溶媒回収設備
 - vii. 低レベル廃液処理設備, ただし, 洗濯廃液, 床ドレンの一部, 試薬ドレン, 手洗いドレン, 空調ドレンに係る設備, 及び海洋放出管の一部を除く。
 - viii. 低レベル固体廃棄物処理設備
 - ix. 分析設備
- (b) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するため の施設でSクラスに属さない施設
 - i. Bクラスの設備を収納するセル等
 - ii. Bクラスの機器の廃ガス処理設備のうち、塔槽類から排風機を経て 弁までの範囲
 - iii. Bクラスのセル等の換気設備のうち、セル等から排風機を経てダンパまでの範囲

- (c) その他の施設
 - i. 放射性物質を取り扱う移送機器及び装置類。ただし、以下の設備を 除く。
 - (i) 放射性物質の環境への放出のおそれがない移送機器及び装置類
 - (i) 放射能濃度が非常に低いか、又は内包量が非常に小さいものを取り 扱う移送機器及び装置類
 - ii. 主要な遮蔽設備
- c. Cクラスの施設

上記S, Bクラスに属さない施設

- (3) 耐震設計上の留意事項
- a. ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールは,基準地震動にて臨界安全が確保されていることの確認を行う。
- b. 上位の分類に属する設備と下位の分類に属する設備間で液体状の放射 性物質を移送するための配管及びサンプリング配管のうち、明らかに 取扱い量が少ない配管は、設備のバウンダリを構成している範囲を除 き、下位の分類とする。
- c. ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の定量ポット,中間ポット及び脱硝装置のグローブ ボックスは,収納するSクラスの機器へ波及的影響を及ぼさない設計とする。
- d. 分離施設の補助抽出器中性子検出器の計数率高による工程停止回路及び遮断弁,抽出塔供給溶解液流量高による送液停止回路及び遮断弁,抽出塔供給有機溶媒液流量低による工程停止回路及び遮断弁,第1洗净塔洗浄廃液密度高による工程停止回路及び遮断弁,精製施設のプルトニウム濃縮缶に係る注水槽の液位低による警報及び注水槽は,上位の分類に属するものへ波及的影響を及ぼさない設計とする。

- e. 竜巻防護対策設備は、竜巻防護施設に波及的影響を及ぼさない設計と する。
- f. 溢水防護設備は、地震を起因として発生する溢水によって安全上重要 な施設の安全機能が損なわれない設計とする。
- g. 間接支持構造物については、支持する主要設備等の耐震クラスに適用 される地震力に対して、支持機能が損なわれない設計とする。また、 波及的影響を考慮すべき設備については、影響を受けるおそれのある 上位クラス設備に適用される地震力に対して、上位クラス設備の安全 機能が損なわれない設計とする。

上記に基づくクラス別施設を第1.6-1表に示す。

【補足説明資料2-1】

2. 1. 3 地震力の算定法

安全機能を有する施設の耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法 で算定される静的地震力及び動的地震力とする。

2. 1. 3. 1 静的地震力

静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。

耐震重要度分類に応じて定める静的地震力を第1.6-2表に示す。

建物·構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数CiC,次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。

Sクラス 3.0

Bクラス 1.5

Cクラス 1.0

ここで、地震層せん断力係数Ciは、標準せん断力係数Coを0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類、地震層せん断力の係数の高さ方向の分布係数、地震地域係数を考慮して求められる値とする。

また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数Ci に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数 C_0 は1.0以上とする。

<u>Sクラス施設を有する建物・構築物</u>については、水平地震力と鉛直地 震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、 震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

(2) 機器·配管系

耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(1)に示す地震層せん断力係数Ciに施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(1)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。なお、水平地震力と鉛直地震力とは同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

上記(1)及び(2)の標準せん断力係数C₀の割増し係数の適用については、 耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を 考慮して設定する。

【補足説明資料2-1】

2. 1. 3. 2 動的地震力

動的地震力は、Sクラスの施設の設計に適用することとする。

基準地震動による地震力は,基準地震動から求める入力地震動を入力として,水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

また、弾性設計用地震動による地震力は、弾性設計用地震動から求める 入力地震動を入力として、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合 わせたものとして算定する。弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率の値が目安として0.5を下回らないよう基準地震動に係数を乗じて設定する。

ここで、基準地震動に乗じる係数は、工学的判断として、原子炉施設の 安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が0.5程度であるという また,建物・構築物及び機器・配管系共に同じ値を採用することで,弾 性設計用地震動に対する設計に一貫性をとる。

弾性設計用地震動の応答スペクトルを第1.6-1図に,弾性設計用地震動の加速度時刻歴波形を第1.6-2図に,弾性設計用地震動と基準地震動 S_1 の応答スペクトルの比較を第1.6-3図に,弾性設計用地震動と解放基盤表面における地震動の一様ハザードスペクトルの比較を第1.6-4図に示す。

弾性設計用地震動Sd-A及び $Sd-B1\sim B5$ の年超過確率はおおむね $10^{-3}\sim 10^{-4}$ 程度, $Sd-C1\sim C4$ の年超過確率はおおむね $10^{-3}\sim 10^{-5}$ 程度である。

なお、Bクラスの施設のうち支持構造物の振動と共振のおそれのあるものについては、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定める入力地震動を入力として、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

耐震重要度分類に応じて定める動的地震力を第1.6-3表に示す。

【補足説明資料2-1, 2-2】

(1) 入力地震動

地質調査の結果によれば,重要な再処理施設の設置位置周辺は,新第 三紀の鷹架層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。

解放基盤表面は、この新第三紀の鷹架層のS波速度が700m/s以上 を有する標高約-70mの位置に想定することとする。

基準地震動は、解放基盤表面で定義する。

建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤 表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮して作成したものとするとと もに、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。

【補足説明資料2-3】

(2) 動的解析法

a. 建物·構築物

動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用 性及び適用限界を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建 物・構築物に応じた解析条件を設定する。動的解析は、原則として、時 刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。

建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性、振動特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。

動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用を考慮するものとし、 解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考 慮して定める。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるもの を用いる。

地盤ー建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギの地下逸散及

び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。

基準地震動及び弾性設計用地震動に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。

構築物のうち洞道の動的解析に当たっては、<u>洞道</u>と地盤の相互作用を 考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は、 地盤及び<u>洞道</u>の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、 等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデル は、<u>洞道</u>と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。洞道 の地震応答解析に用いる減衰定数については、地盤と<u>洞道</u>の非線形性を 考慮して適切に設定する。

b. 機器·配管系

機器については、その形状を考慮して、1質点系又は多質点系モデル に置換し、設計用床応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法 又は時刻歴応答解析法により応答を求める。

配管系については,適切なモデルを作成し,設計用床応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法により応答を求める。

なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最大床応答加速度 の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。

動的解析に用いる減衰定数は、既往の振動実験、地震観測の調査結果を考慮して適切な値を定める。

【補足説明資料2-4】

2.1.3.3 間接支持構造物に適用される設計用地震力

2.1.3.4 波及的影響の確認に適用される設計用地震力

波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力 を適用する。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状 況、使用時間を踏まえて適切に設定する。

2. 1. 4 荷重の組合せと許容限界

安全機能を有する施設に適用する荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。

2. 1. 4. 1 耐震設計上考慮する状態

地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。

- 建物・構築物
- a. 運転時の状態

再処理施設が運転状態にあり、通常の自然条件下におかれている状態。

b. 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件。

- (2) 機器·配管系
- a. 運転時の状態

再処理施設の運転が計画的に行われた場合であって、インターロック 又は警報が設置されている場合は、圧力及び温度がインターロック又は 警報の設定値以内にある状態。

b. 運転時の異常な渦渡変化時の状態

運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

c. 設計基準事故時の状態

発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当

該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出する おそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

d. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件。

【補足説明資料2-1】

- 2.1.4.2 荷重の種類
 - (1) 建物·構築物
 - a. 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧, 水圧及び通常の気象条件による荷 重
 - b. 運転時の状態で施設に作用する荷重
 - c. 設計用自然条件(積雪荷重,風荷重)

ただし、運転時の荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシングによる荷重が含まれるものとする。

- (2) 機器·配管系
- a. 運転時の状態で施設に作用する荷重
- b. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重
- c. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重
- d. 設計用自然条件(積雪荷重,風荷重)

【補足説明資料2-1】

2.1.4.3 荷重の組合せ

地震力と他の荷重との組合せは以下による。

- 建物・構築物
- a. 常時作用している荷重,運転時の状態で施設に作用する荷重及び設計 用自然条件と地震力を組み合わせる。
- (2) 機器 配管系
- a. 運転時の状態で施設に作用する荷重,運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重,設計基準事故時に生じる荷重及び設計用自然条件と地震力を組み合わせる。
- (3) 荷重の組合せ上の留意事項
- a. ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。
- b. 耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震クラスに応じた地震力と常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。
- c.機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時(以下,本項目では「事故等」という。)に生じるそれぞれの荷重については,地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても,いったん事故等が発生した場合,長時間継続する事故等による荷重は,その事故等の発生確率,継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ,適切な地震力と組み合わせて考慮する。

【補足説明資料2-1】

2. 1. 4. 4 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は, 以下のとおりとする。

- (1) 建物·構築物
- a. Sクラス施設を有する建物・構築物
- (a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

建物・構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対して、妥当な安全余裕を持たせることとする。

なお、終局耐力とは、<u>建物・</u>構造物に対する荷重を漸次増大していく とき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、 既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。

(b) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

<u>Sクラス施設については</u>, 地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように, 発生する応力に対して, 建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

- b. <u>Bクラス施設及びCクラス施設を有する</u>建物・構築物 上記 a. (b)による許容応力度を許容限界とする。
- c. 間接支持構造物の建物・構築物

上記 a. (a)及び b. に定める許容限界を適用するほか、建物・構築物の変形又はひずみに対して、支持性能が損なわれないことを確認する。

d. 建物・構築物の保有水平耐力

建物・構築物<u>(屋外重要土木構造物である洞道を除く)</u>については、 当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重 要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。

- (2) 機器 配管系
- a. Sクラスの機器・配管系
- (a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがないものとする。
- (b) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

発生する応力に対して, 応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように, 降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。

b. Bクラス及びCクラスの機器・配管系 上記 a. (b)による応力を許容限界とする。

c. 動的機器

地震時及び地震後に動作を要求される機器<u>・</u>配管系については、実証 試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。

(3) 基礎地盤の支持性能

建物・構築物が設置する地盤の支持性能については、基準地震動又は 静的地震力により生じる施設の基礎地盤の接地圧が、安全上適切と認め られる規格及び基準に基づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよ う設計する。

【補足説明資料2-1, 2-5】

- 2. 1. 5 設計における留意事項
- 2. 1. 5. 1 波及的影響

耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設(以下「下位クラス施設」という。)の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。

評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体をふかんした 調査・検討を行い、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認す る。

なお,原子力施設の地震被害情報をもとに,4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し,新たな検討事項が抽出された場合には,その観点を追加する。

- (1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響
- a. 不等沈下

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により,耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

b. 相対変位

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設 と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がな いことを確認する。

(2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

③ 建屋内における下位クラス施設の損傷,転倒及び落下による耐震重要

施設への影響

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

(4) 建屋外における下位クラス施設の損傷,転倒及び落下による耐震重要 施設への影響

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

【補足説明資料2-1】

2. 1. 5. 2 一関東評価用地震動(鉛直)

基準地震動Ss-C4は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いる。

一関東評価用地震動(鉛直)は、一関東観測点における岩手・宮城内陸地震で得られた観測記録のNS方向及びEW方向のはぎとり解析により算定した基盤地震動の応答スペクトルを平均し、平均応答スペクトルを作成する。水平方向に対する鉛直方向の地震動の比3分の2を考慮し、平均応答スペクトルに3分の2を乗じた応答スペクトルを設定する。一関東観測点における岩手・宮城内陸地震で得られた鉛直方向の地中記録の位相を用いて、設定した応答スペクトルに適合するよう模擬地震波を作成する。作成した模擬地震波により厳しい評価となるように振幅調整した地震動を一関東評価用地震動(鉛直)とする。

また、弾性設計用地震動Sd-C4についても、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、上記で設定した一関東評価用地震動(鉛直)に0.5を乗じた地震動を用いる。

一関東評価用地震動(鉛直)の設計用応答スペクトルを第1.6-5図に, 設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を第1.6-6図に示す。

【補足説明資料2-1】

2.1.6 主要施設の耐震構造

2. 1. 6. 1 使用済燃料輸送容器管理建屋

使用済燃料輸送容器管理建屋は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で、使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫、空使用済燃料輸送容器保管庫及びトレーラエリアが地上1階(地上高さ約26m)、除染エリアが地上3階(地上高さ約16m)、地下1階、並びに保守エリアが地上2階(地上高さ約21m)、地下1階、平面が約68m(南北方向)×約180m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。

建物のうち、除染エリアは、相当に剛性が高く、 耐震設計上の重要度 に応じた耐震性を有する構造とする。また、 他のエリアは、耐震設計上 の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2.1.6.2 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で、地上3階(地上高さ約21m)、地下3階、平面が約130m(南北方向)×約86m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。

建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の 重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2.1.6.3 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋

使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階 (地上高さ約15m),地下3階,平面が約53m(南北方向)×約33m(東 西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。

建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 1. 6. 4 前処理建屋

前処理建屋は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び 鉄骨造)で、地上5階(地上高さ約32m)、地下4階、平面が約87m(南 北方向)×約69m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の 重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 1. 6. 5 分離建屋

分離建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上4階(地上高さ約26m),地下3階,平面が約89m(南北方向)×約65m(東西方向)の建物であり、 堅固な基礎版上に設置する。

建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の 重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2.1.6.6 精製建屋

精製建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上6階(地上高さ約29m),地下3階,平面が約92m(南北方向)×約71m(東西方向)の建物であり、 堅固な基礎版上に設置する。

建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の 重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2.1.6.7 ウラン脱硝建屋

ウラン脱硝建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上5階(地上高さ約27m),地下1階、平面が約39m(南北方向)×約41m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。

建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 1. 6. 8 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階(地上高さ約16m),地下2階,平面が約69m(南北方向)×約57m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。

建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 1. 6. 9 ウラン酸化物貯蔵建屋

ウラン酸化物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)で、地上2階(地上高さ約13m)、地下2階、平面が約53m(南北方向)×約53m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 1. 6. 10 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋

ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造で、 地上1階(地上高さ約14m),地下4階,平面が約56m(南北方向)×約52m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。

建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

なお、本建屋の地下4階において、MOX燃料加工施設の貯蔵容器搬送用洞道と接続する。

2. 1. 6. 11 高レベル廃液ガラス固化建屋

高レベル廃液ガラス固化建屋は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で、地上2階(地上高さ約15m)、地下4階、平面が約59m(南北方向)×約84m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。

建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の 重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 1. 6. 12 第1ガラス固化体貯蔵建屋

第1ガラス固化体貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で、地上1階(地上高さ約14m)、地下2階、平面が第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟で約47m(南北方向)×約56m(東西方向)、第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟で約47m(南北方向)×約56m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。

建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2.1.6.13 低レベル廃液処理建屋

低レベル廃液処理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上3階(地上高さ約17m),地下2階、平面が約63m(南北方向)×約58m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。

建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の 重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 1. 6. 14 低レベル廃棄物処理建屋

低レベル廃棄物処理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上4階(地上高さ約29m),地下2階、平面が約98m(南北方向)×約99m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。

建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の 重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 1. 6. 15 チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン処理建屋 チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン処理建屋は,鉄筋コンクリート造で,地上2階(地上高さ約26m),地下1階,平面が約61m(南北方向)×約61m(東西方向)の建物であり,堅固な基礎版上に設置する。建物の内部は,多くの耐震壁があり,相当に剛性が高く,耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 1. 6. 16 ハル・エンド ピース貯蔵建屋

ハル・エンド ピース貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で、地上2階(地上高さ約18m)、地下4階、平面が約43m(南北方向)×約54m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。

建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の 重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 1. 6. 17 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋

第1低レベル廃棄物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上1階(地上高さ約6m)、平面が約73m(南北方向)×約38m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。

建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2.1.6.18 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋

第2低レベル廃棄物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階(地上高さ約13m),地下3階、平面が約70m(南北方向)×約65m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。

建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 1. 6. 19 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋

第4低レベル廃棄物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上1階(地上高さ約6m)、平面が約73m(南北方向)×約38m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。

建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 1. 6. 20 制御建屋

制御建屋は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上3階(地上高さ約18m), 地下2階,平面が約40m(南北方向)×約71m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。

建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 1. 6. 21 分析建屋

分析建屋は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)で、 地上3階(地上高さ約18m),地下3階,平面が約46m(南北方向)×約 104m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の 重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2.1.6.22 非常用電源建屋

非常用電源建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階(地上高さ約14m),地下1階,平面が約25m(南北方向)×約50m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。

建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 1. 6. 23 緊急時対策所

緊急時対策所は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)で、地上1階(一部地上2階建て)(地上高さ約17m),地下1階,平面が約60m(南北方向)×約79m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上(鷹架層)に設置する。

建物は、耐震Sクラスの施設に適用される地震力及び許容限界を考慮した耐震構造とすることにより、緊急時対策所の機能を喪失しない構造とする。

2. 1. 6. 24 第1保管庫·貯水所

第1保管庫・貯水所は、鉄筋コンクリート造で、地上2階(保管庫) (地上高さ約 16m、地下に第1貯水槽を収納する)、地下1階(貯水槽)、 平面が約52m(南北方向)×約113m(東西方向)の建物であり、堅固な 基礎版上に設置する。

建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 1. 6. 25 第2保管庫·貯水所

第2保管庫・貯水所は、鉄筋コンクリート造で、地上2階(保管庫) (地上高さ約16m、地下に第2貯水槽を収納する)、地下1階(貯水槽)、 平面が約52m(南北方向)×約113m(東西方向)の建物であり、堅固 な基礎版上に設置する。

建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 1. 6. 26 溶解槽(連続式)

溶解槽(連続式)は、補強リブ等によって剛性が高く、十分な耐震性を持つ構造とする。また、これを取り付ける支持構造物も十分剛性を持った耐震性のあるものとする。

2. 1. 6. 27 清澄機(遠心式)

清澄機(遠心式)のケーシングは、十分剛性のある構造とし、建物の床に固定することで耐震性を持たせる。また、回転部分も耐震性を十分考慮した設計とする。

2. 1. 6. 28 環状形パルスカラム

環状形パルスカラムは細長い容器であるため、支持構造物を建物に取り付け、それによって全体として十分な剛性を持った耐震性のある構造とする。

2. 1. 6. 29 円筒形パルスカラム

円筒形パルスカラムは細長い容器であるため、支持構造物を建物に取り付け、それによって全体として十分な剛性を持った耐震性のある構造とする。

2.1.6.30 その他

その他の機器<u>・配管系</u>は,運転時荷重,地震荷重による荷重により不都 合な応力が生じないよう必要に応じロッド レストレイント,<u>スナバ</u>,そ の他の装置を使用し耐震性を確保する。

第 1.6-1 表 クラス別施設

		:	主要設備等		補 助 設	備	直接支持構立	告 物	間接支持構造	告 物 (注 4)	波及的影響を考慮す	べき設備
耐震	クラス別施設			(注1)		(注2)		(注3)		(注11)		(注5)
クラス		施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注6)
S	1) その破損又は機能喪 失により臨界事故を起 こすおそれのある施設		溶解槽(連続式) 抽出塔 プルトニウム濃縮 液一時貯槽等 (注12)	s s s			機器等の支持構造 物	S	前処理建屋 分離建屋 精製建屋等	S _s S _s S _s		
	2)使用済燃料を貯蔵するための施設	使用済燃 料の受及 れ施設 び貯蔵施 設	燃料取出しピット 燃料仮置きラック 燃料貯蔵ラック 燃料貯蔵ラック 燃料送出しピット バスケット スケット マール水治却系 補給水設備	s s s s s s s s	冷却水設備安全冷 却水系 第1非常用ディー ゼル発電機 第1非常用蓄電池	s s	機器等の支持構造物	S	使用済燃料受入れ ・貯蔵建屋	Ss	使用済燃料受入れ ・貯蔵建屋天井クレーン 燃料取出し装置 燃料移送水中台車 燃料取扱装置 バスケット取扱装置 バスケット搬送機 第1切断装置 (注7)	S s S s S s S s S s S s
	3) 高レベル放射性液体 廃棄物を内蔵する系統 及び機器並びにその冷 却系統	溶解施設	不溶解残 回収槽	S	冷却水設備安全冷 却水系 第2非常用ディー ゼル発電機 第2非常用蓄電池	s s s	機器等の支持構造 物	S	前処理建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S s S s S s		
		分離施設	TBP洗浄塔 抽出廃液受槽 抽出廃液中間貯槽 抽出廃液供給槽 第4一時貯留処理 槽 第6一時貯留処理	S S S S	冷却水設備安全冷 却水系 第2非常用ディー ゼル発電機 第2非常用蓄電池	s s s	機器等の支持構造 物	S	分離建屋非常用電源建屋制御建屋	S s S s S s		

		3	主要設備等		補 助 設	備	直接支持構造	告 物	間接支持構造		波及的影響を考慮す	べき設備
耐震	クラス別施設			(注1)		(注2)		(注3)		(注4) (注11)		(注5)
クラス	ノ ノ ハ _が J Metic	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)
S	3)高レベル放射性液体 廃棄物を内蔵する系統 及び機器並びにその冷 却系統 (つづき)	液体廃棄 物の設 固体 の を を を を を を を を を を を を を	高槽 にいた では から できない できない できない できない できない できない できない できない		冷却 (中を まな) 中で (本)	s s s s	機器等の支持構造物	S	分離建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常理屋 制御建屋 高レベル廃廃 液ガラス固化電電 がル発屋 非常用電屋 制御建屋	S s S s S s S s S s		Value O /
					加熱停止回路 ガラス溶融炉の流 下停止系	S						
			収納管,通風管	S			機器等の支持構造 物	S	高レベル廃液ガラ ス固化建屋 第1ガラス固化体 貯蔵建屋	S _s		

			主要設備等		補 助 設	備	直接支持構造	告 物	間接支持構立	告 物 (注 4)	波及的影響を考慮す	べき設備
耐震				(注1)		(注2)		(注3)		(注11)		(注5)
クラス	クラス別施設	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	設計用 地震力 (注 6)	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)
S	4) プルトニウムを含む 溶液を内蔵する系統及 び機器	溶解施設	溶解槽(連続式) 第1よう素追出し槽 第2よう素追出出 槽 第2よう素心式 中間ポット 清澄機槽 中間登機槽 リサールでででである。 中間ででである。 中間でである。 中間ではできる。 中間ではできる。 中間ではできる。 中間ではできる。 中間ではできる。 中間ではできる。 はいまする。 とっと。 はいまする。 とっと。 とっと。 はいまする。 はっと。 はっと。 はっと。 はっと。 はっと。 はっと。 はっと。 はっと	s s s s s s s s s	冷却水設備安全冷却水系 第2非常用ディーゼル発電機 第2非常用蓄電池可溶性中性子吸収材緊急供給回止回吸 がせん断停止の吸 がな性中性系	s s s	機器等の支持構造物	S	前処理建屋非常用電源建屋制御建屋	S s S s S s		
		分離施設	抽第2 洗浴 海 海 神 第 書 第 書 報 書 2 光		冷却水設備安全冷却水系 第2非常用ディーゼル発電機 第2非常用蓄電池	s s s	機器等の支持構造物	S	分離建屋非常用電源建屋制御建屋	S s S s S s		

(*)*)*)												
			主要設備等		補 助 設	備	直接支持構造	告 物	間接支持構造		波及的影響を考慮す	べき設備
7 =				(注1)		(注2)		(注3)		(注4) (注11)		(注5)
耐 震 クラス	クラス別施設			耐震		耐震		耐震				
" / ^		施設名	適用範囲	戻	適用範囲		適用範囲		適用範囲	<u>設計用</u> 地震力	適用範囲	設計用 地震力
		76 K- L	713 45 25	クラス	71, 4C (Z)	クラス	711 4 2 23	クラス	713 \$E ZI	(注6)	71, 46 EI	(注6)
S	4) プルトニウムを含む	精製施設	第1酸化塔	S	冷却水設備安全冷	S	機器等の支持構造	S	精製建屋	S _s		
	溶液を内蔵する系統及		第2酸化塔	S	却水系	_	物		非常用電源建屋	Ss		
	び機器(つづき)		第1脱ガス塔	S	第2非常用ディー	S			制御建屋	S _s		
			第2脱ガス塔	S	ゼル発電機							
			抽出塔	S	第2非常用蓄電池	S						
			核分裂生成物洗浄	S	プルトニウム濃縮	S						
			塔		缶加熱蒸気温度高							
			プルトニウム溶液	S	による加熱停止回							
			供給槽		路及び遮断弁							
			逆抽出塔	S								
			TBP洗浄器	S								
			ウラン洗浄塔	S								
			補助油水分離槽	S								
			プルトニウム溶液	S								
			受槽									
			油水分離槽	S								
			プルトニウム溶液	S								
			一時貯槽									
			プルトニウム濃縮	S								
			□ 缶供給槽									
			プルトニウム濃縮	S								
			 缶									
			プルトニウム濃縮	S								
			液受槽									
			プルトニウム濃縮	S								
			液一時貯槽									
			プルトニウム濃縮	S								
			液計量槽									
			プルトニウム濃縮	s								
			液中間貯槽									
			リサイクル槽	s								
			希釈槽	s								
			第1一時貯留処理槽	s								
			第2一時貯留処理槽	s								
			第3一時貯留処理槽	s								
			第7一時貯留処理槽	S								

			主要設備等		補 助 設	備	直接支持構造	告 物	間接支持構造	告 物 (注 4)	波及的影響を考慮す	べき設備
耐震	クラス別施設	(注1)				(注2)	(注3)		(注11)		(注5)	
クラス	7 7 7 17 17 EBX	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)
S	4) プルトニウムを含む 溶液を内蔵する系統及 び機器 (つづき)	脱硝施設	硝酸プルトニウム 貯槽 混合槽 一時貯槽 定量ポット 中間ポット 脱硝装置	S S S S S S	冷却水設備安全冷 却水系 第2非常用ディー ゼル発電機 第2非常用蓄電池	S S	機器等の支持構造 物	S	ウラン・プルトニ ウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S s S s S s	グローブ ボックス (定量ポット,中間 ポット及び脱硝装 置)	
	5)上記3)及び4)の系統 及び機器から放射性物 質が漏えいした場合に, その影響の拡大を防止 するための施設	セル等	高レベル放射性液体廃棄物又はプルトニウムを含む溶液を内蔵するSクラスの設備を収納するセル等及びせん断セル	S								
		その他再 処理設備 の附属施 設	蒸気供給設備安全蒸気系	S	第2非常用ディー ゼル発電機 第2非常用蓄電池	S S	機器等の支持構造 物	S	前処理建屋 分離建屋 高レベル廃液ガラ ス固化建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S s S s S s S s		

		主 要 設 備 等			補 助 設	備	直接支持構造	告 物	間接支持構立	告 物 (注 4)	波及的影響を考慮す	べき設備
耐震	クラス別施設			(注1)		(注2)		(注3)		(注11)		(注5)
クラス	シ ノ ヘガリルビRX	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)
S	6) 上記3),4)及び5)に 関連する施設で放射性 物質の外部への放出を 抑制するための施設	気体廃棄 物の廃棄 施設	せん断処理・溶解 廃ガス処理設備	S	第2非常用ディーゼル発電機 第2非常用蓄電池 せん断処理・溶解 廃ガス処理設備の 系統の圧力警報	S S S	機器等の支持構造 物	S	前処理建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S s S s S s		
			Sクラスの塔槽類 の塔槽類廃ガス処 理設備	S	第2非常用ディーゼル発電機 第2非常用蓄電池 Sクラスの廃ガス 処理設備の系統の 圧力警報 高レベル廃液濃縮 缶凝縮器排気出 温度高による加熱 停止回路	s s s	機器等の支持構造 物	S	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニ ウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラ ス固化建屋 非常用電源建屋 制御建屋 洞道	S s S s S s S s S s S s S s S s S s S s		
			高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	S	第2非常用ディーゼル発電機 第2非常用蓄電池高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の系統の圧力警報	S S S	機器等の支持構造 物	S	高レベル廃液ガラ ス固化建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S s S s S s		

		<u> </u>	主要設備等		補 助 設	備	直接支持構定	告 物	間接支持構立	告 物 (注 4)	波及的影響を考慮す	べき設備
耐震	クラス別施設			(注1)		(注2)		(注3)		(注11)		(注5)
クラス	/ / / \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)
S	6) 上記3),4)及び5)に 関連する施設で放射性 物質の外部への放出を 抑制するための施設 (つづき)	気体廃棄 物の廃棄 施設	Sクラスのセル等 の排気系及び換気 設備の排気系	S	第2非常用ディーゼル発電機第2非常用蓄電池高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のセル内クーラ	S S S	機器等の支持構造物	S	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン混合脱硝建屋 ウム混合脱充液ガラス固化建屋 事常用建屋 制御建屋 洞道			
			ウラン・プルトニ ウム混合酸化物貯 蔵建屋換気設備 貯蔵室から排 風機までの範 囲	S	第2非常用ディー ゼル発電機 第2非常用蓄電池	S S	機器等の支持構造 物	S	ウラン・プルトニ ウム混合酸化物貯 蔵建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S s S s S s		
			主排気筒	S					支持鉄塔,基礎	Ss		
		液体廃棄 物の廃棄 施設	高レベル廃液濃縮 缶凝縮器 減衰器	S S			機器等の支持構造 物	S	分離建屋	Ss		
		放射線管理施設	主排気筒の排気筒モニタ	S	第2非常用ディーゼル発電機第2非常用蓄電池	S S	機器等の支持構造 物	S	主排気筒管理建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S s S s S s		

	主		主要設備等		補	助	設	備	直接支持構造	造 物	間接支持構造		波及的影響を考慮す	べき設備
耐震	カニッロ(お売)			(注1)				(注2)		(注3)		(注4) (注11)		(注5)
クラス	クラス別施設	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適	用範目	囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	設計用 地震力 (注 6)
S	7) 上記1)~6)の施設 の機能を確保するため の設備 (非常用所内電源系統, 安全圧縮空気系,安全 蒸気系及び安全冷却水 系)	その世界偏極の附属を設	非常 1 非 2 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年	0 000 00 00 00					機器等の支持構造物	S	使用済燃料受入れ ・貯蔵建屋 前処理建屋 精製建工・ウムルトニ ウムルベル建 高の間にである。 ・一のでは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		北換気筒	S _S (注14)

1			主要設備等		補 助 設	備	直接支持構造	告 物	間接支持構	告 物	波及的影響を考慮す	べき設備
 耐震				(注1)	, iii	(注2)		(注3)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(注4) (注11)		(注5)
クラス	クラス別施設	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	(任2) 耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	設計用 地震力 (注 6)
S	7) 上記1)~6)の施設 の機能を確保するため の設備 (安全保護回路及び保 護動作を行う機器)		高加る遮逆に及分縮に及プ加る遮第缶よ及可緊ん可緊固のスガ停プ中率回高凝高路固るパ化熱が無い気停 塔加断設熱加断ニ気停 回蒸熱断中給止中給ル高停溶 ニ検よびル排る ルセ山隔廃温止 溶熱弁の蒸熱弁砂温止 収気停弁性回回性系移に止融 ウ出る遮廃気加 圧ル回離 アス系ト子に及べ器よ セ化閉ル液度回 液停 ウ気停 ム度回 系温止 マ路路子 送よ回炉 ム器工断液出熱 力隔路ダル気停 以度中 濃高路 の度回 吸及び収 車ガ及流 浄計停 縮温止 高離ダル・セル隔路が として、	s s s s s s			機器等の支持構造物	S	前処理建屋 分離建屋 精製とベル建屋 高レベル建屋 高レベル建屋 制御建屋			

(つづき)												
		:	主要設備等		補 助 設	備	直接支持構造	造 物	間接支持構造	(注4)	波及的影響を考慮す	
耐 震	クラス別施設			(注1)		(注2)		(注3)		(注11)		(注5)
クラス	ク ノ 入 州 他 設	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)
S	7) 上記1)~6)ののためのためのためのためのためのためのためのためのためのためのとない。 (安全上海では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪		以液位受回前 一次では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな				機器等の支持構造物	S	前处理建屋 分離建屋 精制 御建屋	S S S S		

			主要設備等		補 助 設	備	直接支持構定	告 物	間接支持構造	告 物 (注 4)	波及的影響を考慮す	べき設備
耐 震	クラス別施設		1	(注1)		(注2)		(注3)		(注11)		(注5)
クラス	7 7 7 10 10 EBA	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)
S	7)上記1)~6)のあための施設では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個		以液位受回ウム ラ液 貯 用 液 一 合 い液 製 縮 第い液液を統ウム シラ液 貯 用 液 一 合 い液 製 縮 第	S			機器等の支持構造物	S	精製建屋 ウン・プルトニー ウン・ストン・ストン・ストン・ストン・ストン・ストン・ストン・ストン・ストン・スト			

			主要設備等		補 助 設	備	直接支持構立	告 物	間接支持構造	告 物 (注 4)	波及的影響を考慮す	べき設備
耐震	クラス別施設		1	(注1)		(注2)		(注3)		(注11)		(注5)
クラス	7 7 7 Manuar	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)
S	7) 上記1)~6)の施設 の機能を確保するため の設備 (地震後において,その 機能が継続して必要 な計測制御施設等)		プ加る遮せガの塔備統前廃分ガ槽精ガ槽(ウウ塔設高ス廃高固の結よ停制換へ) 大蒸熱弁断処力類う 上理ス建処廃建処廃 ロンスに煙のの処が離れ類製ス類 (Pラム槽備 で 化スルガの置下路屋理が乗り上型、 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	s s			機器等の支持構造物	S	前処理建屋 分離建屋 持製建屋・プルトニウン混合が、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは			

			主要設備等		補 助 設	備	直接支持構定	告 物	間接支持構立	告 物 (注 4)	波及的影響を考慮す	べき設備
耐震	クラス別施設			(注1)		(注2)		(注3)		(注11)		(注5)
クラス	プラグバがIIII 6X	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)
S	8) その他の施設 (機能喪失により臨界 に至る可能性のあ設に 計測制御系統施設)		燃常回工断の協議のは、				機器等の支持構造物	S	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 制御建屋			

			主 要 設 備 等		補	助	設 備	直接支持構	造 物	間接支持構	造 物 (注 4)	波及的影響を考慮す	べき設備
耐震	クラス別施設			(注1)			(注2)		(注3)		(注11)		(注5)
クラス	クノへ別他設	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適	用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)
S	8) その他の施設 (機能喪失により臨界 に至る可能性のある 計測制御系統施 係る安全上重要な施 設) (つづき)		せよな解する はいい はいか はいか はいか はいか はいか はいか はいか はいか はいか	s s s s s				機器等の支持構造物	S	前処理建屋制御建屋	S _S _S		

			主要設備等		補 助 設	備	直接支持構造	生ル	間接支持構造	生州	波及的影響を考慮す	~ き 訓 供
			土 安 苡 浦 守		畑 助 苡	7/11	直接 及付件。	旦 初	同发入竹件』	旦初 (注4)	仮及的影響を与應す	, くびが開
耐 震	クラス別施設			(注1)		(注2)		(注3)		(注11)		(注5)
クラス	クノへ別地収	16-11. b	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	耐 震		耐震	×	耐震	<u>→ </u>	設計用	·	設計用
		施設名	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	地震力(注6)	適用範囲	地震力(注6)
S	8) その他の施設 (遮蔽設備)		高固化備高固の第一次 は				機器等の支持構造物	S	チャンパー カス・バー カス・バン処ド カス・バン処ド スト スト スト 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 た 、 大 た 、 た 、 た り た り た り た り た り た り う れ り う た り う れ う し う り う う う れ う う う う う う う う う う う う う う	S _S S _S		

			主要設備等		補 助 設	備	直接支持構造	告 物	間接支持構	造物	波及的影響を考慮す	べき設備
耐震	クラス別施設			(注1)		(注2)		(注3)		(注4) (注11)		(注5)
クラス	シ ノ ハ が J が Linux	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)
В	1)放射性物質の放出を 伴うような場合に、そ の外部放散を抑制する ための施設で、Sクラ スに属さない施設	気体廃棄物の廃棄施設	Bクラスの塔槽類の塔槽類を増類を開発に Bクラスの塔槽類を対象の地では、 情質を経て発生での範囲	В			機器等の支持構造物	В	前の発生を受ける。 一般では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	S B S B S B S B S B S B S B S B S B S B		
			高レベル廃液ガラ ス固化廃ガス処理 設備の廃ガス洗浄 液槽	В			機器等の支持構造 物	В	高レベル廃液ガラ ス固化建屋	S _B		
			Bクラスのセル等 の換気設備 Bクラスのセ ル等から排風 機を経てダン パまでの範囲	В			機器等の支持構造 物	В	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニ ウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラ ス固化建屋 分析建屋	S B S B S B S B S B		
		セル等	Bクラスの設備を 収納するセル等	В								

		3	主要設備等	(注1)	補 助 設	備	直接支持構造	告 物	間接支持構定	告 物 (注 4)	波及的影響を考慮す	べき設備
耐 震	クラス別施設			(注10)		(注2)		(注3)		(注11)		(注5)
クラス	/ / ハリ///世RX	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	<u>設計月</u> 地震力 (注 6
В	2) 放射性物質を内蔵している施設であって、 Sクラスに属さない施設 (ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、 その破損により公衆に 与える放射線の影響が十分小さいものは除く。)	使用済燃 料の受み れ施設 び貯蔵施 設	使用済燃料受入れ ・貯蔵建屋天井クレーン 燃料取出し装置 燃料移送水中台車 燃料取扱装置 バスケット取扱装置 バスケット搬送機 プール水浄化系	B B B B B			機器等の支持構造 物	В	使用済燃料受入れ ・貯蔵建屋	S _B		
		せん断処 理施設	燃料横転クレーン せん断機	B B			機器等の支持構造 物	В	前処理建屋	S _B		
		溶解施設	ハル洗浄槽 エンドピース酸洗 浄槽 水バッファ槽	B* B B*			機器等の支持構造 物	В	前処理建屋	S _B		
		分離施設	プルトニウム洗浄 器 ウラン逆抽出器 ウラン溶液TBP 洗浄器 ウラン濃縮缶 第5一時貯留処理 槽 第9一時貯留処理 槽 第10一時貯留処 理槽	B* B B B* B* B*			機器等の支持構造物	В	分離建屋	SB		
		精製施設	抽出器 核分裂生成物洗浄器 逆抽出器 抽出廃液TBP洗 浄器 ウラン溶液TBP 洗浄器	B B B B			機器等の支持構造 物	В	精製建屋	S _B		

			主要設備等	(注1)	補 助 設	備	直接支持構造	告 物	間接支持構造	i物 (注4)	波及的影響を考慮す	べき設備
耐震	クラス別施設			(注10)		(注2)		(注3)		(注11)		(注5)
クラス	クラス別胞設	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	設計用 地震力 (注 6)	適用範囲	設計用 地震力 (注 6)
В	2) 放射性物質を内蔵している施設であって、 Sクラスに属さない施設 (ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、 その破損により公衆に 与える放射線の影響が 十分小さいものは除く。)	精製施設	ウラン濃縮塔 プルトニウン濃 器 ウラン逆抽出器 ウラン液 が 神器 第4一時貯留処理 槽 第5一時貯留処理 槽 第8一時貯留処理 槽 第9一時貯留処理	B B B B B B B B B B B B B B B B B B B			機器等の支持構造物	В	精製建屋	S _B		
		脱硝施設	槽 濃縮缶 脱硝酸ウラニル貯槽 焙焼炉 還元炉 混合機 粉末充てん機	B B B B B			機器等の支持構造 物	В	ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニ ウム混合脱硝建屋	S _B		
		酸及び溶 媒の回収 施設	酸回収設備 蒸発缶 精留塔 溶媒回収設備 第1洗浄器 第2洗浄器 第3洗净器 蒸発缶 溶媒蒸留塔	B B B* B B			機器等の支持構造 物	В	分離建屋精製建屋	S _B S _B		
		製品貯蔵施設	貯蔵室クレーン 貯蔵台車 洞道搬送台車	B B B					ウラン酸化物貯蔵 建屋 ウラン・プルトニ ウム混合酸化物貯 蔵建屋	S _B		

			主要設備等		補 助 設	備	直接支持構立	告 物	間接支持構造	造 物 (注 4)	波及的影響を考慮す	べき設備
耐震	クラス別施設			(注1)		(注2)		(注3)		(注11)		(注5)
クラス	クノヘ州地設	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)
В	2)放射性物質を内蔵している施設であって、 Sクラスに属さない施設 (ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、 その破損により公衆に 与える放射線の影響が十分小さいものは除く。) (つづき)	液体廃棄物の廃棄施設	アルカリリカリリア (B B B B B			機器等の支持構造物	В	分離建屋 高レベル廃液ガラ ス固化建屋 低レベル廃液処理 建屋 使用済燃料輸送容 器管理建屋の除染 エリア 使用済燃料受入れ ・貯蔵建屋	S B S B S B S B		
		固体廃棄 物の廃棄 施設	アルカリ濃縮廃液 中和槽 ガラストロル体 第1が基屋 第1が基屋 第1が基屋 が上一 が大力の が大力の が大力が が大力が が大力が が大力が が大力が が大力が	B B B B B B B B B B B B			機器等の支持構造物	В	高レベル廃液ガラス固化体 開まる 第1ガラス固化体 貯蔵建屋 低い理理を 使用が強を を発生を を発生を を発生を を発生を がいたが、 がいが、 がいたが、 がいが	S B S B S B S B		
		その他再 処理設備 の附属施 設	分析設備	В			機器等の支持構造 物	В	分析建屋	S _B		

		3	主要設備等		補 助 設	備	直接支持構立	告 物	間接支持構立	告 物 (注 4)	波及的影響を考慮す	べき設備
耐震	クラス別施設			(注1)		(注2)		(注3)		(注11)		(注5)
クラス	ク ク / ハカ地域	施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)
С	S, Bクラスに属さない 施設	使用済燃 料の受入 れ施設及 び貯蔵施 設	使用済燃料輸送容 器管理建屋天井ク レーン 使用済燃料輸送容 器移送台車 使用済燃料輸送容 器保守設備	C C			機器等の支持構造 物	С	使用済燃料輸送容 器管理建屋(注9) 使用済燃料受入れ ・貯蔵建屋	S _C		
		気体廃棄 物の廃棄 施設	S及びBクラス以 外の塔槽類廃ガス 処理設備及び換気 設備	С			機器等の支持構造 物	С				
		液体廃棄物の廃棄施設	第2 放出 が が が が が が が が が が が が が が が が が が	C C C			機器等の支持構造物	С	使用済燃料受入れ ・貯蔵管理建屋 低レベル廃液処理 建屋	S _C		

			主要設備等		補 助 設	備	直接支持構立	告 物	間接支持構定	告 物 (注 4)	波及的影響を考慮す	べき設備
耐 震	クラス別施設	(注1)		(注2)		(注3)		(注11)		(注5)		
クラス		施設名	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)	適用範囲	<u>設計用</u> 地震力 (注 6)
С	S, Bクラスに属さない 施設 (つづき)	固体廃棄 物の廃棄 施設	ガラス固化体検査装置低レベル固体廃棄物貯蔵設備	C			機器等の支持構造物	С	高レベル廃 高レベル を が が が が が が が が が が が が が	S c S c S c S c		
		放射線管 理施設 その他再 処理設備 の附属施 設	Sクラスの6)に該 当する以外の放射 線管理施設 受電開閉設備 給水処理設備 蒸気供給設備 分析設備 火災防護設備 次水防護設備	C C C C C C			機器等の支持構造 物 機器等の支持構造 物	С	物貯蔵建屋			

- (注1) 主要設備等とは、当該機能に直接的に関連する設備及び構築物をいう。
- (注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。
- (注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
- (注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。
- (注5) 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備をいう。
- (注6) 間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき設備については、それぞれに関連する主要設備等、補助設備及び直接支持構造物の耐震設計に適用する地震力を踏まえ、設計用地震力を以下のとおり設定する。
 - S。 : 基準地震動Ssにより定まる地震力
 - S。:耐震Bクラス施設に適用される地震力
 - S。:耐震Cクラス施設に適用される地震力
- (注7) 第1切断装置は、固体廃棄物の廃棄施設であるが、燃料貯蔵設備のチャンネル ボックス・バーナブル ポイズン取扱ピットに設置しているため、 当該ピットへの相互影響を考慮すべき設備として、本欄に記載するものとする。
- (注8) 第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンはBクラスであるが、Sクラスの遮蔽容器と一体構造のため、Sクラス施設に適用される地震力に対し、耐えるように設計する。
- (注9)使用済燃料輸送容器管理建屋の使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫及びトレーラ エリアは、<u>設計用地震力</u>S_cにて間接支持構造物としての<u>設計</u>を行う建物であるが、輸送容器に波及的破損を与えないよう設計する。また、使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリアは、Bクラスの低レベル廃液処理設備が設置されているため、設計用地震力S_Rにて間接支持構造物としての設計を行う建物である。
- (注10) B*は溶液の放射線分解により発生する水素の爆発を適切に防止するため、構造強度上Sクラスとする施設を示す。
- (注11) 使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリア,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン脱硝建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,ウラン酸化物貯蔵建屋,ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋,高レベル廃液ガラス固化建屋,第1ガラス固化体貯蔵建屋,低レベル廃液処理建屋,低レベル廃棄物処理建屋,チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋,ハル・エンドピース貯蔵建屋,第2低レベル廃棄物貯蔵建屋及び分析建屋並びに分離建屋と精製建屋を接続する洞道及び精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道の遮蔽設備はBクラスとする。
- (注12) 形状寸法管理を行う設備のうち、臨界の発生防止の観点でSクラスとする設備とは、溶解設備の溶解槽(連続式)からウラン・プルトニウム混合脱硝設備の混合槽に至るプルトニウム溶液の主要な流れに位置する設備並びにプルトニウム精製設備のプルトニウム溶液一時貯槽、プルトニウム濃縮液一時貯槽、リサイクル槽、希釈槽、分離建屋一時貯留処理設備の第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽、第8一時貯留処理槽、精製建屋一時貯留処理設備の第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備の一時貯槽を示す。
- (注13) ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の通常運転時は、中央制御室からの遠隔操作であり、運転員及び作業員が機器を収納するグローブ ボックスの グローブ作業を実施する場合は、主に核燃料物質が存在しない状態で行う当該グローブ ボックス内機器の点検及び保修作業時であることから、点 検及び保修作業時には、万一の場合にもその影響が限定的であり、作業員についても放射線防護に必要な装備を講じた上で作業を行うため、作業 員の被ばくも管理された状態である。このことから、混合槽から硝酸プルトニウム溶液及び硝酸ウラニル溶液の混合溶液を移送する系統上の機器 を収納するグローブ ボックスについてはBクラス施設とし、収納するSクラス施設に対する波及的影響を防止するため、基準地震動Ssによる機能維持確認を行う。また、Bクラス施設とするグローブ ボックスからの排気系及び漏えい液の回収系は、Sクラス施設と繋がる隔離弁(Sクラス施設)又は水封までをBクラス施設とし、混合槽から混合溶液を移送する系統上の二重配管の外管は、収納するSクラス施設への波及的影響を防止するため、基準地震動Ssによる機能維持確認を行う。
- (注14) 北換気筒はCクラスであるが、Sクラスの冷却塔へ波及的影響を与えないようSクラス施設に適用される地震力に対し、耐えるように設計する。

第1.6-2表 耐震重要度に応じて定める静的地震力

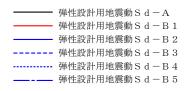
15 日	耐震	静的地震力			
項目	重要度分類	水平	鉛直		
	S	Kh (3.0Ci) (1)	Kv (1.0Cv) (2)		
建物・構築物	В	Kh (1.5Ci)	_		
	С	Kh (1.0Ci)			
	S	Kh (3.6Ci) ⁽³⁾	Kv (1.2Cv) (4)		
機器・配管系	В	Kh (1.8Ci)	_		
	С	Kh (1.2Ci)	_		

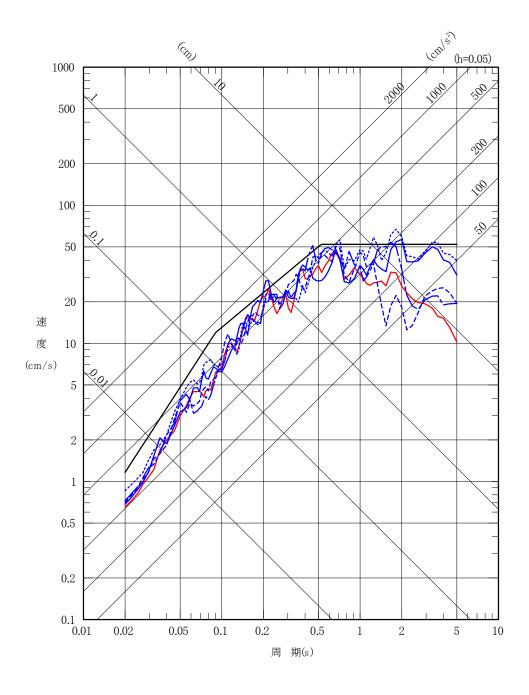
- (1) Kh(3.0Ci)は、3.0Ci より定まる建物・構築物の水平地震力。Ci は下式による。Ci=Rt・Ai・Co Rt:振動特性係数 Ai:Ci の分布係数 Co:標準せん断力係数
- (2) Kv(1.0Cv)は、1.0Cvより定まる建物・構築物の鉛直地震力。Cvは下式による。Cv=0.3・Rt Rt:振動特性係数
- (3) Kh(3.6Ci)は、3.6Ciより定まる機器・配管系の水平地震力。
- (4) Kv(1.2Cv)は、1.2Cvより定まる機器・配管系の鉛直地震力。

第1.6-3表 耐震重要度に応じて定める動的地震力

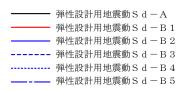
175 口	耐震	動的地震力			
項目	重要度分類	水平	鉛直		
	S	Kh (Ss) (1) Kh (Sd) (2)	Kv (Ss) ⁽³⁾ Kv (Sd) ⁽⁴⁾		
建物・構築物	В	Kh (Sd/2) ⁽⁵⁾	Kv (Sd/2) (6)		
	С	_	_		
	S	Kh (Ss) (1) Kh (Sd) (2)	Kv (Ss) ⁽³⁾ Kv (Sd) ⁽⁴⁾		
機器・配管系	В	Kh (Sd/2) ⁽⁵⁾	Kv (Sd/2) (6)		
	С	_	_		

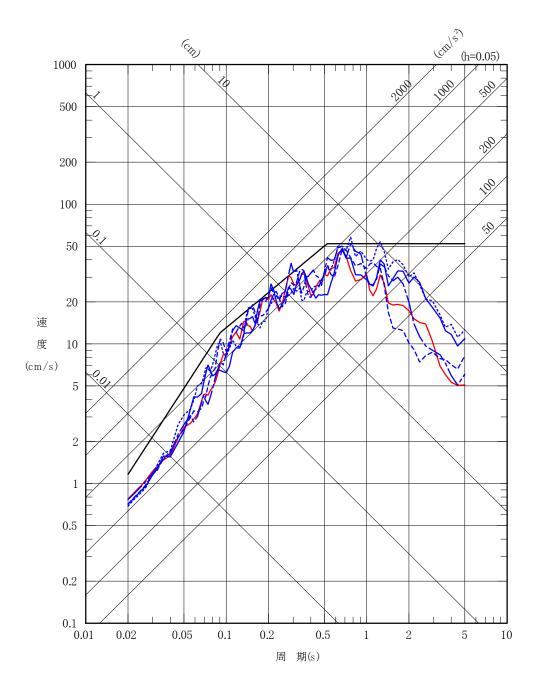
- (1) Kh(Ss)は、水平方向の基準地震動に基づく水平地震力。
- (2) Kh(Sd)は、水平方向の弾性設計用地震動に基づく水平地震力。
- (3) Kv(Ss)は、鉛直方向の基準地震動に基づく鉛直地震力。
- (4) Kv(Sd)は、鉛直方向の弾性設計用地震動に基づく鉛直地震力。
- (5) Kh(Sd/2)は、水平方向の弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものに基づく水平地震力であって、Bクラスの施設の地震動に対して共振のおそれのある施設について適用する。
- (6) Kv(Sd/2)は、鉛直方向の弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものに基づく鉛直地震力であって、Bクラスの施設の地震動に対して共振のおそれのある施設について適用する。





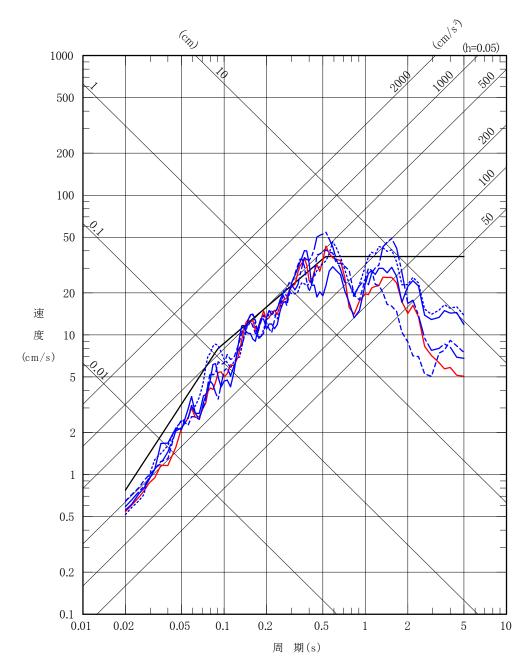
第1.6-1図(1) 弾性設計用地震動の応答スペクトル (NS方向)



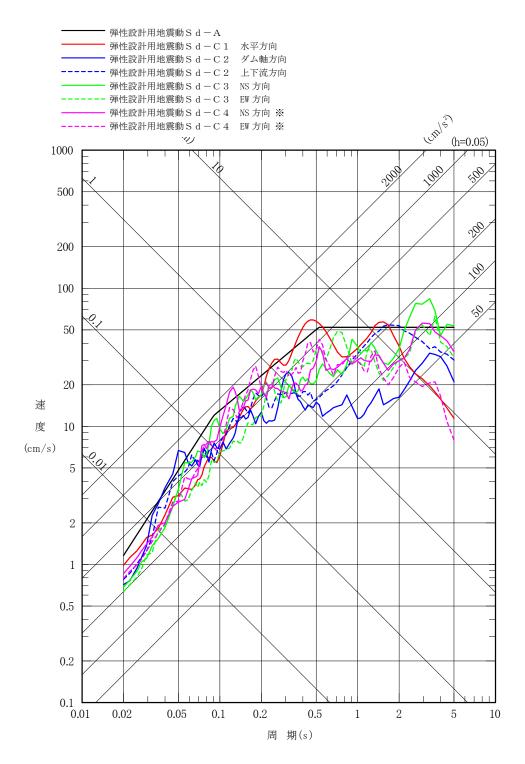


第1.6-1図(2) 弾性設計用地震動の応答スペクトル (EW方向)



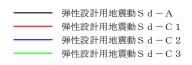


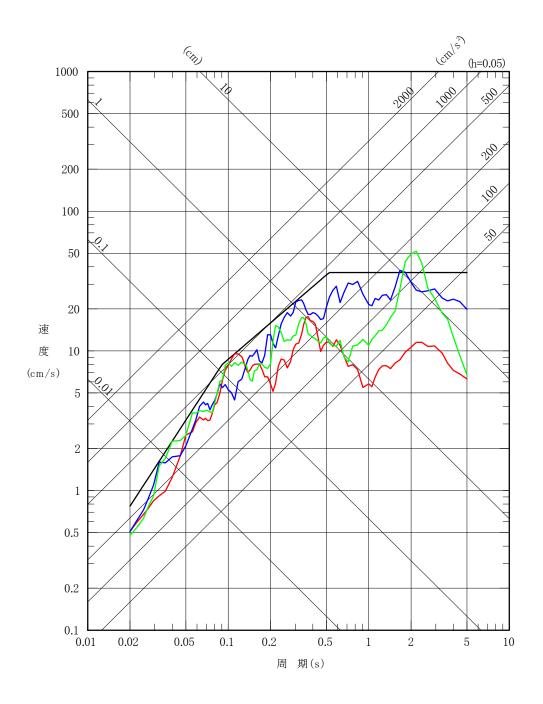
第1.6-1図(3) 弾性設計用地震動の応答スペクトル (UD方向)



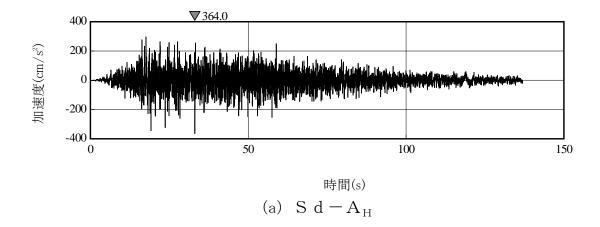
※) 基準地震動Ss-C4は水平方向のみの地震動であることから、基準地震動Ss-C4(水平方向)に対し、鉛直方向の地震力と組み合わせた影響評価を行う場合には、第1.6-5表及び第1.6-6図に示す一関東評価用地震動(鉛直)を用いる。また、弾性設計用地震動Sd-C4(水平方向)と組み合わせる場合には、本地震波に0.5を乗じた地震動を用いる。

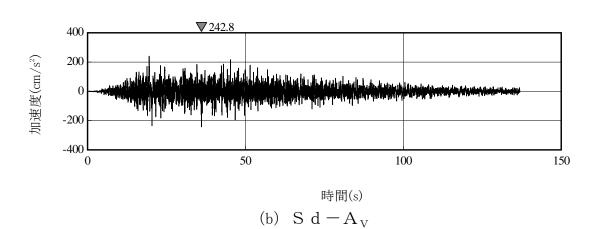
第1.6-1図(4) 弾性設計用地震動の応答スペクトル (水平方向)



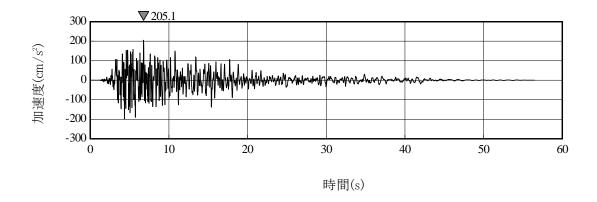


第1.6-1図(5) 弾性設計用地震動の応答スペクトル (鉛直方向)

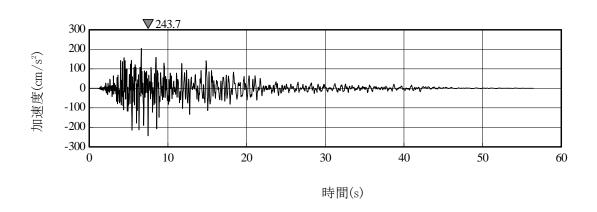




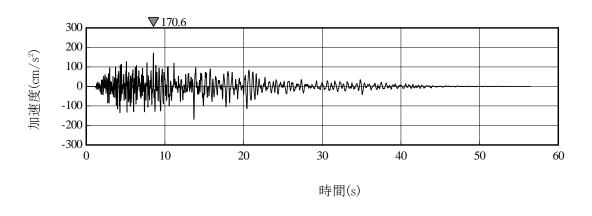
第 1.6-2 図(1) 弾性設計用地震動 S d $-A_H$, S d $-A_V$ の設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

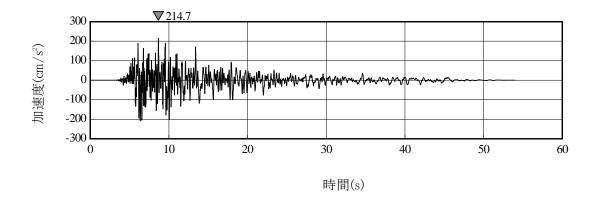


(b) EW方向

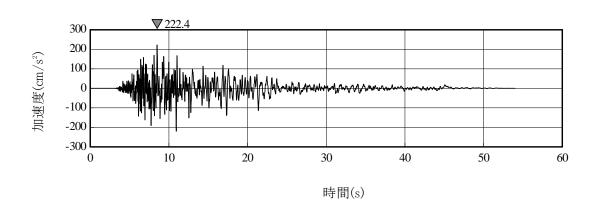


(c) UD方向

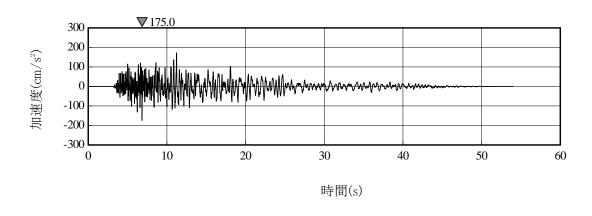
第1.6-2図(2) 弾性設計用地震動Sd-B1の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

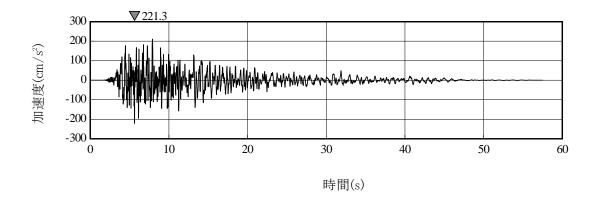


(b) EW方向

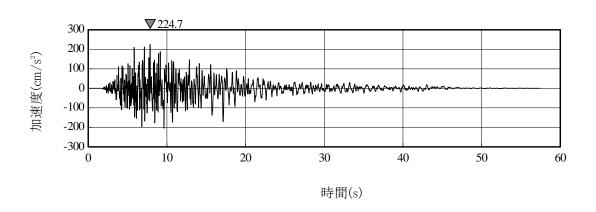


(c) UD方向

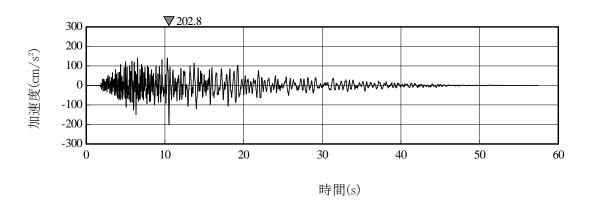
第1.6-2図(3) 弾性設計用地震動Sd-B2の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

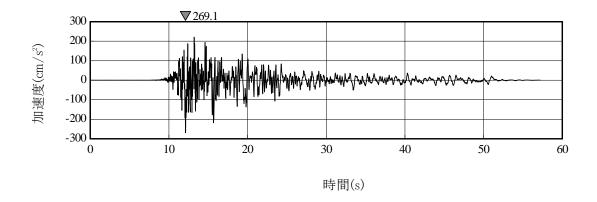


(b) EW方向

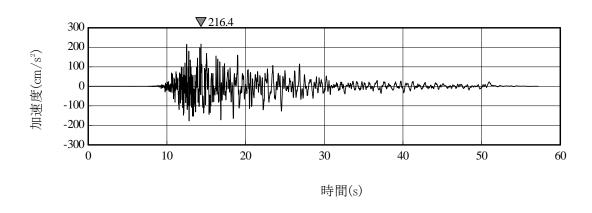


(c) UD方向

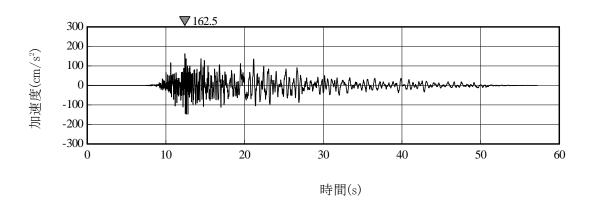
第1.6-2図(4) 弾性設計用地震動Sd-B3の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

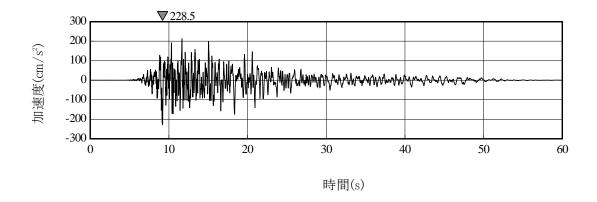


(b) EW方向

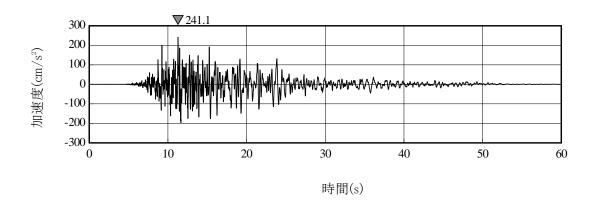


(c) UD方向

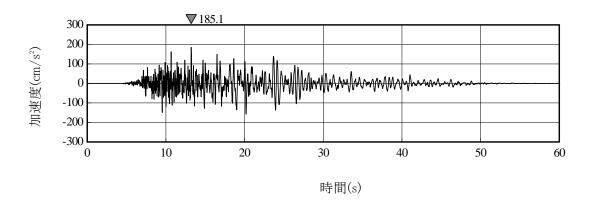
第1.6-2図(5) 弾性設計用地震動Sd-B4の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

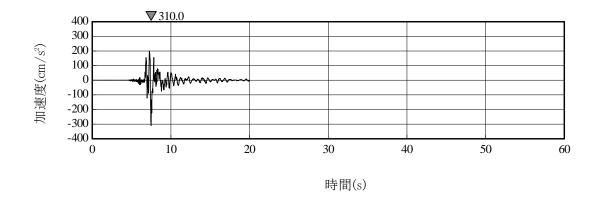


(b) EW方向

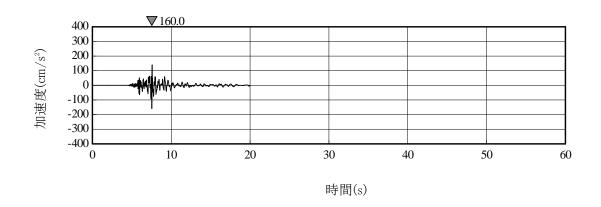


(c) UD方向

第1.6-2図(6) 弾性設計用地震動Sd-B5の加速度時刻歴波形

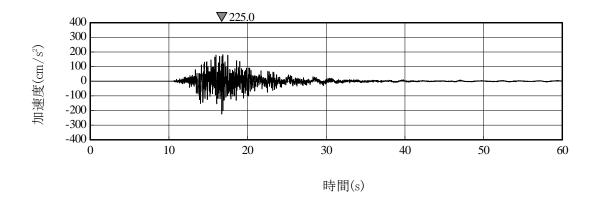


(a) 水平方向

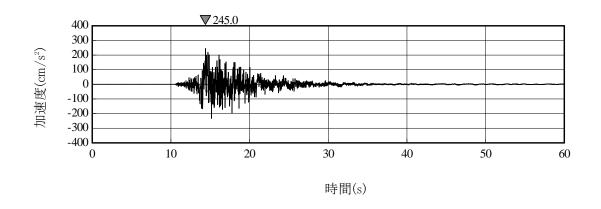


(b) 鉛直方向

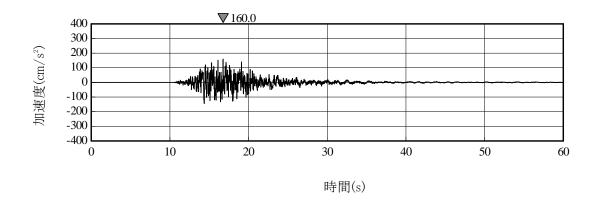
第1.6-2図(7) 弾性設計用地震動Sd-C1の加速度時刻歴波形



(a) ダム軸方向

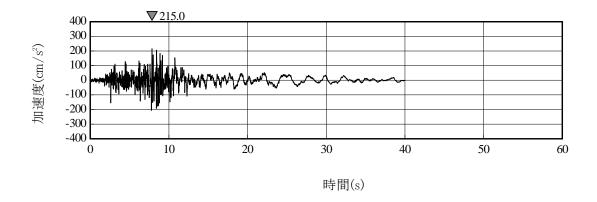


(b) 上下流方向

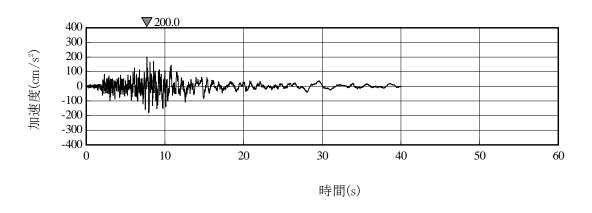


(c) 鉛直方向

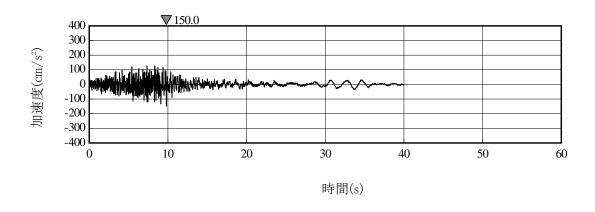
第1.6-2図(8) 弾性設計用地震動Sd-C2の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

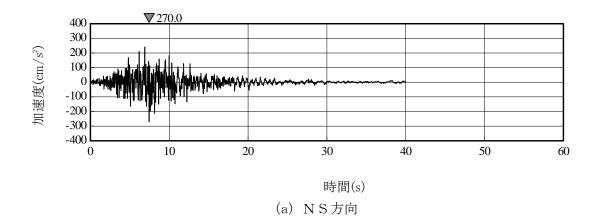


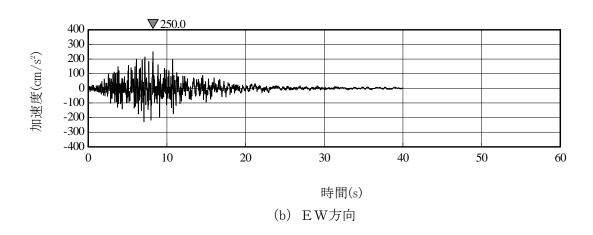
(b) EW方向



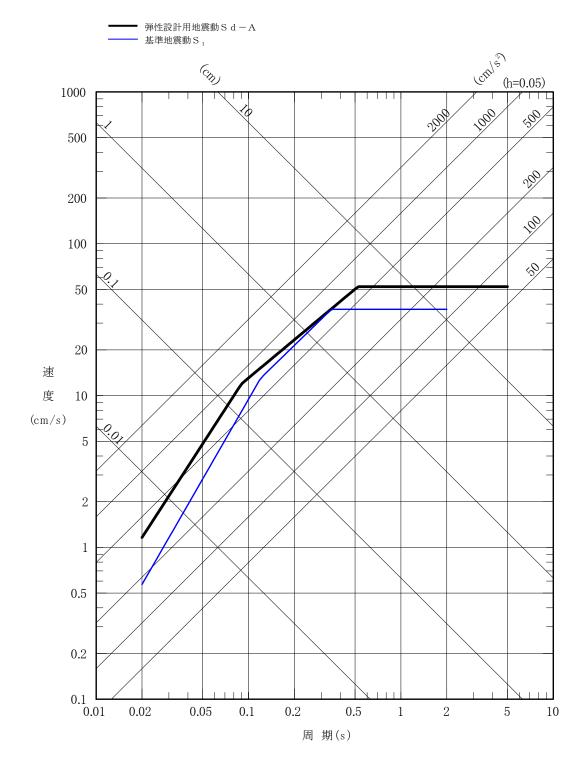
(c) UD方向

第1.6-2図(9) 弾性設計用地震動Sd-C3の加速度時刻歴波形



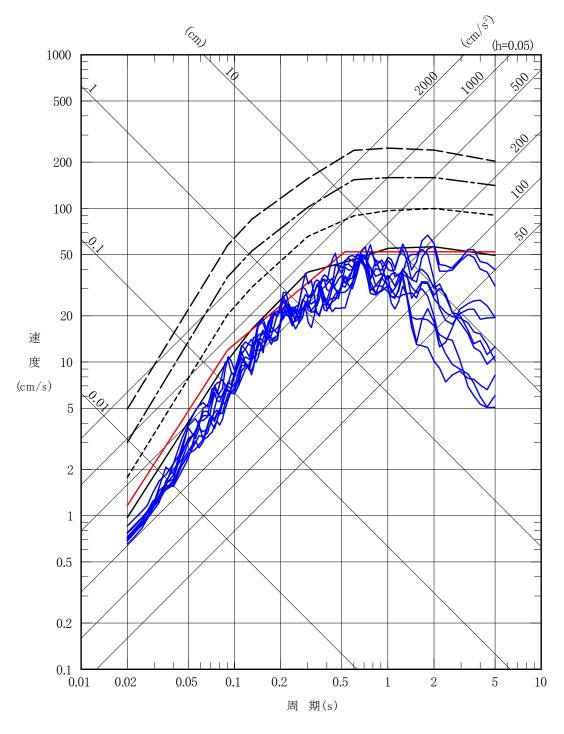


第1.6-2図(10) 弾性設計用地震動Sd-C4の加速度時刻歴波形



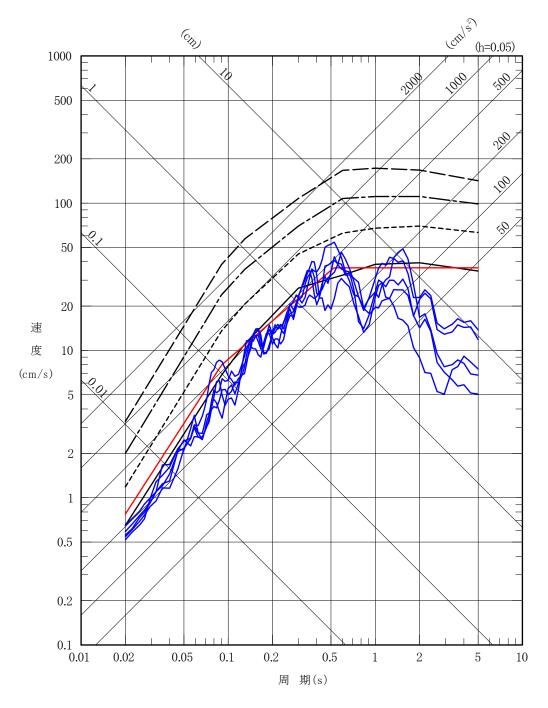
第 1.6-3 図 弾性設計用地震動と基準地震動 S_1 の応答スペクトルの比較

```
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-3</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-4</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-5</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-6</sup>)
    弾性設計用地震動Sd-A
    弾性設計用地震動Sd-B(B1~B5)
```

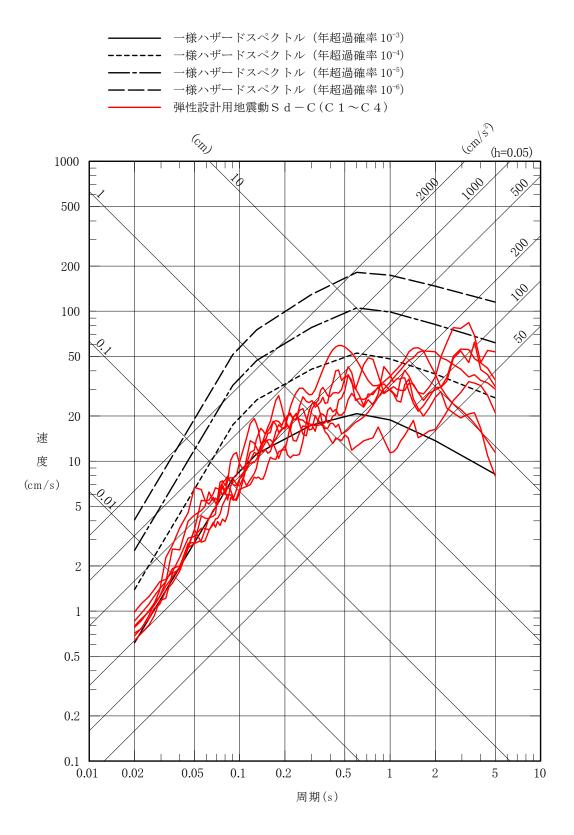


第 1.6-4 図(1) 弾性設計用地震動 S d - A 及び S d - B (B 1 ~ B 5) と一様ハザードスペクトルの比較(水平方向)

```
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-3</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-4</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-5</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-6</sup>)
    弾性設計用地震動Sd-A
    弾性設計用地震動Sd-B(B1~B5)
```

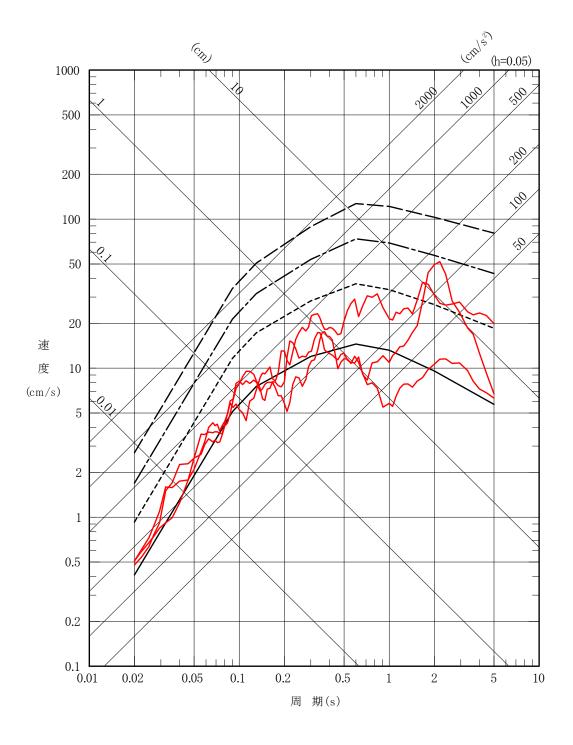


第1.6-4図(2) 弾性設計用地震動Sd-A及びSd-B(B1~B5) と一様ハザードスペクトルの比較(鉛直方向)



第1.6-4図(3) 弾性設計用地震動Sd-C(C1~C4) と 一様ハザードスペクトルの比較(水平方向)

```
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-3</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-4</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-5</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-6</sup>)
    弾性設計用地震動Sd-C(C1~C3)
```



第 1.6-4 図(4) 弾性設計用地震動 S d - C (C 1 ~ C 3) と 一様ハザードスペクトルの比較(鉛直方向)



再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト

第7条:地震による損傷の防止

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料			備考(8月提出済みの資料については資料番号を記載)	
資料No.	名称	提出日	Rev	佣务(8月旋山済のの貝科については貝科曲方を記載)
補足説明資料1-1	事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表	11/8	0	<u>新規作成</u>
補足説明資料2−1	耐震設計の基本方針	<u>11/18</u>	<u>2</u>	3章安全審査資料 2-3 Sクラスに属する施設の下位クラス施設による波及的影響
補足説明資料2-2	基準地震動Seの見直しに伴う耐震評価結果に係る記載方針	9/27	θ	設工認申請済みの「基準地震動Seの見直しに伴う耐震評価結果に係る記載方針」を補足説明資料にて示す。 設工認記載方針であり、本文補足事項ではないため削除。以降の補足説明資料番号繰り上げ。
補足説明資料2-2	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針	<u>11/18</u>	1	別添-2 IV-1-7 設工認基本方針_水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針
				3章安全審査資料 2-4 3次元応答正常の影響及び水平2方向の地震力による影響に関する検討方針
補足説明資料2−3	入力地震動算定用地盤モデルの設定の考え方	<u>11/18</u>	1	3章安全審査資料 参考資料 入力地震動算定用地盤モデルの設定の考え方
				3章安全審査資料 3.既設工認の評価手法等からの変更事項
				別紙-1 Ⅳ-2-2-1-7 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の耐震性に関する計算書
補足説明資料2-4	地震応答解析の基本方針	<u>11/18</u>	<u>2</u>	3章安全審査資料 2-2 具体的な施設の評価方法
				3章安全審査資料 2-2-2 建物・構築物(洞道) ~評価方針~
				3章安全審査資料 2-2-3 機器・配管系 ~評価方針~
				3章安全審査資料 2-2-1 建物・構築物 ~評価方針~
補足説明資料2-5	機能維持の検討方針	<u>11/18</u>	<u>2</u>	別添-1 Ⅳ-1-2-3 機能維持の検討方針
補足説明資料2-6	耐震重要度分類見直し結果の反映に伴う再処理施設の位置、構造及び設備の基準 に関する規則への影響について	11/18	1	新規作成
補足説明資料2-7	建屋換気設備の耐震クラスの変更	<u>11/18</u>	1	新規作成
補足説明資料2−8	新規制基準対応再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表	<u>11/18</u>	1	新規作成
補足説明資料2-9	安全上重要な施設と耐震重要度分類の整理	<u>11/18</u>	1	整理資料(8/22提出)補足説明資料-1(第7条)

補足説明資料 1-1 (7条)

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(1/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
	口.再処理施設の一般構造	口.再処理施設の一般構造	第七条各項について, 既許可申
			請書本文ロ項および添付書類
	(5) 耐 震 構 造	(5) 耐 震 構 造	六「1.6 耐震設計」に記載し
			ている。
解釈2 第7条第2項に規定す	再処理施設は,平成18年9月19日前に許可を受けた	再処理施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、	したがって、事業指定基準規則
る「地震の発生によって生ずるお	施 設 に つ い て は (i)か ら (v)に,平 成 18年 9月 19日 以 降	「事業指定基準規則」に適合するように設計する。	第七条に沿って本文記載事項
それがある安全機能を有する施	に許可を受ける施設については(ii)に示す方針に基	なお、事業指定基準規則の解釈別記2に基づき、安	を修正したとしても、記載の適
設の安全機能の喪失に起因する	づき耐震設計を行う。	全機能を有する施設を耐震重要度に応じて、 Sクラ	正化に留まる。
放射線による公衆への影響の程		ス、Bクラス及びCクラスに分類する方針とする。	
度」とは、地震により発生するお			
それがある安全機能を有する施			
設の安全機能の喪失(地震に伴っ			
て発生するおそれがある津波及			
び周辺斜面の崩壊等による安全			
機能の喪失を含む。)及びそれに			
続く放射線による公衆への影響			
を防止する観点から、各施設の安			
全機能が喪失した場合の影響の			
相対的な程度(以下「耐震重要度」			
という。)をいう。安全機能を有			
する施設は、耐震重要度に応じ			
て、以下に掲げるクラス(以下「耐			
震重要度分類」という。)に分類			
するものとする。			
- S クラス			
自ら放射性物質を内蔵してい			
る施設、当該施設に直接関係し			
ておりその機能喪失により放			
射性物質を外部に拡散する可			
能性のある施設、放射性物質を			
外部に放出する可能性のある			
事態を防止するために必要な			
施設及び事故発生の際に、外部			
に放出される放射性物質によ			
る影響を低減させるために必			
要な施設、並びに地震に伴って			
発生するおそれがある津波に			
よる安全機能の喪失を防止す			
るために必要となる施設であ			
って、環境への影響が大きいも			

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(2/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
のをいい、例えば、次の施設が			第七条各項について, 既許可申
挙げられる。			請書本文ロ項および添付書類
① その破損又は機能喪失			六「1.6 耐震設計」に記載し
により臨界事故を起こすお			ている。
それのある施設			したがって、事業指定基準規則
② 使用済燃料を貯蔵する			第七条に沿って本文記載事項
ための施設			を修正したとしても、記載の適
③ 高レベル放射性液体廃			正化に留まる。
棄物を内蔵する系統及び機			
器並びにその冷却系統			
④ プルトニウムを含む溶			
液を内蔵する系統及び機器			
⑤ 上記③及び④の系統及			
び機器から放射性物質が漏			
えいした場合に、その影響の			
拡大を防止するための施設			
⑥ 上記③、④及び⑤に関連			
する施設で放射性物質の外			
部への放出を抑制するため			
の施設			
二 Bクラス			
安全機能を有する施設のうち、			
機能喪失した場合の影響がSク			
ラス施設と比べ小さい施設をい			
い、例えば、次の施設が挙げら			
れる。			
① 放射性物質の放出を伴う			
ような場合に、その外部放散			
を抑制するための施設で、S			
クラスに属さない施設			
② 放射性物質を内蔵してい			
る施設であって、Sクラスに			
属さない施設(ただし内蔵量			
が少ないか又は貯蔵方式によ			
り、その破損により公衆に与			
える放射線の影響が十分小さ			
いものは除く。)			
三 Cクラス			
Sクラスに属する施設及びBク			
ラスに属する施設以外の一般産			

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(3/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設をいう。			第七条各項について, 既許可申 請書本文ロ項および添付書類 六「1.6 耐震設計」に記載し ている。
第七条 安全機能を有する施設 は、地震力に十分に耐えることが できるものでなければならない。	(i) 建物・構築物は、十分な強度・剛性及び耐力を有する構造とする。	(i) 安全機能を有する施設は、地震力に対して十分耐えることができる構造とする。	_ · · · · · · ·
	(i) 重要な建物・構築物は、安定な地盤に支持させる。		
解釈4 第7条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する安全機能を有する施設の耐震設計に当たっては、以下に掲げる方針によること。	(ii) 再処理施設の耐震設計上の重要度を、地震により発生する可能性のある放射線による環境への影響の観点から次のように分類し、それぞれ耐震設計上の重要度に応じた耐震設計を行う。	(i) 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の観点から、耐震設計上の重要度をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。	

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(4/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
	C クラス: A クラス, B クラス以外であって, 一般産業施設と同等の安全性を保持すればよいもの。		第七条各項について, 既許可申 請書本文ロ項および添付書類 六「1.6 耐震設計」に記載し
		(ii) 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。	を修正したとしても,記載の適
3 耐震重要施設は、その供用中		(i) Sクラスの施設は、基準地震動による地震力に対し	
に当該耐震重要施設に大きな影響を異なった。		てその安全機能が損なわれるおそれがないように設	
響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地		計する。	
震力(以下「基準地震動による地			
震力」という。)に対して安全機			
能が損なわれるおそれがないも			
のでなければならない。			
解釈 6 第7条第3項に規定す		(τ) 基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、	
る「基準地震動」とは、最新の科 学的・技術的知見を踏まえ、敷地		敷地及び敷地周辺の地質・地質構造,地盤構造並びに 地震活動性等の地震学及び地震工学的知見から想定す	
及び敷地周辺の地質・地質構造、		ることが適切なものを選定することとし、敷地ごとに	
地盤構造並びに地震活動性等の		震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策	
地震学及び地震工学的見地から		定する地震動について、敷地の解放基盤表面における	
想定することが適切なものをい		水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定す	
い、次の方針により策定するこ		る。策定した基準地震動の応答スペクトルを第6図に、	
٤ ،		加速度時刻歴波形を第7図に示す。解放基盤表面は、	
一 基準地震動は、「敷地ごとに		敷地地下で著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な拡	
震源を特定して策定する地震動」		がりを有し、著しい風化を受けていない岩盤でS波速	
及び「震源を特定せず策定する地		度が概ね0.7km/s以上となる標高-70mとする。	
震動」について、解放基盤表面に		また、弾性設計用地震動を以下の通り設定する方針	
おける水平方向及び鉛直方向の 地震動としてそれぞれ策定する		とする。	
地展動としてれてれ東ルりる			
上記の「解放基盤表面」とは、基			
準地震動を策定するために、基盤			
面上の表層及び構造物が無いも			
のとして仮想的に設定する自由			
表面であって、著しい高低差がな			

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
く、ほぼ水平で相当な拡がりを持			第七条各項について, 既許可申
って想定される基盤の表面をい			請書本文ロ項および添付書類
う。ここでいう上記の「基盤」と			六「1.6 耐震設計」に記載し
は、概ねせん断波速度 Vs=700			ている。
m/s 以上の硬質地盤であって、著			したがって, 事業指定基準規則
しい風化を受けていないものを			第七条に沿って本文記載事項
いう。			を修正したとしても, 記載の適
			正化に留まる。
解釈 5 第7条第2項に規定す		(a) 地震動設定の条件	
る「地震力」の「算定」に当たっ		基準地震動との応答スペクトルの比率について,	
ては、以下に掲げる方法によるこ		工学的判断として以下を考慮し、Ss-B1からB	
と。		5, Ss-C1からC4に対して0.5, Ss-Aに対	
一 弾性設計用地震動による地震		して0.52と設定する。	
カ		(イ) 基準地震動との応答スペクトルの比率は、再処理	
① 弾性設計用地震動は、基準地		施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の	
震動(第7条第3項の「その供用		比率に対応し、その値は0.5程度である。	
中に当該耐震重要施設に大きな		(ロ) 弾性設計用地震動は、発電用原子炉施設に関する	
影響を及ぼすおそれがある地震」		耐震設計審查指針(昭和56年7月20日原子力安全委	
による地震動をいう。以下同じ。)		員会決定, 平成13年3月29日一部改訂) に基づく旧	
との応答スペクトルの比率の値		申請書等における基準地震動S1の応答スペクトル	
が、目安として0.5を下回らな		を概ね下回らないようにする。	
いような値で、工学的判断に基づ		(b) 弹性設計用地震動	
いて設定すること		震源を特定して策定する地震動(Ss-A,Ss	
		- B 1 ~ B 5) に対応する弾性設計用地震動の最大	
		加速度は水平方向364.0 c m / s ² 及び鉛直方向	
		242.8 c m / s ² , 震源を特定せず策定する地震動	
		(Ss-C1~C4)に対応する 弾性設計用 地震動	
		の最大加速度は水平方向310.0 c m/s 2 及び鉛直	
		方向160.0 c m / s ² である。	
	(w) 前項のA, B及びCクラスの施設は、建物・構築物	(vi) 地震応答解析による地震力及び静的地震力の算定方	
	については、層せん断力係数をそれぞれ3.0 C ₁ ,1.5 C	() Ub 母 c 体 a 4 c >	
	,及び1.0℃,として求められる水平地震力、機器については、1.20mは1.50には1.50には1.50には1.50には1.50には1.50には1.50には1.50には1.50には1.50に	(3) 地震応答解析による地震力	
	いては、上記の層せん断力係数の値から求める水平震	以下のとおり、地震応答解析による地震力を算定	
AN SEL E. O. DE LA SEL EL DE LE	度をそれぞれ20%増しして求められる水平地震力に対	する方針とする。	
解釈 5 一 ② 弹性設計用地	して耐えるように設計する。	(イ) Sクラスの施設の地震力の算定方針	
震動による地震力は、水平2方向	ここに、層せん断力係数を算定する際のですは、標準は大いにも係れたののし、連続、推算機の圧動性機	基準地震動及び弾性設計用地震動から定まる入	
及び鉛直方向について適切に組	準せん断力係数を0.2とし、建物・構築物の振動特性、 地般の種類等な表展して水内といる値にする	力地震動を用いて、動的解析により水平2方向及び	
み合わせたものとして算定する	地盤の種類等を考慮して求められる値とする。	鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。	
こと。なお、建物・構築物と地盤	Aクラスの施設については、鉛直地震力をも考慮す		

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
と辺に解れていい。 田本の大きには、	ることとし、水平地震力と鉛直地震力は、同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、建物・構築物については震度0.3を基準として増られる鉛直震度、機器については、鉛直震度は高さ方向に一定とする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。 (v) Aクラスの施設は、敷地の解放基盤表面における最大速度振幅が19.7kineの設計用模擬地震波を考らに、Aクラスの施設と呼称し、これらの施設にのいては、敷地の解放基盤表面における最大速度振幅が19.7kineの設計用核凝地震波を表らに、Aクラスの危設と呼称し、これらの施設については、敷地の解放基盤表面における最大速度振幅が27.3kineの設計用模擬地震波で表される基準地震動S2-D及び最大速度振幅が13.5kineの設計用模擬地震波で表される基準地震動いよれる地震力に対してその安全機能が27.3kineの設計用模擬地震波で表される基準地震動いた対してその安全機能が27.3kineの設計用模擬地震波で表される基準地震動いた対してその安全機能がよりに設計する。なお、Aクラスの施設については、基準地震動から求められる地震力に対してその安全機能が保持できるように設計する。なお、Aクラスの施設については、基準地震動から求まる水平地震力と同時に不利な方向の組合重力がらまる水平地震動の最大加速度振幅の1/2の値を重力がらまる水平地震動の最大加速度振幅の1/2の値を電力が高さ方向に一定とする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。 (ii) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系及び第4低レベル廃棄物貯蔵。	(□) Bクラスの施設の地震力の算定方針 Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設 の影響検討に当たって、弾性設計用地震動に2分の 1を乗じたものから定まる入力地震動を用いること とし、加えてSクラスと同様に、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ、地震力を算定する。 (ハ) 入力地震動の設定方針 建物及び構築物の地震応答解析における入力地震 動について、解放基盤表面からの伝播特性を考慮し、必要に応じて、地盤の非線形応答に関する動的変形	第七条各項について、既許可申請書本文口項および添付書類六「1.6 耐震設計」に記載している。したがって、事業指定基準規則第七条に沿っても、記載の適を修正したとしても、記載の適正化に留まる。
解釈 5 一 ③ 地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するともに、十分な調査に基づく。 切な解析条件を設定すること。 解釈 8 二 基準地震動による地震力の算定に当たっとは、地震応答解析手法の適用性及び適用	成18年9月19日) に 従 う。	特性を考慮する。 (二) 地震応答解析方法 地震応答解析方法については、対象施設の形状、 構造特性、振動特性等を踏まえ、解析手法の適用性、 適用限界を考慮のうえ、解析方法を選定するととも に、調査に基づく解析条件を設定する。また、対象 施設の形状、構造特性等を踏まえたモデル化を行う。 洞道の動的解析に当たっては、構造物と地盤の相 互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を 用いる。地震応答解析手法は、地盤及び構造物の地	

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(7/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
限界等を考慮の上、適切な解析法		震時における非線形挙動の有無や程度に応じて,線	第七条各項について, 既許可申
を選定するとともに、十分な調査		形,等価線形又は非線形解析のいずれかを用いる。	請書本文ロ項および添付書類
に基づく適切な解析条件を設定		地盤の地震応答解析モデルは,構造物と地盤の動的	六「1.6 耐震設計」に記載し
すること。		相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。洞道の	ている。
		地震応答解析に用いる減衰定数については, 地盤と	したがって、事業指定基準規則
		構造物の非線形性を考慮して適切に設定する。	第七条に沿って本文記載事項
			を修正したとしても,記載の適
解釈 5 二 静的地震力		(b) 静的地震力	正化に留まる。
① 建物·構築物		以下のとおり、静的地震力を算定する方針とする。	
a) 水平地震力は、地震層せん断		(イ) 建物及び構築物の水平地震力	
力係数Ciに、次に示す施設の耐		水平地震力について、地震層せん断力係数に、再	
震重要度分類に応じた係数を乗		処理施設の重要度分類に応じた係数(Sクラスは	
じ、さらに当該層以上の重量を乗		3.0, Bクラスは1.5及びCクラスは1.0)を乗じ, さ	
じて算定すること。		らに当該層以上の重量を乗じて算定する。	
S クラス 3. 0		ここで、地震層せん断力係数は、標準せん断力係	
B クラス 1. 5		数を0.2以上とし、建物及び構築物の振動特性、地	
C クラス 1. 0		盤の種類等を考慮して求められる値とする。	
		(ロ) 建物及び構築物の保有水平耐力	
ここで、地震層せん断力係		保有水平耐力について、必要保有水平耐力を上回	
数Ciは、標準せん断力係数CO		るものとし、必要保有水平耐力については、地震層	
を 0 . 2 以上とし、建物・構築物		せん断力係数に乗じる係数を 1.0,標準せん断力係	
の振動特性及び地盤の種類等を		数を1.0以上として算定する。	
考慮して求められる値とするこ		(^) 建物及び構築物の鉛直地震力	
ح		鉛直地震力について、震度0.3以上を基準とし、建	
b) また、建物・構築物の保有水		物及び構築物の振動特性並びに地盤の種類等を考慮	
平耐力が必要保有水平耐力を上		し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定	
回ることの確認が必要であり、必		する。	
要保有水平耐力の算定において			
は、地震層せん断力係数Ciに乗			
じる施設の耐震重要度分類に応			
じた係数は、耐重要度分類の各ク			
ラスともに			
b) また、建物・構築物の保有水			
平耐力が必要保有水平耐力を上			
回ることの確認が必要であり、必			
要保有水平耐力の算定において			
は、地震層せん断力係数Ciに乗			
じる施設の耐震重要度分類に応			
じた係数は、耐重要度分類の各ク			
ラスともに1.0とし、その際に			

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(8/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
用いる標準せん断力係数C0は			第七条各項について, 既許可申
1.0以上とすること。この際、			請書本文ロ項および添付書類
施設の重要度に応じた妥当な安			六「1.6 耐震設計」に記載し
全余裕を有していること。			ている。
c) Sクラスの施設については、			したがって,事業指定基準規則
水平地震力と鉛直地震力が同時			第七条に沿って本文記載事項
に不利な方向の組合せで作用す			を修正したとしても,記載の適
るものとすること。鉛直地震力			正化に留まる。
は、震度0.3以上を基準とし、			
建物・構築物の振動特性及び地盤			
の種類等を考慮して求めた鉛直			
震度より算定すること。			
ただし、鉛直震度は高さ方向に一			
定とすること。			
② 機器·配管系		(=) 機器及び配管系の地震力	
a)耐震重要度分類の各クラス		機器及び配管系の地震力について、建物及び構築	
の地震力は、上記①に示す地震層		物で算定した地震層せん断力係数に再処理施設の而	t
せん断力係数Ciに施設の耐震		震クラスに応じた係数を乗じたものを水平震度と見	
重要度分類に応じた係数を乗じ		なし、その水平震度と建物及び構築物の鉛直震度を	
たものを水平震度とし、当該水平		それぞれ20%増しとして算定する。	
震度及び上記①の鉛直震度をそ		(*) 水平地震力と鉛直地震力の組合せ	
れぞれ20%増しとした震度よ		Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地	
り求めること。		震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものと	
b) なお、水平地震力と鉛直地震		する。	
力は同時に不利な方向の組合せ		(^) 標準せん断力係数の割増し係数	
で作用させること。ただし、鉛直		標準せん断力係数の割増し係数の適用について	
震度は高さ方向に一定とするこ		は、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共	
と。		施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。	
解釈 4 一 Sクラス		(ii) 荷重の組合せと許容限界の設定方針	
② 建物・構築物については、常		(8) 建物及び構築物	
時作用している荷重及び運転時		以下のとおり、建物及び構築物の荷重の組合せ及	
に作用する荷重と、弾性設計用地		び許容限界を設定する。	
震動による地震力又は静的地震		(イ) 荷重の組合せ	
力を組み合わせ、その結果発生す		Sクラスの建物及び構築物について、基準地震動	
る応力に対して、建築基準法等の		による地震力、弾性設計用地震動による地震力又に	
安全上適切と認められる規格及		静的地震力と組み合わせる荷重は,常時作用してレ	
び基準による許容応力度を許容		る荷重(固定荷重,積載荷重,土圧,水圧及び通常	
限界とすること。		の気象条件による荷重),運転時の状態で施設に作	:

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(9/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
		用する荷重及び設計用自然条件(積雪荷重、風荷重)	第七条各項について, 既許可申
		とする。	請書本文ロ項および添付書類
			六「1.6 耐震設計」に記載し
解釈 4 二 Bクラス		B クラスの建物及び構築物について,共振影響検	ている。
② 建物・構築物については、常		討用の地震動による地震力又は静的地震力と組み	したがって、事業指定基準規則
時作用している荷重及び運転時		合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の	第七条に沿って本文記載事項
に作用する荷重と静的地震力を		状態で施設に作用する荷重及び設計用自然条件と	を修正したとしても,記載の適
組み合わせ、その結果発生する応		する。	正化に留まる。
力に対して、建築基準法等の安全			
上適切と認められる規格及び基			
準による許容応力度を許容限界			
とすること。			
解釈 4 三 Cクラス		C クラスの建物及び構築物について,静的地震力	
② 建物・構築物については、常		と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運	
時作用している荷重及び運転時		転時の状態で施設に作用する荷重及び設計用自然	
に作用する荷重と静的地震力を		条件とする。	
組み合わせ、その結果発生する応			
力に対して、建築基準法等の安全			
上適切と認められる規格及び基			
準による許容応力度を許容限界			
とすること			
解釈7 一 ② 建物・構築物に		(□) 許容限界	
ついては、常時作用している荷重		Sクラスの建物及び構築物について、基準地震動	
及び運転時に作用する荷重と基		による地震力との組合せにおいては、構造物全体と	
準地震動による地震力との組合		しての変形能力(終局耐力時の変形)について十分	
せに対して、当該建物・構築物が		な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を有	
構造物全体としての変形能力(終		することとする。なお、終局耐力は、建物及び構築	
局耐力時の変形)について十分な		物に対する荷重又は応力が漸次増大し、その変形又	
余裕を有し、建物・構築物の終局		はひずみが著しく増加するに至る限界の最大荷重負	
耐力に対し妥当な安全余裕を有		荷とする。Sクラス、Bクラス並びにCクラスの建	
していること。		物及び構築物について、基準地震動以外の地震動に	
なお、上記の「終局耐力」とは、		よる地震力又は静的地震力との組合せにおいては,	
構造物に対する荷重を漸次増大		地震力に対して概ね弾性状態に留まるように、発生	
した際、構造物の変形又は歪みが		する応力に対して, 建築基準法等の安全上適切と認	
著しく増加する状態を構造物の		められる規格及び基準による許容応力度を許容限界	
終局状態と考え、この状態に至る		とする。	
限界の最大荷重負荷をいう。		緊急時対策所は、重大事故時において対処に必要	
解釈 4 一 Sクラス		な指示及び情報把握を行う要員の居住性を確保する	

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(10/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
② 建物・構築物については、常		ため、Sクラスの建物及び構築物に適用する地震力	第七条各項について, 既許可申
時作用している荷重及び運転時		及び許容限界を用いる。	請書本文ロ項および添付書類
に作用する荷重と、弾性設計用地			六「1.6 耐震設計」に記載し
震動による地震力又は静的地震			ている。
力を組み合わせ、その結果発生す			したがって、事業指定基準規則
る応力に対して、建築基準法等の			第七条に沿って本文記載事項
安全上適切と認められる規格及			を修正したとしても, 記載の適
び基準による許容応力度を許容			正化に留まる。
限界とすること。			
解釈 4 一 Sクラス		(b) 機器及び配管系	
③ 機器・配管系については、運		以下のとおり、機器及び配管系の荷重の組合せ並	
転時、停止時、運転時の異常な過		びに許容限界を設定する方針とする。	
渡変化時及び事故時に生じるそ		(イ) 荷重の組合せ	
れぞれの荷重と、弾性設計用地震		Sクラスの機器及び配管系について、基準地震動	
動による地震力又は静的地震力		による地震力、弾性設計用地震動による地震力又は	
を組み合わせた荷重条件に対し		静的地震力と組み合わせる荷重は、運転時の状態で	
て、応答が全体的におおむね弾性		施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に	
状態に留まること。なお、「運転		生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重及び設計	
時の異常な過渡変化時及び事故		用自然条件(積雪荷重、風荷重)とする。	
時に生じるそれぞれの荷重」につ			
いては、地震によって引き起こさ			
れるおそれのある事象によって			
作用する荷重及び地震によって			
引き起こされるおそれのない事			
象であっても、いったん事故が発			
生した場合、長時間継続する事象			
による荷重は、その事故事象の発			
生確率、継続時間及び地震動の超			
過確率の関係を踏まえ、適切な地			
震力と組み合わせて考慮するこ			
٤.			
解釈4 二 Bクラス		B クラスの機器及び配管系について, 共振影響検	
③ 機器・配管系については、		討用の地震動による地震力又は静的地震力と組み合	
運転時、停止時、運転時の異常な		わせる荷重は, 運転時の状態で施設に作用する荷重,	
過渡変化時の荷重と静的地震力		運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重及び設計用	
を組み合わせ、その結果発生する		自然条件とする。	
応力に対して、応答が全体的にお			
おむね弾性状態に留まること。			

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(11/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
解釈 4 三 Cクラス		Cクラスの機器及び配管系について、静的地震力と組	第七条各項について, 既許可申
③ 機器・配管系については、運		み合わせる荷重は、運転時の状態で施設に作用する	請書本文ロ項および添付書類
転時、停止時、運転時の異常な過		荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重及び	六「1.6 耐震設計」に記載し
渡変化時の荷重と静的地震力を		設計用自然条件とする。	ている。
組み合わせ、その結果発生する応			したがって,事業指定基準規則
力に対して、応答が全体的におお			第七条に沿って本文記載事項
むね弾性状態に留まること。			を修正したとしても, 記載の適
			正化に留まる。
解釈 7 一		(口) 許容限界	
③ 機器・配管系については、運		Sクラスの機器及び配管系について、基準地震動	
転時、停止時、運転時の異常な過		による地震力との組合せにおいては、塑性ひずみが	
渡変化時及び事故時に生じるそ		生じる場合であっても, その量が小さなレベルに留	
れぞれの荷重と基準地震動によ		まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設	
る地震力を組み合わせた荷重条		の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重	
件に対して、その施設に要求され		を制限する値を許容限界とする。なお、地震時又は	
る機能を保持すること。なお、上		地震後の機器及び配管系の動的機能要求について	
記により求められる荷重により		は、実証試験等により確認されている機能維持加速	
塑性ひずみが生じる場合であっ		度等を許容限界とする。	
ても、その量が小さなレベルに留		Sクラス、Bクラス並びにCクラスの機器及び配	
まって破断延性限界に十分な余		管系について, 基準地震動以外の地震動による地震	
裕を有し、その施設に要求される		力又は静的地震力との組合せによる影響評価にお	
機能に影響を及ぼさないこと		いては,応答が全体的に概ね弾性状態に留まること	
また、動的機器等については、基		を許容限界とする。	
準地震動による応答に対して、そ			
の設備に要求される機能を保持			
すること。具体的には、実証試験			
等により確認されている機能維			
持加速度等を許容限界とするこ			
と。			
解釈 4 一			
① 弾性設計用地震動による地震			
力又は静的地震力のいずれか大			
きい方の地震力に対しておおむ			
ね弾性状態に留まる範囲で耐え			
ること。			
解积7 二		(wi) 波及的影響に係る設計方針	
④ なお、上記の「耐震重要施設		以下のとおり、波及的影響の評価に係る事象選定及	
が、耐震重要度分類の下位のクラ		び影響評価を行う方針とする。	
スに属するものの波及的影響に		(a) 敷地全体を網羅した調査及び検討の内容を含め	

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(12/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
よって、その安全機能を損なわな		て,以下に示す4つの観点について,波及的影響の	第七条各項について, 既許可申
い」とは、少なくとも以下に掲げ		評価に係る事象選定を行う。	請書本文ロ項および添付書類
る事項について、耐震重要施設の		(イ) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相	六「1.6 耐震設計」に記載し
安全機能への影響が無いことを		対変位又は不等沈下による影響	ている。
確認することをいう。		(ロ) 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部	したがって、事業指定基準規則
a) 設置地盤及び地震応答性状		における相互影響	第七条に沿って本文記載事項
の相違等に起因する相対変位又		(ハ) 建屋内における下位のクラスの施設の損傷,転	を修正したとしても, 記載の適
は不等沈下による影響		倒、落下による耐震重要施設への影響	正化に留まる。
b) 耐震重要施設と下位のクラ		(ニ) 建屋外における下位のクラスの施設の損傷,転	
スの施設との接続部における相		倒、落下による耐震重要施設への影響	
互影 響		(b) 各観点より選定した事象に対して波及的影響の	
c) 建屋内における下位のクラ		評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を摘出す	
スの施設の損傷、転倒及び落下等		る。	
による耐震重要施設への影響		(c) 波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の	
d) 建屋外における下位のクラ		設計に用いる地震動又は地震力を適用する。	
スの施設の損傷、転倒及び落下等		(4) 耐震重要施設に対する波及的影響の評価におい	
による耐震重要施設への影響		ては、溢水・化学薬品及び火災の対象施設について	
		も確認する。	
		(e) これら 4 つの観点以外に追加すべきものがない	
		かを,原子力発電所の地震被害情報をもとに確認し,	
		新たな検討事象が抽出された場合には、その観点を	
		追加する。	
		(i) 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応	
		じ、それぞれ次に定める要件を満たすように設計する。	
		(a) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される	
		重大事故等対処施設	
		基準地震動による地震力に対して重大事故等に	
		対処するために必要な機能が損なわれるおそれが	
		ないように設計する。	
		(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重	
		大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	
		当該常設重大事故等対処設備が代替する機能を	
		有する設計基準事故に対処するための設備が属す	
		る耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に	
		十分に耐えるよう設計する。	
1.6 而	耐震設計	2. 耐震設計	
· · ·	耐震設計の基本方針	再処理施設の耐震設計は、「再処理施設の位置、構造及	
福	対震設計の基本方針について,平成18年9月19日前に許可	び設備の基準に関する規則」に適合するように、「2.1	

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
	を受けた施設については、「1.6.1.1 耐震設計の基本方針 (1)」に、平成18年9月19日以降に変更の許可を受ける施 設については、「1.6.1.2 耐震設計の基本方針(2)」に 示す。	安全機能を有する施設の耐震設計」に従って行う。	第七条各項について, 既許可申 請書本文ロ項および添付書類 六「1.6 耐震設計」に記載し ている。
第七条 安全機能を有する施設 は、地震力に十分に耐えることが できるものでなければならない。	1.6.1.1 耐震設計の基本方針(1) 再処理施設の耐震設計は、「再処理施設安全審査指針」 に適合するように、下記の項目に従って行い、想定される いかなる地震力に対してもこれが大きな事故の誘因となら ないよう再処理施設に十分な耐震性をもたせる。 (1) 建物・構築物は、十分な強度・剛性及び耐力を有する 構造とする。	2. 1 安全機能を有する施設の耐震設計 2. 1. 1 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針 (1) 安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができるように設計する。	したがって,事業指定基準規則 第七条に沿って本文記載事項 を修正したとしても,記載の適 正化に留まる。
解釈 4 第7条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する安全機能を有する施設の耐震設計に当たっては、以下に掲げる方針によること。	(2) 重要な建物・構築物は、安定な地盤に支持させる。 (3) 再処理施設の耐震設計上の重要度を、地震により発生する可能性のある放射線による環境への影響の観点から A クラス、B クラス及び C クラスに分類し、それぞれ重要度に応じた耐震設計を行う。 (4) 前項のA、B 及び C クラスの施設は、各々の重要度に応じた層せん断力係数に基づく地震力に対して耐えるように設計する。	(2) 安全機能を有する施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、耐震重要度に応じてSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。	
3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用するも大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大	(5) Aクラスの施設は、基準地震動 S ₁ に基づいた動的解析から求められる地震力に対して耐えるように設計する。 Aクラスの施設のうち特に重要な施設をA _S クラスの施設と呼称し、それらの施設については、基準地震動 S ₂ に基づいた動的解析から求められる地震力に対して、その安全機能が保持できるように設計する。また、Bクラスの機器についても共振するおそれのあるものについては、動的解析を行う。	(3) Sクラスの安全機能を有する施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。また、Sクラスの安全機能を有する施設は、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。	
解釈 4 二 Bクラス ① 静的地震力に対しておおむ ね弾性状態に留まる範囲で耐え		(4) Bクラス及びCクラスの安全機能を有する施設は、静 的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐え るように設計する。また、Bクラスの安全機能を有する	

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(14/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
ること。また、共振のおそれのある施設については、その影響については、その影響については、その影響についての検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとすること。解釈4 三 C クラス ① 静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐え		施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。	請書本文ロ項および添付書類
ること。		(5) 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。	
解釈 5 二 静的地震力 c) Sクラスの施設については、 水平地震力と向の直地会で作用するのとするのとする。 解釈 5 一 弾性設計用地震動による地震力にのとりで発動による直を表現して変更がある。 変形 4 平 型において変算を表現して変更がある。 ない、基準地震動力によるでいいのとして変更がある。 ない、基準地震動力にいいいる。 ない、基準地震動力にいいて変更がある。 ない、基準地震動力にいいて変更がある。 ない、基準地震動力にいいて変更がある。 ない、基準が高さいいとして変にすること。	(6) Aクラスの施設については、水平地震力と同時に、かつ、不利な方向に鉛直地震力が作用するものと考える。 (7) その破損により臨界を引き起こす可能性のあるものは、基準地震動 S ₂ による地震力に対し、臨界を引き起こさないことの確認を行う。	(6) Sクラスの施設に対し、静的地震力は、水平方向と鉛直方向が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。また、基準地震動及び弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて作用するものとする。	
解釈 7 一 ③ また、耐震重要施設が、耐震 重要度分類の下位のクラスに属 するものの波及的影響によって、 その安全機能を損なわないよう に設計すること。		(7) Sクラスに属する施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。	

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
4 耐震重要施設は、前項の地震	(8) 再処理施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の	(8) 安全上重要な施設の周辺斜面は、基準地震動による地	第七条各項について, 既許可申
の発生によって生ずるおそれが	影響が低減されるように考慮する。	震力に対して、安全上重要な施設に影響を及ぼすような	請書本文ロ項および添付書類
ある斜面の崩壊に対して安全機		崩壊を起こすおそれがないものとする。	六「1.6 耐震設計」に記載し
能が損なわれるおそれがないも			ている。
のでなければならない。			したがって、事業指定基準規則
			第七条に沿って本文記載事項
解釈2 第7条第2項に規定す	1.6.1.2 耐震設計の基本方針 (2)	2.1.2 耐震設計上の重要度分類	を修正したとしても,記載の適
る「地震の発生によって生ずるお	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系及び第	安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を、次のよ	正化に留まる。
それがある安全機能を有する施	4低レベル廃棄物貯蔵系に係る施設は、「再処理施設安全審	うに分類する。	
設の安全機能の喪失に起因する	査指針」(平成18年9月19日)に適合するように、耐震設計		なお、耐震重要施設周辺におい
放射線による公衆への影響の程	を行う。		ては、基準地震動 Ss による地
度」とは、地震により発生するお	1.6.2 耐震設計上の重要度分類	(1) 耐震重要度による分類	震力に対して,施設の安全機能
それがある安全機能を有する施	耐震上の重要度分類について,平成18年9月19日前に許可		に重大な影響を与えるような
設の安全機能の喪失(地震に伴っ	を受けた施設については、「1.6.2.1 耐震設計上の重要度		崩壊を起こすおそれのある斜
て発生するおそれがある津波及	分類(1)」に、平成18年9月19日以降に変更の許可を受け		面はない。
び周辺斜面の崩壊等による安全	る施設については、「1.6.2.2 耐震設計上の重要度分類		
機能の喪失を含む。)及びそれに	(2)」に示す。		
続く放射線による公衆への影響	1.6.2.1 耐震設計上の重要度分類(1)		
を防止する観点から、各施設の安	再処理施設の耐震設計上の重要度を、次のように分類す		
全機能が喪失した場合の影響の	る。		
相対的な程度(以下「耐震重要度」	(1) 機能上の分類		
という。)をいう。安全機能を有			
する施設は、耐震重要度に応じ			
て、以下に掲げるクラス(以下「耐			
震重要度分類」という。)に分類			
するものとする。			
一 Sクラス	a . A ク ラ ス の 施 設	a . S ク ラ ス の 施 設	
自ら放射性物質を内蔵している	以下に示す機能を有する施設であって, 環境への影響,	自ら放射性物質を内包している施設、当該施設に直接	
施設、当該施設に直接関係してお	効果の大きいもの。	関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡	
りその機能喪失により放射性物	(a) 自ら放射性物質を内蔵しているか又は内蔵している	散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する	
質を外部に拡散する可能性のあ	施設に直接関係し ており、その機能喪失により、放	可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故	
る施設、放射性物質を外部に放出	射性物質を外部に放散する可能性のあ るもの又は放	発生の際に、外部に放出される放射性物質による影響を	
する可能性のある事態を防止す	射線による環境への影響、効果のあるもの。	低減させるために必要な施設であって、環境への影響が	
るために必要な施設及び事故発	(b) 放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防	大きいもの。	
生の際に、外部に放出される放射	止するために必要なもの。		
性物質による影響を低減させる	(ε) 上記のような事故発生の際に、外部に放散される放射		
ために必要な施設、並びに地震に	性物質による影 響を低減させるために必要なもの。		
伴って発生するおそれがある津	なお, A クラスの施設のうち, 特に重要と判断される施設を		
波による安全機能の喪失を防止	限定してAsクラスの施設と呼称する。		

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(16/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
するために必要となる施設であ			第七条各項について, 既許可申
って、環境への影響が大きいもの			請書本文ロ項および添付書類
をいい、例えば、次の施設が挙げ			六「1.6 耐震設計」に記載し
られる。			ている。
① その破損又は機能喪失によ			したがって、事業指定基準規則
り臨界事故を起こすおそれのあ			第七条に沿って本文記載事項
る施設			を修正したとしても,記載の適
② 使用済燃料を貯蔵するため			正化に留まる。
の施設			
③ 高レベル放射性液体廃棄物			
を内蔵する系統及び機器並びに			
その冷却系統			
④ プルトニウムを含む溶液を			
内蔵する系統及び機器			
⑤ 上記③及び④の系統及び機			
器から放射性物質が漏えいした			
場合に、その影響の拡大を防止す			
るための施設⑥ 上記③、④及び			
⑤に関連する施設で放射性物質			
の外部への放出を抑制するため			
の施設			
二 Bクラス	b. B ク ラ ス の 施 設	b . B ク ラ ス の 施 設	
安全機能を有する施設のうち、機	上記において、影響、効果が比較的小さいもの。	安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影	
能喪失した場合の影響がSクラ		響がSクラス施設と比べ小さい施設。	
ス施設と比べ小さい施設をいい、			
例えば、次の施設が挙げられる。			
① 放射性物質の放出を伴うよ			
うな場合に、その外部放散を抑制			
するための施設で、Sクラスに属			
さない施設			
② 放射性物質を内蔵している			
施設であって、Sクラスに属さな			
い施設(ただし内蔵量が少ないか			
又は貯蔵方式により、その破損に			
より公衆に与える放射線の影響			
が十分小さいものは除く。)			
三 Cクラス	c. C ク ラ ス の 施 設	c . C ク ラ ス の 施 設	
Sクラスに属する施設及びBク	A クラス、 B クラス以外であって、一般産業施設と同	Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外	
ラスに属する施設以外の一般産	等の安全性を保持すればよいもの。	の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求され	
業施設又は公共施設と同等の安		る施設。	

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(17/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
全性が要求される施設をいう。	(2) クラス別施設 上記耐震設計上の重要度分類によるクラス別施設を以下に示す。	(2) クラス別施設 上記耐震設計上の重要度分類によるクラス別施設を以下に示す。	六「1.6 耐震設計」に記載している。 したがって、事業指定基準規則 第七条に沿って本文記載事項 を修正したとしても、記載の適
	なお、上記(*), (b)の施設はAsクラスとする。 (c) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器 i.高レベル廃液を内蔵する機器のうち安全上重要な施設 なお、崩壊熱除去の観点から安全冷却水の供給が必要な設備はAsクラスとする。 ii.ガラス溶融炉はAsクラスとする。 (d) プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器 i.プルトニウムを含む溶液を内蔵する残機器のうち安全上重要な施設 なお、崩壊熱除去の観点から安全冷却水の供給が必	(c) 高レベル放射性液体廃棄物を内包する系統及び機器 i. 高レベル廃液を内包する系統及び機器のうち安全上 重要な施設 (d) プルトニウムを含む溶液を内包する系統及び機器 i. プルトニウムを含む溶液を内包する系統及び機器の うち安全上重要な施設	
	要な設備はA _S クラスとする。 (e) 上記(c)及び(d)の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設 i. A _S クラス及びAクラスの設備を収納するセル等及びせん断セル (f) 上記(c), (d), 及び(e)に関連する施設で放射性物質の外部に対する放散を抑制するための施設 i. A _S クラス及びAクラスの機器の廃ガス処理設備のうち安全上重要な施設なお,高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備のう	いした場合に、その影響の拡大を防止するための施設 i.上記(c)及び(d)のSクラスの設備を収納するセル等及 びせん断セル	
	ちガラス溶融炉から廃ガス洗浄器までの範囲はAsクラスとする。 ii Aクラスのセル等の換気設備のうち安全上重要な施設	ii. 上記(e)のSクラスのセル等の換気設備のうち安全上重要な施設 iii. 上記(e)のSクラスのセル等を収納する構築物の換気設備のうち安全上重要な施設	

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
	iii. 主排気筒及びその排気筒モニタ	iv. 主排気筒及びその排気筒モニタ	第七条各項について, 既許可申
	なお、AクラスとBクラス以下の配管又はダクトの取	SクラスとBクラス以下の配管又はダクトの取合い	請書本文ロ項および添付書類
	合いは、Bクラス以下の廃ガス処理設備又は換気設備の	は、Bクラス以下の廃ガス処理設備又は換気設備の機能	六「1.6 耐震設計」に記載し
	機能が喪失したとしても、 A クラスの廃ガス処理設備又	が喪失したとしても、Sクラスの廃ガス処理設備又は換	ている。
	は換気設備に影響を与えないように行う。	気設備に影響を与えないようにする。	したがって、事業指定基準規則
	(g) 上記(a)~(f)の施設の機能を確保するために必要な施	(g) 上記(a)~(f)の施設の機能を確保するために必要な施	第七条に沿って本文記載事項
	設	設	を修正したとしても,記載の適
	i . 非常用所内電源系統, 安全圧縮空気系及び安全蒸気系	i . 非常用所内電源系統, 安全圧縮空気系及び安全蒸気 系	正化に留まる。
	ii. 安全冷却水系及び使用済燃料貯蔵設備のプール水冷 却系	ii. 安全冷却水系及び使用済燃料貯蔵設備のブール水冷 却系	
	ii. 安全保護系及び保護動作を行う機器	ii. 安全保護回路及び保護動作を行う機器	
	iv. 安全上重要な施設の漏えい液を受ける漏えい液受皿	iv. 安全上重要な施設の漏えい液を受ける漏えい液受皿	
	の集液溝等の液位警報及び漏えい液受皿から漏えい液	の集液溝の液位警報及び漏えい液受皿から漏えい液を	
	を回収するための系統のうち安全上重要な施設	回収するための系統のうち安全上重要な施設	
	v.計測制御系統施設等に係る安全上重要な施設のうち,	v.計測制御系統施設等に係る安全上重要な施設のうち,	
	地震後においても、その機能が継続して必要な施設	地震後においても、その機能が継続して必要な施設	
	なお、上記施設のうちAsクラスの設備の機能を維持するために必要な設備はAsクラスとする。	_	
	る に 必 安 な 設 禰 は A s ク ノ ∧ と す る 。 (h) そ の 他 の 施 設	(h) その他の施設	
	i. 固化セル移送台車はAsクラスとする。	i. 固化セル移送台車	
	ii. ガラス固化体貯蔵設備の収納管,通風管	i. ガラス固化体貯蔵設備の収納管,通風管	
	iii. ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	ii. ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	
	のうち貯蔵室から排風機までの範囲はA。クラスとす	のうち貯蔵室から排風機までの範囲	
	a.	O J J M M E N J D P M M E C O M E	
	iv. 使用済燃料貯蔵設備の補給水設備	iv. 使用済燃料貯蔵設備の補給水設備	
	v. その機能喪失により臨界に至る可能性のある計測制	v. その機能喪失により臨界に至る可能性のある計測制	
	御系統施設に係る安全上重要な施設は、Asクラスとす	御系統施設に係る安全上重要な施設は、Sクラスとする	
	るか、又は、検出器の故障を検知し警報を発する故障警	か又は検出器の故障を検知し警報を発する故障警報及	
	報及び工程停止のための系統をAsクラスとする。	び工程停止のための系統をSクラスとする。	
	vi . 制御建屋中央制御室換気設備	vi . 制御建屋中央制御室換気設備	
	vii. 水素掃気用の安全圧縮空気系はA _S クラスとする。	vii. 水素掃気用の安全圧縮空気系はSクラスとする。	
	なお、A _S クラスの水素掃気用の安全圧縮空気系が接	また, S クラスの水素掃気用の安全圧縮空気系が接続	
	続されている機器は、溶液の放射線分解により発生す	されている機器は、溶液の放射線分解により発生する	
	る水素の爆発を適切に防止するため、構造強度上As	水素の爆発を適切に防止するため、構造強度上Sクラ	
	クラスとする。	スとする。	
	viii. しゃへい設備のうち安全上重要な施設	viii. 遮蔽設備のうち安全上重要な施設	
	b . B ク ラ ス の 施 設	b . B ク ラ ス の 施 設	
	(a) 放射性物質を内蔵している施設であって、Aクラス以	(a) 放射性物質を内包している施設であって, Sクラスに	
	外の施設 (ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により, そ	属さない施設(ただし内包量が少ないか又は貯蔵方式に	

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(19/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
	の破損により一般公衆に与える放射線の影響が十分小さいも	より、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分	第七条各項について, 既許可申
	のは除く。)	小さいものは除く。)	請書本文ロ項および添付書類
	i . 使用済燃料貯蔵設備のプール水浄化系	i. 使用済燃料貯蔵設備のプール水浄化系	六「1.6 耐震設計」に記載し
	ii. 高レベル廃液を内蔵する設備のうち、溶解施設、分	ii. 高レベル廃液を内包する設備のうち、溶解施設、分	ている。
	離施設、高レベル廃液処理設備、高レベル廃液ガラス	離施設、高レベル廃液処理設備、高レベル廃液ガラス	したがって、事業指定基準規則
	固化設備の機器	固化設備の系統及び機器	第七条に沿って本文記載事項
	iii. プルトニウムを含む溶液を内蔵する設備のうち、溶	iii. プルトニウムを含む溶液を内包する設備のうち、溶	を修正したとしても,記載の適
	解施設、分離施設、精製施設、ウラン・プルトニウム	解施設、分離施設、精製施設、ウラン・プルトニウム	正化に留まる。
	混合脱硝設備の機器	混合脱硝設備の系統及び機器	
	iv. ウランを内蔵する機器	iv. ウランを内包する系統及び機器	
	v.プルトニウムを含む粉体を内蔵する機器	v. プルトニウムを含む粉体を内包する系統及び機器	
	vi. 酸回収設備及び溶媒回収設備	vi. 酸回収設備及び溶媒回収設備	
	vii. 低レベル廃液処理設備,ただし,洗濯廃液,床ドレ	vii. 低レベル廃液処理設備,ただし,洗濯廃液,床ドレ	
	ンの一部、試薬ドレン、手洗いドレン、空調ドレンに	ンの一部、試薬ドレン、手洗いドレン、空調ドレンに	
	係る設備,及び海洋放出管の一部を除く。	係る設備,及び海洋放出管の一部を除く。	
	vii . 低レベル固体廃棄物処理設備	viii. 低レベル固体廃棄物処理設備	
	ix . 分析設備	ix . 分析設備	
	(b) 放射性物質の外部に対する放散を抑制するための施	(b) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散	
	設でAクラス以外の施設	を抑制するための施設でSクラスに属さない施設	
	i . B クラスの設備を収納するセル等	i. Bクラスの設備を収納するセル等	
	ii. Bクラスの機器の廃ガス処理設備のうち、塔槽類か	ii. Bクラスの機器の廃ガス処理設備のうち、塔槽類か	
	ら排風機を経て弁までの範囲	ら排風機を経て弁までの範囲	
	iii. Bクラスのセル等の換気設備のうち、セル等から排	iii. Bクラスのセル等の換気設備のうち、セル等から排	
	風機を経てダンパまでの範囲	風機を経てダンパまでの範囲	
	(ε) その他の施設	(゚) その他の施設	
	i. 放射性物質を取り扱うクレーン, 台車等の移送機器	i. 放射性物質を取り扱う移送機器及び装置類。ただし,	
	並びに検査装置、切断装置等の装置類、ただし、以下	以下の設備を除く。	
	の設備を除く。		
	(i) 放射性物質の環境への放出のおそれがない移送機	(i) 放射性物質の環境への放出のおそれがない移送機器及	
	器及び装置類	び装置類	
	(ii) 放射能濃度が非常に低いか,又は内蔵量が非常に小	(ii) 放射能濃度が非常に低いか、又は内包量が非常に小さ	
	さいものを取り扱う移送機器及び装置類	いものを取り扱う移送機器及び装置類	
	ii . 主要なしゃへい設備	ii . 主要な遮蔽設備	
	c . C ク ラ ス の 施 設	c . C クラスの施設	
	上記A,Bクラスに属さない施設	上記S、Bクラスに属さない施設	
	(3) 耐震設計上の留意事項	(3) 耐震設計上の留意事項	
	a. ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホー	a. ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホー	
	ルは、基準地震動 S ₂ にて臨界安全が確保されているこ	ルは、基準地震 動にて臨界安全が確保されているこ	
	との確認を行う。	との確認を行う。	
	b. 上位の分類に属する設備と下位の分類に属する設備を	b. 上位の分類に属する設備と下位の分類に属する設備間	

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
	渡る液体状の放射性物質を移送するための配管及びサンプリング配管等の明らかに取扱い量が少ない配管を入り類に属する。 c. 上位の分類に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的影響が生じないようにする。 上記に基づくクラス別施設を第1.6-1表に示す。なお、第1.6-1表には、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動についても併記する。 1.6.2.2 耐震設計上の重要度分類 (2) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系及び第4低レベル廃棄物貯蔵系に適用する地震動についても併記する。 1.6.2.2 耐震設計上の重要度分類 (2) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系及び第4低レベル廃棄物貯蔵系に係る施設の耐震設計上の重要度分類は、「再処理施設安全審查指針」(平成18年9月19日)に従い、耐震Cクラスとする。このクラス別施設を第1.6-2表に示す。なお、第1.6-2表には、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び相互影響を考慮すべき設備に適用する地震動についても併記する。	で液体状の放射性物質を移送するための配の配でない配管ない。 力と、いいでは、分類とする。 こ、ウラン・ブルトニウム混合股間設備の定量ボット、中のでは、の分類とする。 こ、ウラン・ブルトニウム混合股間設備の定量ボット、中のでは、ない最近の影響を対している。 は、ウラン・ブルトニウム混合股間では、は、いいでは、からの機のでは、ない、は、といいでは、ない、は、といいでは、ない、は、といいでは、ない、は、といいでは、ない、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	請書本文ロ項および添付書類 六「1.6 耐震設計」に記載し ている。 したがって,事業指定基準規則 第七条に沿って本文記載事項 を修正したとしても,記載の適

	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
1.6.3 地震力の算定法 地震力の算定法 地震力の算定法 地震力の算定法(1)」に 平成18年9月19日以降に変更の許可を受ける施設につい は、「1.6.3.1 地震力の算定法(2)」に示す。 1.6.3.1 地震力の算定法(2)」に示す。 1.6.3.1 地震力の算定法(2)」に示す。 1.6.3.1 地震力の算定法(2)」に示す。 1.6.3.1 地震力の算定法(1) 再処理施設の耐震設計に用いる設計用地震力は、以下方法で算定される静的地震力及び動的地震力のうちいずか大きい方とする。 1.6.3.1.1 静的地震力 が大きい方とする。 1.6.3.1.1 静的地震力 が大きい方とする。 1.6.3.1.1 静的地震力及び動的地震力のうちいずか大きい方とする。 1.6.3.1.1 静的地震力及び動的地震力のうちいずか大きい方とする。 1.6.3.1.1 静的地震力及び動的地震力のうちいずか大きい方とする。 1.6.3.1.1 静的地震力及び動的地震力のうちいずか大きい方とする。 1.6.3.1.1 静的地震力として以下の層ん断力係数との変度に基づき算定する。 2.2 とし、それぞれクラスに応じて以下の層ん断力係数との変度は基づき算定する。 2.3 中継震力は、再処理施設の重要度分類に応じて以に述べる層せん断力係数に当該層以上の重量を乗じ算定するものとする。 4.4 カラス 層せん断力係数に当該層以上の重量を乗じ算定するものとする。 4.5 クラス 層せん断力係数に当該層以上の重量を乗じ算定するものとする。 2.5 内多ス 層せん断力係数に当該層以上の重量を乗じ算定するものとのので、は、標準が大断力係数を算定する際ので、は、標本が対解数を考慮して求められる値とする。 4.5 カラスの施設については、鉛直地震力は、同時に不動が対解数を考慮して求められる値とする。 4.5 カラスの施設については、鉛直地震力は、同時に不動が対解数を考慮して求められる値とする。 2.5 ととし、水平地震力と鉛直地震力は、同時に不動で対解数等を考慮して求めら和も動を対象が対解数が対象が対象を考慮して求めら和も動を対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対	2.1.3 地震力の算定法 安全機能を有する施設の耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。 2.1.3.1 静的地震力 静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて地震を第1.6~2表に示す。 (1) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数では、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 ここで、地震層せん断力係数では、標準せん断力係数で、地震を変して変なるものとする。 また、必要保有水平耐力の係数の高さ方向の分布係数、地震地域係数を考慮して求められる値とする。また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数では、地震層せん断力係数では、地震層せん断力係数では、地震層である。また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層である。また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層で、必要保有水平耐力の算定においては、地震層で、必要保有水平耐力の算定においては、地震層で、必要保有水平耐力の算定においては、地震層で、必要保有水平耐力の算定においては、地震層で、必要保有水平耐力の算定においては、地震層で、必要保有水平耐力の算定においては、地震層で、必要保有水平耐力の算定においては、地震層で、必要保有水平耐力の算定においては、地震層で、必要保有水平耐力の算定においては、地震層で、必要保有水平耐力の算定においては、地震層で、必要保有水平耐力の算定においては、地震層で、必要保積、必要保有水平耐力の算定においては、地震層で、必要など、必要などの対象では、必要など、必要など、など、必要など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、な	第七条各項について, 既許可申 請書本文ロ項および添付書類

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
クに 大型 では はいい では できない できない できない できない できない できない できない できない	(2) 機 器 各クラスの地震力は、上記(1)の層せん断力係数の値から求める水平震度及び上記(1)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。なお、水平地震力と鉛直地震力とは同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。	(2) 機器・配管系 耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(1)に示す 地震層せん断力係数Ciに施設の耐震重要度分類に応じ た係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及り 上記(1)の鉛直震度をそれぞれ20%増しと鉛度よした震 求めるものとする。なお、水平地震力と鉛直地震力とは同時に不利な方向の組合せで作用するも。 し、鉛直震度は高さ方向に一定とする。 上記(1)及び(2)の標準せん断力係数C。の割増し係数 の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施 設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定す る。	第七条各項について,既許可申 請書本文ロ項および添付書類 六「1.6 耐震設計」に記載し ている。 したがって,事業指定基準規則 第七条に沿って本文記載事項 を修正したとしても,記載の 正化に留まる。
解釈 8 一 基準地震動による 地震力は、基準地震動を用いて、 水平 2 方向及び鉛直方向につい て適切に組み合わせたものとし で算定すること。 解釈 5 一 弾性設計用地震動 による地震力 ① 弾性設計用地震動は、基準地	1.6.3.1.2 動的地震力 動的地震力は、 A クラスの施設に適用することとし、添付書類四の「 6 .地震」に示す基準地震動 S_1 から定める入力地震動を入力として、動的解析により算定する。 さらに、 A_S クラスの施設については、添付書類四の「 6 . 地震」に示す基準地震動 S_2 から定める入力地震動を入力として、動的解析により算定される水平地震力も適用する。 なお、 B クラスの機器のうち支持構造物の振動と共振の	2.1.3.2 動的地震力動的地震力動的地震力は、Sクラスの施設の設計に適用することとする。 基準地震動による地震力は、基準地震動から求める入力地震動を入力として、動的解析により水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 また、弾性設計用地震動による地震力は、弾性設計用地震動から求める入力地震動を入力として、動的解析により	

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
震動(第7条第3項の「その供用	おそれのあるものについては、上記Aクラスの施設に適用	水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたもの	第七条各項について, 既許可申
中に当該耐震重要施設に大きな	する基準地震動S」から定める入力地震動の振幅を1/2に	として算定する。弾性設計用地震動は、基準地震動との応	請書本文ロ項および添付書類
影響を及ぼすおそれがある地震」	したものを入力として動的解析により算定される水平地震	答スペクトルの比率の値が目安として0.5を下回らないよ	六「1.6 耐震設計」に記載し
による地震動をいう。以下同じ。)	力を適用する。	う基準地震動に係数を乗じて設定する。	ている。
との応答スペクトルの比率の値	Aクラスの施設に対する鉛直地震力は、基準地震動の最	ここで、基準地震動に乗じる係数は、工学的判断として、	したがって、事業指定基準規則
が、目安として0.5を下回らな	大加速度振幅の1/2の値を重力加速度で除した鉛直震度と	原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の	第七条に沿って本文記載事項
いような値で、工学的判断に基づ	して求め,水平地震力と同時に不利な方向に組み合わせる。	比率が0.5程度であるという知見を踏まえた値とし、さら	を修正したとしても,記載の適
いて設定すること。	ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。	に、応答スペクトルに基づく地震動評価による基準地震動	正化に留まる。
		Ss-Aに対しては、「発電用原子炉施設に関する耐震設	
		計審查指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定,平	
		成13年3月29日一部改訂)」を踏まえて設定した再処理施	
		設の基準地震動 S ₁ の応答スペクトルをおおむね下回らな	
		いよう配慮した値とする。具体的には、工学的判断により	
		基準地震動Ss-Aに対して係数0.52を乗じた地震動,基	
		準地震動Ss-B1~B5及び基準地震動Ss-C1~C	
		4 に対して係数0.5を乗じた地震動を弾性設計用地震動と	
		して設定する。	
		また、建物・構築物及び機器・配管系共に同じ値を採用	
		することで、弾性設計用地震動に対する設計に一貫性をと	
		る。	
		弾性設計用地震動の応答スペクトルを第1.6-1図に,弾	
		性設計用地震動の加速度時刻歴波形を第1.6-2図に,弾性	
		設計用地震動と基準地震動S」の応答スペクトルの比較を	
		第1.6-3図に,弾性設計用地震動と解放基盤表面における	
		地震動の一様ハザードスペクトルの比較を第1.6-4図に	
		示す。	
		弾性設計用地震動 S d - A 及び S d - B 1 ~ B 5 の年超	
		過確率はおおむね10 ⁻³ ~10 ⁻⁴ 程度, Sd-C1~C4の年超	
		過確率はおおむね10 ⁻³ ~10 ⁻⁵ 程度である。	
解釈 4 二 Bクラス		なお、Bクラスの施設のうち支持構造物の振動と共振の	
① 静的地震力に対しておおむ		おそれのあるものについては、上記Sクラスの施設に適用	
ね弾性状態に留まる範囲で耐え		する弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定める	
ること。また、共振のおそれのあ		入力地震動を入力として、動的解析により水平2方向及び	
る施設については、その影響につ		鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。	
いての検討を行うこと。その場		耐震重要度分類に応じて定める動的地震力を第 1.6-3 表に	
合、検討に用いる地震動は、弾性		示す。	
設計用地震動に2分の1を乗じ			
たものとすること。			
解釈 5 一 弾性設計用地震動に			
よる地震力			

事業指定基準規則	許認 可 実 績 等	新規制要求を踏まえた適合方針	比 較 結 果
② 弊性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定すること。			第七条各項について, 既許可申 請書本文ロ項および添付書類 六「1.6 耐震設計」に記載し ている。
解釈 6 一 基準地震動は、「敷地ごとに震源を特定して策定を特定して策源を特定して策源を特定して震源を特定が大きな地震動」について、向及れて、向及れて、自然を表面のの地震を大きない。とは、基盤は大きながらに、無る差がでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	(1) 入力地震動 地質調査の結果によれがほ重要な再処理施設の設置位置周辺は、新第三紀の 鷹架 層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。 解放基盤表面は、この新第三紀の鷹架層のS波速度が 0.7km/s以上を有する標高約-70mの位置に想定することとする。	(1) 入力地震動 地質調査の結果によれば、重要な再処理施設の設置位 置周辺は、新第三紀の鷹架層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。 解放基盤表面は、この新第三紀の鷹架層のS波速度が 700m/s以上を有する標高約-70mの位置に想定する こととする。 基準地震動は、解放基盤表面で定義する。	
解釈 8 三 震力の算定過程において建物・構築物の設置位置等で評価される入力地震動については、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮するとともに、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮すること。	建物・構築物の地震応答解析モデルに対する水平方向の入力地震動は、この解放基盤表面で定義された基準地震動に基づき、基盤上層の影響を考慮して作成したものを用いるものとする。	建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震 動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考 慮して作成したものとするとともに、必要に応じて地盤 の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。	
	(2) 動的解析法 a. 建物・構築物 動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて 求めるものとする。 建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物 の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価	(2) 動的解析法 a. 建物・構築物 動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた解析条件を設定する。動的解析は、原則として、時刻歴応答解	

事業指定基準規則	許 認 可 実 績 等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
	し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。	析法を用いて求めるものとする。	第七条各項について, 既許可申
	動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を	建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物	請書本文ロ項および添付書類
	考慮するものとし,解析モデルの地盤のばね定数は,基	の剛性はそれらの形状、構造特性、振動特性、減衰特性	六「1.6 耐震設計」に記載し
	礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。設計	を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデ	ている。
	用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用	ルを設定する。	したがって、事業指定基準規則
	いる。	動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用を考慮	第七条に沿って本文記載事項
	地盤-建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネル	するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版	を修正したとしても,記載の適
	ギの地下逸散及び地震応答における各部の歪レベルを	の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地	正化に留まる。
	考慮して定める。	盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。	
	基準地震動S」に対しては弾性応答解析を行う。	地盤-建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネル	
	基準地震動 S ₂ に対する応答解析において、主要構造	ギの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベル	
	要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その超	を考慮して定める。	
	える程度を安全上支障のない程度に制限し、適切な減衰	基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdに対する応答解	
	量と剛性を考慮した線形応答解析を行う。また、必要	析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超	
	により、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構	える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部	
	造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元	分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬し	
	力特性を考慮した応答解析を行う。	た復元力特性を考慮した応答解析を行う。	
	また、耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築	構築物のうち洞道の動的解析に当たっては、構造物と	
	物の支持機能を検討するための地震応答解析において、	地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法	
	施設を支持する建物・構築物等の主要構造要素がある程	を用いる。地震応答解析手法は、地盤及び構造物の地震	
	度以上弾性範囲を超える場合には、その超える程度を安	時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等	
	全上支障のない程度に制限し、適切な減衰量と剛性を考	価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応	
	慮した線形応答解析を行う。また必要により、その弾塑	答解析モデルは、構造物と地盤の動的相互作用を考慮で	
	性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解	きる有限要素法を用いる。洞道の地震応答解析に用いる	
	析を行う。	減衰定数については、地盤と構造物の非線形性を考慮し	
		て適切に設定する。	
	b . 機 器	b. 機器・配管系	
	機器(配管系を除く。)については、その形状を考慮	機器については、その形状を考慮して、1質点系又は	
	して、1質点系、又は多質点系モデルに置換し、設計用	多質点系モデルに置換し、設計用床応答曲線を用いた応	
	床応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法又	答スペクトル・モーダル解析法又は時刻歴応答解析法に	
	は時刻歴応答解析法等により応答を求める。	より応答を求める。	
	配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床	配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床	
	応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法によ	応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法によ	
	り応答を求める。	り応答を求める。	
	なお、剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大	なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最	
	床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震	大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地	
	力を算定する。	震力を算定する。	
	動的解析に用いる減衰定数は、既往の振動実験、地震	動的解析に用いる減衰定数は、既往の振動実験、地震	
	観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。	観測の調査結果を考慮して適切な値を定める。	

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(26/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
事業指定基準規則	1.6.3.2 地震力の算定法(2) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系及び第4低レベル廃棄物貯蔵系に係る施設の耐震設計に用いる地震力の算定は、「再処理施設安全審査指針」(平成18年9月19日)に従うものとする。 1.6.4 荷重の組合せと許容限界荷重の組合せと許容限界でいて、平成18年9月19日前に許可を受けた施設については、「1.6.4.1 荷重の組合せと許容限界(1)」に、平成 18年9月19日以降に変更の許可を受ける施設については、「1.6.4.2 荷重の組合せと許容限界(2)」に示す。 1.6.4.1 荷重の組合せと許容限界(1)再処理施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 1.6.4.1.1 耐震設計上考慮する状態を以下に示す。 (1) 建物・構築物 通常運転時の状態再処理施設が、通常運転状態にあり、通常の自然条件下におかれている状態。 b.設計用自然条件	2. 1. 4 荷重の組合せと許容限界 安全機能を有する施設に適用する荷重の組合せと許容限 界は,以下によるものとする。 2. 1. 4. 1 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (1) 建物・構築物 a. 運転時の状態 再処理施設が運転状態にあり,通常の自然条件下におかれている状態。 b. 設計用自然条件	比較結果 第七条各項について,既許可申請書本文ロ項および添付書類 六「1.6 耐震設計」に記載している。 したがって,事業指定基準規則 第七条に沿って本文記載事項 を修正したとしても,記載の適 正化に留まる。
	設計上基本的に考慮しなければならない自然条件。 (2) 機 器 a. 通常運転時の状態 再処理施設が,通常運転状態にある状態,ただし,インターロック又は警報が設置されている場合は,圧力及び温度がインターロック又は警報の設定値以内にある状態。	設計上基本的に考慮しなければならない自然条件。 (2) 機器・配管系 a. 運転時の状態 再処理施設の運転が計画的に行われた場合であって、インターロック又は警報が設置されている場合は、圧力及び温度がインターロック又は警報の設定値以内にある状態。 b. 運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 c. 設計基準事故時の状態	

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
解釈 7 一 ② 建物・構築物に		している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水 圧及び通常の気象条件による荷重 b. 運転時の状態で施設に作用する荷重 c. 設計用自然条件(積雪荷重、風荷重) ただし、運転時の荷重には、機器・配管系から作用す る荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、 機器・配管系からの反力、スロッシングによる荷重が含まれるものとする。 (2) 機器・配管系 a. 運転時の状態で施設に作用する荷重 b. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 c. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 d. 設計用自然条件(積雪荷重、風荷重) 2. 1. 4. 3 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは以下による。 (1) 建物・構築物	請書本文ロ項および添付書類
ついでは、常時作用して荷重基合 では、常に作用する荷との では、常に作用する荷との では、当該建物・構築力・構築力 では、当該建物・でないな では、当該建物・でないな ででででででいる。 ででででででいる。 が終れている。 が終れている。 がいいる。 がいいる。 がいいる。 がいいののでは、でいいののでは、でいいののでは、でいいののでは、でいいののでは、でいいのでは、でいいのでは、でいいのでは、でいいのでは、でいいのでは、でいいのでは、でいいのでは、でいいのでは、でいいのでは、でいいのでは、でいいのでは、でいいのでは、でいいのでは、でいいのでは、でいいのでは、でいいのでは、でいいのでは、でいいいいいでは、でいいいでは、でいいいいでは、でいいいいいでは、でいいいいいいいい	a. 地震力と常時作用している荷重及び通常運転時の状態で施設に作用する荷重とを組み合わせる。 (2) 機 器 a. 地震力と通常運転時の状態で施設に作用する荷重とを組み合わせる。	a. 常時作用している荷重,運転時の状態で施設に作用する荷重及び設計用自然条件と地震力を組み合わせる。 (2) 機器・配管系 a. 運転時の状態で施設に作用する荷重,運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重,設計基準事故時に生じる荷重及び設計用自然条件と地震力を組み合わせる。	

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
	可能 º1 天根 守	利 別 側 安 氷 を 暗 ま ん に 適 百 万 野	
わせた荷重条件に対して、その施			第七条各項について、既許可申
設に要求される機能を保持する			請書本文ロ項および添付書類
こと。	(3) 荷重の組合せ上の留意事項	(3) 荷重の組合せ上の留意事項	六「1.6 耐震設計」に記載し
	a. Aクラスの施設においては、水平地震力と鉛直地震力		
	とは同時に不利な方向に作用するものとする。	が判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態で	,
	b. 耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物の当		第七条に沿って本文記載事項
	該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施		
	設の耐震クラスに応じた地震力と常時作用している荷重及び	該部分の支持機能を確認する場合においては、支持され	正化に留まる。
	通常運転時の状態で施設に作用する荷重とを組み合わせる。	る施設の耐震クラスに応じた地震力と常時作用している	
	第1.6-1表に、対象となる建物・構築物及びその支	荷重、運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。	
	持機能が維持されていることを検討すべき地震動等に	c.機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基	
	ついて記載する。	準事故時(以下,本項目では「事故等」という。)に生	
なお、上記の「運転時の異常な過	なお、運転時の異常な過渡変化時の状態及び運転時の	じるそれぞれの荷重については、地震によって引き起こ	
渡変化時及び事故時に生じるそ	異常な過渡変化を超える事象時の状態で施設に作用す	されるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地	
れぞれの荷重」については、地震	る荷重は、通常運転時の状態で施設に作用する荷重を超	震によって引き起こされるおそれのない事故等であって	
によって引き起こされるおそれ	えるもの及び長時間施設に作用するものがないため、地	も、いったん事故等が発生した場合、長時間継続する事	
のある事象によって作用する荷	震荷重と組み合わせるものはない。	故等による荷重は、その事故等の発生確率、継続時間及	
重及び地震によって引き起こさ		び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組	
れるおそれのない事象であって		み合わせて考慮する。	
も、いったん事故が発生した場			
合、長時間継続する事象による荷			
重は、その事故事象の発生確率、			
継続時間及び地震動の超過確率			
の関係を踏まえ、適切な地震力と			
組み合わせて考慮すること。			
	1.6.4.1.4 許容限界	2.1.4.4 許容限界	
	各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対す	各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対す	
	る許容限界は、以下のとおりとする。	る許容限界は、以下のとおりとする。	
解釈7 一 ② 建物・構築物に		(1) 建物・構築物	
ついては、常時作用している荷重	a . A _s ク ラ ス の 建 物 ・ 構 築 物	a . S ク ラ ス の 建 物 ・ 構 築 物	
及び運転時に作用する荷重と基	(a) 基準地震動 S ₁ による地震力又は静的地震力との組合	(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限	
準地震動による地震力との組合	せに対する許容限界	界	
せに対して、当該建物・構築物が	安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力	建物・構築物が、構造物全体としての変形能力(終局	
構造物全体としての変形能力(終	度を許容限界とする。	耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築	
局耐力時の変形)について十分な	(b) 基準地震動 S ₂ による地震力との組合せに対する許容	物の終局耐力に対して、妥当な安全余裕を持たせること	
余裕を有し、建物・構築物の終局	限 界	とする。	
耐力に対し妥当な安全余裕を有	建物・構築物が、構造物全体として十分変形能力(ね	なお、終局耐力とは、構造物に対する荷重を漸次増大	
していること。	ばり)の余裕を有し、終局耐力に対して安全余裕を持た	した際、構造物の変形又はひずみが著しく増加する状態	
なお、上記の「終局耐力」とは、	せることとする。	を構造物の終局状態と考え、この状態に至る限界の最大	
構造物に対する荷重を漸次増大	なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応	荷重負荷をいう。	

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(29/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
した際、構造物の変形又は歪みが	力を漸次増大していくとき、その変形又は歪が著しく増		第七条各項について, 既許可申
著しく増加する状態を構造物の	加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基		請書本文ロ項および添付書類
終局状態と考え、この状態に至る	づき適切に定めるものとする。		六「1.6 耐震設計」に記載し
限界の最大荷重負荷をいう。	b . A クラス (A _s クラスを除く。) の建物・構築物		ている。
	上記 a. (a)による許容応力度を許容限界とする。		したがって、事業指定基準規則
解釈4 一 Sクラス		(b) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組	第七条に沿って本文記載事項
① 弾性設計用地震動による地震		合せに対する許容限界	を修正したとしても, 記載の適
力又は静的地震力のいずれか大		地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発	正化に留まる。
きい方の地震力に対しておおむ		生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認め	
ね弾性状態に留まる範囲で耐え		られる規格及び基準による許容応力度を許容限界とす	
ること。		る。	
② 建物・構築物については、常			
時作用している荷重及び運転時			
に作用する荷重と、弾性設計用地			
震動による地震力又は静的地震			
力を組み合わせ、その結果発生す			
る応力に対して、建築基準法等の			
安全上適切と認められる規格及			
び基準による許容応力度を許容			
限界とすること。			
解釈4 二 Bクラス	c. B及びCクラスの建物・構築物	b . B ク ラ ス 及 び C ク ラ ス の 建 物 ・ 構 築 物	
① 静的地震力に対しておおむ	上記a. (゚)による許容応力度を許容限界とする。	上記 a. (b)による許容応力度を許容限界とする。	
ね弾性状態に留まる範囲で耐え			
ること。また、共振のおそれのあ			
る施設については、その影響につ			
いての検討を行うこと。			
② 建物・構築物については、常			
時作用している荷重及び運転時			
に作用する荷重と静的地震力を			
組み合わせ、その結果発生する応			
力に対して、建築基準法等の安全			
上適切と認められる規格及び基			
準による許容応力度を許容限界			
とすること。			
解釈 4 三 Cクラス			
① 静的地震力に対しておおむ			
ね弾性状態に留まる範囲で耐え			
ること。			
② 建物・構築物については、常			

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
時作用している荷重及び運転時			第七条各項について、既許可申
に作用する荷重と静的地震力を			請書本文ロ項および添付書類
組み合わせ、その結果発生する応			六「1.6 耐震設計」に記載し
力に対して、建築基準法等の安全			ている。
上適切と認められる規格及び基			したがって,事業指定基準規則
準による許容応力度を許容限界			第七条に沿って本文記載事項
とすること			を修正したとしても,記載の適
	d. 耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物上記 a. (b)の項を適用するほか、耐震クラスの異なる施設が、それを支持する建物・構築物の変形等に対して、その機能が損なわれないものとする。	c. 耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物 上記 a. (a)の項を適用するほか、耐震クラスの異なる 施設を支持する建物・構築物の変形又はひずみに対して、 その機能が損なわれないものとする。 なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持性能が 損なわれないことを確認する際の地震動は、支持される 施設に適用される地震動とする。	正化に留まる。
解釈 5 二 静的地震力	e. 建物・構築物の保有水平耐力	d . 建物・構築物の保有水平耐力	
b)また、建物・構築物の保有水		建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水	
平耐力が必要保有水平耐力を上		平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じ	
回ることの確認が必要であり、必	切な安全余裕を有していることを確認するものとする。	た適切な安全余裕を有していることを確認する。	
要保有水平耐力の算定において	Wax Extraction of a contract o		
は、地震層せん断力係数Ciに乗			
じる施設の耐震重要度分類に応			
じた係数は、耐重要度分類の各ク			
ラスともに1.0とし、その際に			
用いる標準せん断力係数COは			
1. 0以上とすること。この際、			
施設の重要度に応じた妥当な安			
全余裕を有していること。			
解釈 7 一	(2) 機 器	(2) 機器·配管系	
③ 機器・配管系については、運	a . A _s クラスの機器	a. Sクラスの機器・配管系	
転時、停止時、運転時の異常な過	(a) 基準地震動 S ₁ による地震力又は静的地震力との組合	(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界	
渡変化時及び事故時に生じるそ	せに対する許容限界	破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求さ	
れぞれの荷重と基準地震動によ	降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容	れる機能に影響を及ぼすことがないものとする。	
る地震力を組み合わせた荷重条	限界とする。		
件に対して、その施設に要求され			
る機能を保持すること。なお、上			
記により求められる荷重により			
塑性ひずみが生じる場合であっ			
ても、その量が小さなレベルに留			

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される 機能に影響を及ぼさないこと			第七条各項について,既許可申 請書本文ロ項および添付書類 六「1.6 耐震設計」に記載し ている。
解釈 4 一 Sクラス ③ 機器・配管系については、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力を組み合わせた荷重条件に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。	(b) 基準地震動 S ₂ による地震力との組合せに対する許容限界 構造物の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも 過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力等を制限する。 b. Aクラス (A _S クラスを除く。)の機器 降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容 限界とする。	(b) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。	したがって,事業指定基準規則 第七条に沿って本文記載事項 を修正したとしても,記載の適
解釈 4 二 Bクラス ③ 機器・配管系については、運転時、停止時、運転時の異震表力を混合力に対して、その結果発生的に対したが発性があるに対して、「ないなが全体的と、解釈 4 三 Cクラス ③ 機器・配管系については、なるが発性が、停止時、運転時の地震を消失を発生するに対して、に対して、応答が全体的が、でいる。	c. B及びCクラスの機器 降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容 限界とする。	b. B クラス及び C クラスの機器・配管系 上記 a. (b)による応力を許容限界とする。	
解釈 7 一 ③ また、動的機器等については、基準地震動による応答に対して、その設備に要求される機能を保持すること。具体的には、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とすること。	d. 動的機器 地震時に動作を要求される機器については、解析又は 実験等により、動的機能が阻害されないことを確認する。 1.6.4.2 荷重の組合せと許容限界(2) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系及 び第4低レベル廃棄物貯蔵系に係る施設の耐震設計にお ける荷重の組合せと許容限界は、「再処理施設安全審査指 針」(平成18年9月19日)に従うものとする。	c.動的機器 地震時及び地震後に動作を要求される機器及び配管系 については,実証試験等により確認されている機能維持 加速度等を許容限界とする。	

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
		(3) 基礎地盤の支持性能	第七条各項について, 既許可申
		建物・構造物が設置する地盤の支持性能については、	請書本文ロ項および添付書類
		基準地震動又は静的地震力により生じる施設の基礎地盤	六「1.6 耐震設計」に記載し
		の接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基	ている。
		づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよう設計す	したがって、事業指定基準規則
		る。	第七条に沿って本文記載事項
解釈 7 二		2.1.5 設計における留意事項	を修正したとしても, 記載の適
④ また、耐震重要施設が、耐震		2.1.5.1 波及的影響	正化に留まる。
重要度分類の下位のクラスに属		耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属す	
するものの波及的影響によって、		る施設(以下「下位クラス施設」という。)の波及的影響	
その安全機能を損なわないよう		によって、その安全機能が損なわれないものとする。	
に設計すること。この波及的影響		波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地	
の評価に当たっては、敷地全体を		震動又は地震力を適用して影響評価を行う。なお、地震動	
俯瞰した調査・検討の内容等を含		又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時	
めて、事象選定及び影響評価の結		間を踏まえて適切に設定する。	
果の妥当性を示すとともに、耐震		評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全	
重要施設の設計に用いる地震動		体をふかんした調査・検討を行い、耐震重要施設の安全機	
又は地震力を適用すること。		能への影響がないことを確認する。	
なお、上記の「耐震重要施設が、		なお、原子力施設の地震被害情報をもとに、4つの観点	
耐震重要度分類の下位のクラス		以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が	
に属するものの波及的影響によ		抽出された場合には、その観点を追加する。	
って、その安全機能を損なわな		(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位	
い」とは、少なくとも以下に掲げ		又は不等沈下による影響	
る事項について、耐震重要施設の		a . 不等沈下	
安全機能への影響が無いことを		耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対し	
確認することをいう。		て不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がな	
a) 設置地盤及び地震応答性状		いことを確認する。	
の相違等に起因する相対変位又		b . 相 対 変 位	
は不等沈下による影響		耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による	
b) 耐震重要施設と下位のクラ		下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震	
スの施設との接続部における相		重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。	
互影響		(2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相	
c) 建屋内における下位のクラ		互影響	
スの施設の損傷、転倒及び落下等		耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対し	
による耐震重要施設への影響		て、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷によ	
d) 建屋外における下位のクラ		り、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認す	
スの施設の損傷、転倒及び落下等		ప .	
による耐震重要施設への影響		③ 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下	
		による耐震重要施設への影響	
		耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対し	

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(33/39)

事業指定基準規則	許 認 可 実 績 等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
		て、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下によ	第七条各項について, 既許可申
		り、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認す	請書本文ロ項および添付書類
		る。	六「1.6 耐震設計」に記載し
		(4) 建屋外における下位クラス施設の損傷,転倒及び落下	ている。
		による耐震重要施設への影響	したがって、事業指定基準規則
		耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対し	第七条に沿って本文記載事項
		て、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下によ	を修正したとしても,記載の道
		り、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認す	正化に留まる。
		る。	
		なお、耐震重要施設に対する波及的影響の評価に当た	
		っては、溢水・化学薬品・火災の観点からも波及的影響	
		がないことを確認する。	
		2.1.5.2 一関東評価用地震動(鉛直)	
		基準地震動 S s - C 4 は、水平方向の地震動のみである	
		ことから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影	
		響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設	
		定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震	
		動(鉛直)」という。)による地震力を用いる。	
		一関東評価用地震動(鉛直)は、一関東観測点における	
		岩手・宮城内陸地震で得られた観測記録のNS方向及びE	
		W方向のはぎとり解析により算定した基盤地震動の応答ス	
		ペクトルを平均し、平均応答スペクトルを作成する。水平	
		方向に対する鉛直方向の地震動の比3分の2を考慮し、平	
		均応答スペクトルに3分の2を乗じた応答スペクトルを設	
		定する。一関東観測点における岩手・宮城内陸地震で得ら	
		れた鉛直方向の地中記録の位相を用いて、設定した応答ス	
		ペクトルに適合するよう模擬地震波を作成する。作成した	
		模擬地震波により厳しい評価となるように振幅調整した地	
		震動を一関東評価用地震動(鉛直)とする。	
		また、弾性設計用地震動Sd-C4についても、水平方	
		向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地	
		震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、上記で設定	
		した一関東評価用地震動(鉛直)に0.5を乗じた地震動を用	
		いる。	
		一関東評価用地震動(鉛直)の設計用応答スペクトルを第 1.6	
		- 5 図に、設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を第 1.6-	
		6図に示す。	
1. 6. 5	主要施設の耐震構造	1.6.3 主要施設の耐震構造	
	.1 使用済燃料輸送容器管理建屋	1.6.3.1 使用済燃料輸送容器管理建屋	

事業指定基準規則	許認可 実績 等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
	使用済燃料輸送容器管理建屋は,鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で,使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫,空使用済燃料輸送容器保管庫及びトレーラエリアが地上1階(地上高さ約26m),除染エリアが地上3階(地上高さ約16m),地下1階,平面が約68m(南北方向)×約180m(東西方向)の建物であり,堅固な基礎版上に設置する。建物のうち,除染エリアは,相当に剛性が高く,耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。また,他のエリアは,耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	使用済燃料輸送容器管理建屋は,鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で、使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫,空使用済燃料輸送容器保管庫及びトレーラエリアが地上1階(地上高さ約26m),除染エリアが地上3階(地上高さ約16m),地下1階,並びに保守エリアが地上2階(地上高さ約21m),地下1階,平面が約68m(南北方向)×約180m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。建物のうち、除染エリアは、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。また、他のエリアは、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	請書本文ロ項および添付書類 六「1.6 耐震設計」に記載し ている。 したがって,事業指定基準規則 第七条に沿って本文記載事項
	1.6.5.2 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋は,鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で,地上3階(地上高さ約21m),地下3階,平面が約130m(南北方向)×約86m(東西方向)の建物であり,堅固な基礎版上に設置する。建物の内部は,多くの耐震壁があり,相当に剛性が高く,耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	1.6.3.2 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で、地上3階(地上高さ約21m)、地下3階、平面が約130m(南北方向)×約86m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	
	1.6.5.3 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階(地上高さ約15m)、地下3階、平面が約53m(南北方向)×約33m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。 1.6.5.4 前処理建屋 前処理建屋は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で、地上5階(地上高さ約32m)、地下4階、平面が約87m(南北方向)×約69m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物の内部は、多くの耐震墜があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	1.6.3.3 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階(地上高さ約15m)、地下3階、平面が約53m(南北方向)×約33m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。 1.6.3.4 前処理建屋 前処理建屋は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で、地上5階(地上高さ約32m)、地下4階、平面が約87m(南北方向)×約69m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	
	1.6.5.5 分離建屋 分離建屋は,鉄筋コンクリート造で,地上4階(地上高さ 約26m),地下3階,平面が約89m(南北方向)×約65m(東	1.6.3.5 分離建屋 分離建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上4階(地上高 さ約26m)、地下3階、平面が約89m(南北方向)×約65	

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
	西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、 耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	m (東西方向)の建物であり,堅固な基礎版上に設置する。 建物の内部は,多くの耐震壁があり,相当に剛性が高く, 耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	
	1.6.5.6 精製建屋 精製建屋は,鉄筋コンクリート造で,地上6階(地上高さ約29m),地下3階,平面が約92m(南北方向)×約71m(東西方向)の建物であり,堅固な基礎版上に設置する。 建物の内部は,多くの耐震壁があり,相当に剛性が高く,耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。		したがって,事業指定基準規則 第七条に沿って本文記載事項 を修正したとしても,記載の適
	1.6.5.7 ウラン脱硝建屋 ウラン脱硝建屋は,鉄筋コンクリート造で,地上 5 階(地 上高さ約27m),地下 1 階,平面が約39m(南北方向)×約41 m(東西方向)の建物であり,堅固な基礎版上に設置する。 建物は,相当に剛性が高く,耐震設計上の重要度に応じ た耐震性を有する構造とする。	1.6.3.7 ウラン脱硝建屋 ウラン脱硝建屋は,鉄筋コンクリート造で,地上5階(地 上高さ約27m),地下1階,平面が約39m(南北方向)× 約41m(東西方向)の建物であり,堅固な基礎版上に設置 する。 建物は,相当に剛性が高く,耐震設計上の重要度に応じ た耐震性を有する構造とする。	
	1.6.5.8 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階(地上高さ約16m)、地下2階,平面が約69m(南北方向)×約57m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。		
	1.6.5.9 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨 鉄筋コンクリート造)で、地上2階(地上高さ約13m)、地下 2階,平面が約53m(南北方向)×約53m(東西方向)の建物 であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じ た耐震性を有する構造とする。	1.6.3.9 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨 鉄筋コンクリート造)で、地上2階(地上高さ約13m)、地 下2階、平面が約53m(南北方向)×約53m(東西方向) の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じ た耐震性を有する構造とする。	
	1.6.5.10 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋は、鉄筋コン クリート造で、地上1階(地上高さ約14m),地下4階,平面 が約56m(南北方向)×約52m(東西方向)の建物であり、堅 固な基礎版上に設置する。	1.6.3.10 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋は,鉄筋コン クリート造で,地上1階(地上高さ約14m),地下4階, 平面が約56m(南北方向)×約52m(東西方向)の建物で あり、堅固な基礎版上に設置する。	

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
	建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。 なお、本建屋の地下4階において、MOX燃料加工施設の貯蔵容器搬送用洞道と接続する。	請書本文ロ項および添付書類
	1.6.5.11 高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋は,鉄筋コンクリート造(一 部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で, 地上2階(地上 高さ約15m),地下4階, 平面が約59m(南北方向)×約84m (東西方向)の建物であり, 堅固な基礎版上に設置する。 建物の内部は,多くの耐震壁があり,相当に剛性が高く, 耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	1.6.3.11 高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋は,鉄筋コンクリート造(一 部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で,地上2階(地 上高さ約15m),地下4階,平面が約59m(南北方向)× 約84m(東西方向)の建物であり,堅固な基礎版上に設置 する。 建物の内部は,多くの耐震壁があり,相当に剛性が高く, 耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	第七条に沿って本文記載事項 を修正したとしても,記載の適
	1.6.5.12 第 1 ガラス固化体貯蔵建屋 第 1 ガラス固化体貯蔵建屋は,鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で,地上 1 階(地上高さ約14m),地下 2 階,平面が第 1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟で約47m(南北方向)×約56m(東西方向),第 1 ガラス固化体貯蔵建屋西棟で約47m(南北方向)×約56m(東西方向)の建物であり,堅固な基礎版上に設置する。 建物は,相当に剛性が高く,耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	1.6.3.12 第1ガラス固化体貯蔵建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で、地上1階(地上高さ約14m)、地下2階、平面が第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟で約47m(南北方向)×約56m(東西方向)、第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟で約47m(南北方向)×約56m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	
	1.6.5.13 低レベル廃液処理建屋 低レベル廃液処理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上3 階(地上高さ約17m),地下2階,平面が約63m(南北方向)× 約58m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、 耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	1.6.3.13 低レベル廃液処理建屋 低レベル廃液処理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上3 階(地上高さ約17m),地下2階,平面が約63m(南北方向) ×約58m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置 する。 建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、 耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	
	1.6.5.14 低レベル廃棄物処理建屋 低レベル廃棄物処理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上4階(地上高さ約29m),地下2階,平面が約98m(南北方向)×約99m(東西方向)の建物であり,堅固な基礎版上に設置する。 建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	1.6.3.14 低レベル廃棄物処理建屋 低レベル廃棄物処理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地 上4階(地上高さ約29m)、地下2階、平面が約98m(南 北方向)×約99m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎 版上に設置する。 建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、 耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(37/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
	1.6.5.15 チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン処理 建屋 チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン処理建屋は、 鉄筋コンクリート造で、地上2階(地上高さ約26m)、地下 1階、平面が約61m(南北方向)×約61m(東西方向)の建物 であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、 耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	鉄筋コンクリート造で、地上2階(地上高さ約26m)、地下1階、平面が約61m(南北方向)×約61m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。	六「1.6 耐震設計」に記載している。 したがって、事業指定基準規則 第七条に沿って本文記載事項 を修正したとしても、記載の適
	1.6.5.16 ハル・エンド ピース貯蔵建屋 ハル・エンド ピース貯蔵建屋は,鉄筋コンクリート造(一 部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で,地上2階(地上高 さ約18m),地下4階,平面が約43m(南北方向)×約54m(東 西方向)の建物であり,堅固な基礎版上に設置する。 建物の内部は,多くの耐震壁があり,相当に剛性が高く, 耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)で、地上2階(地上高さ約18m)、地下4階、平面が約43m(南北方向)×約54m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置	
	1.6.5.17 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋は,鉄筋コンクリート造で, 地上1階(地上高さ約6m),平面が約73m(南北方向)×約 38m(東西方向)の建物であり,堅固な基礎版上に設置する。 建物は,耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構 造とする。		
	1.6.5.18 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋は,鉄筋コンクリート造で, 地上2階(地上高さ約13m),地下3階,平面が約70m(南北 方向)×約65m(東西方向)の建物であり,堅固な基礎版上に 設置する。 建物は,相当に剛性が高く,耐震設計上の重要度に応じ た耐震性を有する構造とする。	1.6.3.18 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋は,鉄筋コンクリート造で, 地上2階(地上高さ約13m),地下3階,平面が約70m(南 北方向)×約65m(東西方向)の建物であり,堅固な基礎 版上に設置する。 建物は,相当に剛性が高く,耐震設計上の重要度に応じ た耐震性を有する構造とする。	
		1.6.3.19 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋は,鉄筋コンクリート造で, 地上1階(地上高さ約6m), 平面が約73m(南北方向) ×約38m(東西方向)の建物であり, 堅固な基礎版上に設置する。	

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(38/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
		建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	第七条各項について, 既許可申請書本文ロ項および添付書類 六「1.6 耐震設計」に記載し
	1.6.5.19 制御建屋 制御建屋は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上3階(地上高さ約18m)、地下2階,平面が約40m(南北方向)×約71m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	1.6.3.20 制御建屋 制御建屋は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上3階(地上高さ約18m)、地下2階、平面が約40m(南北方向)×約71m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	ている。 したがって,事業指定基準規則 第七条に沿って本文記載事項
	1.6.5.20 分析建屋 分析建屋は、鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンク リート造)で、地上3階(地上高さ約18m),地下3階,平面 が約46m(南北方向)×約104m(東西方向)の建物であり、堅 固な基礎版上に設置する。 建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、 耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。	平面が約46m(南北方向)×約104m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。	
	1.6.5.21 非常用電源建屋 非常用電源建屋は,鉄筋コンクリート造で,地上2階(地 上高さ約14m),地下1階,平面が約25m(南北方向)×約50 m(東西方向)の建物であり,堅固な基礎版上に設置する。 建物は,耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構 造とする。	1.6.3.22 非常用電源建屋 非常用電源建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階(地 上高さ約14m), 地下1階, 平面が約25m(南北方向)× 約50m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置 する。 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構 造とする。	
		1.6.3.23 緊急時対策所 緊急時対策所は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)で、地上1階(一部地上2階建て)(地上高さ約17m)、地下1階、平面が約60m(南北方向)×約79m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上(鷹架層)に設置する。 建物は、耐震Sクラスの施設に適用される地震力及び許	
		容限界を考慮した耐震構造とすることにより,緊急時対策所の機能を喪失しない構造とする。 1.6.3.24 第1保管庫・貯水所 第1保管庫・貯水所は,鉄筋コンクリート造で,地上2 階(保管庫) (地上高さ約16m,地下に第1貯水槽を収納	

事業指定基準規則第7条と許認可実績等との比較表(39/39)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
		する),地下1階(貯水槽),平面が約52m(南北方向) ×約113m(東西方向)の建物であり,堅固な基礎版上に 設置する。 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。 1.6.3.25 第2保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所は、鉄筋コンクリート造で、地上2 階(保管庫)(地上高さ約16m,地下に第2貯水槽を収納 する),地下1階(貯水槽),平面が約52m(南北方向) ×約113m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に 設置する。 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構	請書本文ロ項および添付書類 六「1.6 耐震設計」に記載し ている。 したがって,事業指定基準規則 第七条に沿って本文記載事項 を修正したとしても,記載の適
	1.6.5.22 溶解槽 (連続式) 溶解槽 (連続式)は、補強リブ等によって剛性が高く、十 分な耐震性を持つ構造とする。また、これを取り付ける支 持構造物も十分剛性を持った耐震性のあるものとする。 1.6.5.23 清澄機 (遠心式) 清澄機 (遠心式)のケーシングは、十分剛性のある構造と し、建物の床に固定することで耐震性を持たせる。また、 回転部分も耐震性を十分考慮した設計とする。	十分な耐震性を持つ構造とする。また、これを取り付ける 支持構造物も十分剛性を持った耐震性のあるものとする。 1.6.3,27 清澄機 (遠心式) 清澄機 (遠心式) のケーシングは、十分剛性のある構造	
	1.6.5.24 環状形パルスカラム 環状形パルスカラムは細長い容器であるため,支持構造物を建物に取り付け,それによって全体として十分な剛性を持った耐震性のある構造とする。		
	1.6.5.25 円筒形パルスカラム 円筒形パルスカラムは細長い容器であるため、支持構造物を建物に取り付け、それによって全体として十分な剛性を持った耐震性のある構造とする。	物を建物に取り付け、それによって全体として十分な剛性 を持った耐震性のある構造とする。	
	1.6.5.26 その他 その他の機器は、運転時荷重、地震荷重による荷重により不都合な応力が生じないよう必要に応じロッド レストレイント,その他の装置を使用し耐震性を確保する。		

補足説明資料 2-1 (7条)

耐震設計の基本方針

<u>1</u> .		耐	霞設計の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・補 2−]	1-3
	<u>1</u> .	1	安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針・・・・・・・・ 補 2-1	1-3
<u>2</u> .		耐	真重要度分類の設備分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-6
	<u>2</u> .	1	安全機能を有する施設の耐震重要度分類 ・・・・・・・・・・・・・・・ 補 2-1	1-6
	<u>2</u> .	2	波及的影響に対する考慮 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 補 2-1	1-7
<u>3</u> .		設	↑用地震力······ 補 2-1	1-9
	<u>3</u> .	1	地震力の算定法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 補 2-1	1-9
	<u>3</u> .	2	設計用地震力 · · · · · · · · 補 2-1-	-11
<u>4</u> .		機	€維持の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 補 2-1-	-12
	<u>4</u> .	1	構造強度 補 2-1-	-12
	<u>4</u> .	2	機能維持 補 2-1-	-18
<u>5</u> .		構	告計画と配置計画・・・・・・・・・・・・・・・・・ 補 2-1-	-20
<u>6</u> .		地		-21
<u>7</u> .		ダ	· ティリティに関する考慮 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-21
<u>8</u> .		機	冔・配管系の支持方針について ······ 補 2−1−	-21
<u>9</u> .		耐	書計算の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・補 2−1−	-22
	<u>9</u> .	1	建物・構築物・・・・・・・ 補 2-1-	-22
	<u>9</u> .	2	機器・配管系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 補 2-1-	-23

- 1. 耐震設計の基本方針
- 1.1 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針

再処理施設の耐震設計は、安全機能を有する施設については地震により安全機能 が損なわれるおそれがないことを目的とし、「<u>事業指定</u>基準規則」に適合するよう に設計する。

- (1) 安全機能を有する施設のうち、地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「Sクラスの施設」という。)は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。
- (2) 安全機能を有する施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の 喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による 安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止 する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以 下「耐震重要度」という。)に応じて、耐震重要度分類をSクラス、Bクラ ス及びCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように 設計する。
- (3) 安全機能を有する施設における建物・構築物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。
- (4) Sクラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。

建物・構築物については、構造物全体としての変形能力に対して十分な余裕を有するように、機器・配管系については、塑性ひずみが生じる場合であ

っても,その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有 し,その施設の機能を保持できるように設計する。

建物・構築物のうち構築物(洞道)は、構造部材の曲げについては限界層間変形角または曲げ耐力、構造部材のせん断についてはせん断耐力に対して 妥当な安全余裕をもたせる設計とする。

また,弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して概ね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。

(5) Sクラスの施設について、静的地震力は水平地震力と鉛直地震力が同時 に不利な方向の組合せで作用するものとする。

Sクラスの施設に適用する動的地震力は,水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて作用するものとする。

(6) Bクラスの施設は、静的地震力に対して概ね弾性状態に留まる範囲で耐 えるように設計する。

また、共振のおそれのあるものについては、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて作用するものとする。

Cクラスの施設は,静的地震力に対して概ね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。

- (7) Sクラスの施設が、それ以外の再処理事業所内にある施設(資機材等含む)の波及的影響によって、それぞれその安全機能が損なわれないものとする。
- (8) 安全上重要な施設の周辺斜面は、基準地震動 S s による地震力に対して、 安全上重要な施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものと

する。

- (9) その破損により臨界を引き起こす可能性のあるものは、基準地震動 S s による地震力に対し、臨界を引き起こさないことの確認を行う。
- (10) 安全機能を有する施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響 が低減されるように考慮する。

2. 耐震重要度分類の設備分類

2.1 安全機能を有する施設の耐震重要度分類

安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を以下のとおり分類する。

(1) Sクラスの施設

自ら放射性物質を内包している施設,当該施設に直接関係しておりその機能 喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設,放射性物質を外部 に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際 に,外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設で あって,環境への影響が大きいもの。

(2) Bクラスの施設

安全機能を有する施設のうち,機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と 比べ小さい施設。

(3) Cクラスの施設

Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は 公共施設と同等の安全性が要求される施設。

2.2 波及的影響に対する考慮

Sクラスの施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設(以下「下位クラス施設」という。)の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。

波及的影響については、Sクラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して影響評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。

影響評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体をふかんした調査・検討を行い、Sクラスの施設の安全機能への影響がないことを確認する。

なお、原子力施設の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項 がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。

- (1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による 影響
 - a. 不等沈下

Sクラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により, Sクラスの施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

b. 相対変位

ないことを確認する。

Sクラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設とSクラスの施設の相対変位により、Sクラスの施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

- (2) Sクラスの施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 Sクラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して,Sクラスの施設 に接続する下位クラス施設の損傷により,Sクラスの施設の安全機能へ影響が
- (3) 建屋内における下位クラス施設の損傷, 転倒及び落下によるSクラスの施

設への影響

Sクラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して,建屋内の下位クラス施設の損傷,転倒及び落下により,Sクラスの施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

(4) 建屋外における下位クラス施設の損傷,転倒及び落下によるSクラスの施設への影響

Sクラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して,建屋外の下位クラス施設の損傷,転倒及び落下により,Sクラスの施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

なお、Sクラスの施設に対する波及的影響の評価に当たっては、溢水・火災の 観点からも波及的影響がないことを確認する。

上記の観点から調査・検討等を行い抽出された波及的影響を考慮すべきこれらの下位クラス施設は、Sクラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して耐震性を保持する、又はその波及的影響を想定してもSクラスの施設の有する機能を保持するよう設計する。

- 3. 設計用地震力
- 3.1 地震力の算定法
- 3.1.1 安全機能を有する施設

安全機能を有する施設の耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。

(1) 静的地震力

安全機能を有する施設に適用する静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて、以下の地震層せん断力係数 C_i 及び震度に基づき算定するものとする。

耐震重要度分類に応じて定める静的地震力を第4.1-1表に示す。

a. 建物·構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、更に当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。

Sクラス 3.0

Bクラス 1.5

Cクラス 1.0

ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 Ciに乗

じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスともに 1.0 とし、その際に用いる標準せん断力係数 C_0 は 1.0 以上とする。

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。

b. 機器·配管系

静的地震力は、上記 a. に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記 a. の鉛直震度をそれぞれ 20%増しとした震度より求めるものとする。

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向 の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

上記 a. 及び b. の標準せん断力係数 C₀等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。

(2) 動的地震力

なお、Bクラスの施設のうち支持構造物の振動と共振のおそれのあるものについては、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動Sdから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用し、動的解析により水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

耐震重要度分類に応じて定める動的地震力を第4.1-2表に示す。

動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を 適切に考慮する。動的解析の方法等については、補足説明資料 2-4 「地震応 答解析の基本方針」に示す。

動的地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて影響検討を行う。動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1

方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の可能性がある施設・設備を抽出し、3次元応答性状の可能性も考慮した上で既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。その方針を補足説明資料 2-2 「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。

これらの地震応答解析を行う上で,更なる信頼性の向上を目的として設置した地震観測装置から得られた観測記録により振動性状の把握を行う。

3.2 設計用地震力

「<u>3</u>.1 地震力の算定法」に基づく設計用地震力は補足説明資料 2-<u>5</u>「機能維持の検討方針」に示す。

4. 機能維持の基本方針

耐震設計における安全機能維持は、安全機能を有する施設の耐震重要度分類に 応じた地震動に対して、施設の構造強度の確保を基本とする。

耐震安全性が応力の許容限界のみで律することができない施設など、構造強度に加えて、各施設の特性に応じた動的機能、電気的機能、気密性、遮蔽性、支持機能、通水機能及び貯水機能の維持を必要とする施設については、その機能が維持できる設計とする。

気密性,遮蔽性,支持機能,通水機能及び貯水機能の維持については,構造強度を確保することを基本とする。必要に応じて評価項目を追加することで,機能維持設計を行う。

ここでは, 上記を考慮し, 各機能維持の方針を示す。

4.1 構造強度

4.1.1 安全機能を有する施設

再処理施設は、安全機能を有する施設の耐震重要度分類に応じた地震動に伴う 地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せを適切に考慮した上で、構造強度 を確保する設計とする。また、変位及び変形に対し、設計上の配慮を行う。

具体的な荷重の組合せと許容限界は補足説明資料 2-5 「機能維持の検討方針」 に示す。

(1) 耐震設計上考慮する状態

地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。

- a. 建物·構築物
 - (a) 運転時の状態

再処理施設が運転状態にあり,通常の自然条件下におかれている状態。

(b) 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪荷重及び風荷重)。

b. 機器·配管系

(a) 運転時の状態

再処理施設の運転が計画的に行われた場合であって、インターロック 又は警報が設置されている場合は、圧力及び温度がインターロック又は 警報の設定値以内にある状態。

(b) 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪荷重及び風荷重)。

(2) 荷重の種類

- a. 建物·構築物
 - (a) 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧, 水圧及び通常の気象条件による荷重
 - (b) 運転時の状態で施設に作用する荷重
 - (c) 地震力, 風荷重及び積雪荷重

ただし、運転時の荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシングによる荷重が含まれるものとする。

b. 機器·配管系

- (a) 運転時の状態で施設に作用する荷重
- (b) 地震力,風荷重及び積雪荷重
- (3) 荷重の組合せ

地震力と他の荷重との組合せは以下による。

a. 建物·構築物

常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力 を組み合わせる。 b. 機器·配管系

運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力を組み合わせる。

- c. 荷重の組合せ上の留意事項
 - (a) 動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせて影響検討を行うものとする。
 - (b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している 場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。
 - (c) 複数の荷重が同時に作用し、それらの荷重による応力の各ピークの生 起時刻に明らかなずれがある場合は、その妥当性を示した上で、必ずし もそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。
 - (d) 上位の耐震クラスの施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震クラスに応じた地震力と、常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。
 - (e) 自然条件としては、積雪荷重及び風荷重を組み合せる。積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、組合せを考慮する。
 - (f) 機器・配管系の運転時,停止時,運転時の異常な過渡変化時及び事故 時に生じるそれぞれの荷重については,地震によって引き起こされるお それのある事象によって作用する荷重及び地震によって引き起こされる おそれのない事象であっても,いったん事故が発生した場合,長時間継

続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震 動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせて考慮する。

なお,運転時の異常な過渡変化時の状態及び運転時の異常な過渡変化を 超える事象時の状態で施設に作用する荷重は,通常運転時の状態で施設に 作用する荷重を超えるもの及び長時間施設に作用するものがないため,地 震荷重と組み合わせるものはない。

- (g) 基準地震動 S s C 4 は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いる。
 - 一関東評価用地震動(鉛直)は、一関東観測点における岩手・宮城内陸地震で得られた観測記録のNS方向及びEW方向のはぎとり解析により算定した基盤地震動の応答スペクトルを平均し、平均応答スペクトルを作成する。水平方向に対する鉛直方向の地震動の比 2/3 を考慮し、平均応答スペクトルに3分の2を乗じた応答スペクトルを設定する。一関東観測点における岩手・宮城内陸地震で得られた鉛直方向の地中記録の位相を用いて、設定した応答スペクトルに適合するよう模擬地震波を作成する。作成した模擬地震波に保守性を考慮して振幅調整した地震動を一関東評価用地震動(鉛直)とする。

(4) 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、JEAG4601 等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。

- a. 建物·構築物
 - (a) Sクラスの建物・構築物

イ. 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応 力度を許容限界とする。

口. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有し、終局耐力に対して、妥当な安全余裕をもたせることとする。また、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又は歪が著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式に基づき適切に定めるものとする。

また、建物・構築物のうち構築物(洞道)は、構造部材の曲げについては限界層間変形角または曲げ耐力、構造部材のせん断については せん断耐力に対して妥当な安全余裕をもたせるものとする。

- (b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物 上記(a) イ. による許容応力度を許容限界とする。
- (c) 耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物

上記(a) ロ.の項を適用するほか、耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物が、変形又はひずみに対して、その支持機能を損なわないものとする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。

(d) 建物・構築物の保有水平耐力

建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保 有水平耐力に対して耐震重要度分類に応じた適切な安全余裕を有してい ることを確認する。

- b. 機器·配管系
 - (a) Sクラスの機器・配管系
 - イ. 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

発生する応力に対して、応答が全体的に概ね弾性状態に留まるよう に、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。

口. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に 影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限する。

(b) Bクラス及びCクラスの機器・配管系 上記(a)イ. による応力を許容限界とする。

- c. 基礎地盤の支持性能
 - (a) Sクラスの建物・構築物、Sクラスの機器・配管系の基礎地盤
 - イ. 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による地盤 の短期許容支持力度を許容限界とする。

- ロ. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。
- (b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物、機器・配管系の基礎地盤 上記(a)イ.による許容支持力度を許容限界とする。

4.2 機能維持

(1) 動的機能維持

動的機能が要求される機器は、地震時及び地震後において、その機器に要求される安全機能を維持するため、回転機器及び弁の機種別に分類し、機能を確認した加速度を用いて、安全機能を有する施設の耐震重要度分類に応じた地震動に対して、各々に要求される動的機能が維持できることを試験又は解析により確認することで、当該機能を維持する設計とする。

(2) 電気的機能維持

電気的機能が要求される機器は、地震時及び地震後において、その機器に要求される安全機能を維持するため、安全機能を有する施設の耐震重要度分類に応じた地震動に対して、要求される電気的機能が維持できることを試験又は解析により確認し、当該機能を維持する設計とする。

(3) 気密性の維持

気密性の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、放射線障害から公衆等を守るため、事故時の放射性気体の放出、流入を防ぐことを目的として、安全機能を有する施設の耐震重要度分類に応じた地震動に対して、「4.1 構造強度」に基づく構造強度を確保する設計とする。

(4) 遮蔽性の維持

遮蔽性の維持が要求される施設については、地震時及び地震後において、放射線障害から公衆等を守るため、安全機能を有する施設の耐震重要度分類に応じた地震動に対して「4.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し、遮蔽体の形状及び厚さを確保することで、遮蔽性を維持する設計とする。

(5) 支持機能の維持

機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は、 地震時及び地震後において、被支持設備の機能を維持するため、被支持設備の 耐震重要度分類に応じた地震動に対して,構造強度を確保することで,支持機能が維持できる設計とする。

建物・構築物の鉄筋コンクリート造の場合は、耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足すること又は基礎を構成する部材に生じる応力が終局強度に対し妥当な安全余裕を有していることで、Sクラス設備等に対する支持機能が維持できる設計とする。

建物・構築物のうち構築物(洞道)については、地震力が作用した場合において、構造部材の曲げについては限界層間変形角、終局曲率又は許容応力度、せん断についてはせん断耐力又は許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力に対して妥当な安全余裕をもたせることとし、機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。

車両型の間接支持構造物については、地震動に対して、転倒評価を実施する ことでSクラスの機器・配管系の間接支持機能を維持できる設計とする。

これらの機能維持の考え方を、補足説明資料 2-5 「機能維持の検討方針」に示す。

5. 構造計画と配置計画

安全機能を有する施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減 されるように考慮する。

建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。

機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点から出来る限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据え付け状態になるよう、「8. 機器・配管系の支持方針について」に示す方針に従い配置する。

また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。

下位クラス施設は、Sクラスの施設に対して離隔をとり配置するか、Sクラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して耐震性を確保するか若しくは、 下位クラス施設の波及的影響を想定してもSクラスの施設の有する機能を保持する設計とする。

6. 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針

Sクラスの施設については、基準地震動Ssによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。具体的には、JEAG4601-1987の安定性評価の対象とすべき斜面や、土砂災害防止法での土砂災害警戒区域の設定離間距離を参考に、個々の斜面高を踏まえて対象斜面を抽出する。

上記に基づく対象斜面の抽出とその耐震安定性評価については、事業指定(変更許可)申請書にて記載・確認されており、その結果、安全上重要な施設に重大な影響を与える周辺斜面は存在しないことから、基準地震動Ssによる地震力に対して斜面の崩壊により安全機能が損なわれるおそれはない。

7. ダクティリティに関する考慮

再処理施設は、構造安全性を一層高めるために、材料の選定等に留意し、その 構造体のダクティリティを高めるよう設計する。

8. 機器・配管系の支持方針について

機器・配管系本体については前述の方針に基づいて耐震設計を行う。

9. 耐震計算の基本方針

前述の耐震設計方針に基づいて設計した施設について、耐震計算を行うに当たり、既設工認で実績があり、かつ、最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。一方、最新の知見を適用する場合は、その妥当性と適用可能性を確認した上で適用する。

耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で、その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。

9.1 建物·構築物

建物・構築物の評価は、基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdを基に設定した入力地震動に対する構造物全体としての変形、並びに地震応答解析による地震力及び「3. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が、「4. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。

評価手法は、以下に示す解析法により JEAG4601 に基づき実施することを基本とする。また、評価に当たっては材料物性の不確かさを適切に考慮する。

- ・応答スペクトルモーダル解析法
- 時刻歷応答解析法
- ・FEM等を用いた応力解析

なお、建物・構築物のうち構築物(洞道)の評価については、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形、非線形解析のいずれかにて行う。

その他の建物・構築物の評価手法は JEAG4601 に基づき実施することを基本とする。

また、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、 補足説明資料 2-2「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方 針」に示す。

地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については, FEM を用いた応力解析等により, 静的又は動的解析により求まる地震応力と, 組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が, 許容限界内にあることを確認する。

9.2 機器·配管系

機器・配管系の評価は、「<u>3</u>. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わすべき他の荷重による応力との組合せ応力が「<u>4</u>. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。

評価手法は、以下に示す解析法により JEAG4601 に基づき実施することを基本とし、その他の手法を適用する場合は適用性を確認の上適用することとする。なお、時刻歴応答解析法及び応答スペクトルモーダル解析法を用いる場合は材料物性の不確かさを適切に考慮する。

- ・応答スペクトルモーダル解析法
- 時刻歷応答解析法
- ・定式化された評価式を用いた解析法
- ・FEM 等を用いた応力解析

また, 地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については, 地震応答

解析により機器に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度又は電気的機能維持確認済加速度)以下,若しくは,静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。

水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、補足 説明資料2-2「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」 に示す。

また,上記評価に基づき評価した結果等を「設計及び工事方法の認可申請書」 に添付する記載例について,別添「基準地震動の見直しに伴う既設設備の耐震 性に関する評価結果」に示す。

第4.1-1表 耐震重要度に応じて定める静的地震力

西 日	耐震	静的地	也震力				
項目	 重要度分類 	水平	鉛直				
	S	Kh $(3.0C_{\rm i})^{-(1)}$	Kv (1.0C _v) (2)				
建物・構築物	В	Kh (1.5C _i)	_				
	С	Kh (1.0C _i)	_				
	S	Kh $(3.6C_i)^{-(3)}$	Kv (1.2C _v) (4)				
機器・配管系	В	Kh (1.8C _i)	_				
	С	Kh (1.2C _i)	_				

(1) $Kh(3.0C_i)$ は、 $3.0C_i$ より定まる建物・構築物の水平地震力。 C_i は下式による。 $C_i = R_t \cdot A_i \cdot C_o$

R_t:振動特性係数

A_i: C_iの分布係数

C。: 標準せん断力係数

(2) $Kv(1.0C_v)$ は、 $1.0C_v$ より定まる建物・構築物の鉛直地震力。 C_v は下式による。 C_v =0.3・ R_t

R: 振動特性係数

- (3) Kh(3.6C_i)は、3.6C_iより定まる機器・配管系の水平地震力。
- (4) Kv(1.2C_v)は, 1.2C_vより定まる機器・配管系の鉛直地震力。

第4.1-2表 耐震重要度に応じて定める動的地震力

宿 日	耐震	動的地	也震力
項目	重要度分類	水平	鉛直
	S	Kh (Ss) (1)	Kv (Ss) (3)
建	9	Kh (Sd) (2)	Kv (Sd) $^{(4)}$
建物・構築物	В	Kh (Sd/2) (5)	Kv (Sd/2) (6)
	С	_	_
	S	Kh (Ss) (1)	Kv (Ss) (3)
*	9	Kh (Sd) (2)	Kv (Sd) $^{(4)}$
機器・配管系	В	Kh (Sd/2) (5)	Kv (Sd/2) (6)
	С	-	_

- (1) Kh(Ss)は、水平方向の基準地震動Ssに基づく水平地震力。
- (2) Kh(Sd)は、水平方向の弾性設計用地震動Sdに基づく水平地震力。
- (3) Kv(Ss)は、鉛直方向の基準地震動Ssに基づく鉛直地震力。
- (4) Kv(Sd)は、鉛直方向の弾性設計用地震動Sdに基づく鉛直地震力。
- (5) Kh(S d /2)は、水平方向の弾性設計用地震動 S d に 2 分の 1 を乗じたものに基づく水平地震力であって、B クラスの施設の地震動に対して共振のおそれのある施設について適用する。
- (6) Kv(Sd/2)は、鉛直方向の弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものに基づく鉛直地震力であって、Bクラスの施設の地震動に対して共振のおそれのある施設について適用する。

別添

基準地震動の見直しに伴う既設 設備の耐震性に関する評価結果

目 次

- 1. 基準地震動の見直しに伴う既設設備 (機器) の耐震性に関する評価結果
- 2. 基準地震動の見直しに伴う既設設備(直管部標準支持間隔表)の耐震性に関する評価結果
- 3. 基準地震動の見直しに伴う既設設備(配管多質点はりモデル)の耐震性に関する評価結果

1. 基準地震動の見直しに伴う 既設設備(機器)の耐震性に 関する評価結果 本資料は、補足説明資料 2-1「耐震設計の基本方針」に基づき、既設設備のうち機器に関する耐震性について、基準地震動の見直しを踏まえ評価した結果を説明するものであり、下記の考え方を踏まえ記載する。

なお,動的機能が要求される設備は、補足説明資料 2-5「機能維持の検討方針」に基づき、JEAG4601 等に準拠して評価を実施し、動的機能が確保されることを確認している。

① 疲労評価を実施している設備は、算出応力を疲労累積係数 (UF)、許容 応力を許容値と読み替える。また、許容応力が1となる組合せ評価又は 座屈評価については、算出応力を組合せ評価値又は座屈評価値と読み替える。

評価結果の一例について, 次頁以降に示す。

前処理建屋の評価結果

評価結果一覧表

【前処理建屋】

	E.]	評価結果*													
機器番号	工厂				Sd			Ss							
又は	耐震クラス	評価	応力の	算出	許容		算出	許容							
機器名称		部位	種類	応力	応力	応力比	応力	応力	応力比						
				(MPa)	(MPa)		(MPa)	(MPa)							
	S	取付 ボルト	引張	-		_			0.72						
	S	胴板	一次			_			0.47						
	B(Ss)	ラグ	組合せ	-					0.15						
	B*	支持ピン	組合せ			_			0.67						
	S	取付 ボルト	引張			0.53			0.87						
	S	胴板	疲			_			0.37						
	S	底板	組合せ	-		_	-		0.20						
	S	原動機 取付ボルト	せん断	-		_	-		0.03						
	S	原動機 取付ボルト	せん断	_		_	_		0.03						
	S	原動機 取付ボルト	せん断			_			0.03						
	S	胴板	一次 +二次			_			0.19						
	C(Ss)	胴板	一次 一般膜						0.05						
	S	基礎 ボルト	引張			_			0.20						
* → 1 /± /=	C(Ss)	ガーダ	曲げ						0.59						

[※] 設備毎の Ss による応力比が最大となる評価部位及び応力の種類に対する評価結果を示す。

については商業機密の観点から公開できません。

2. 基準地震動の見直しに伴う既設 設備(直管部標準支持間隔表)の 耐震性に関する評価結果 本資料は、補足説明資料 2-1「耐震設計の基本方針」に基づき、既設設備のうち配管の直管部標準支持間隔表に関して、基準地震動の見直しを踏まえ評価した結果を説明するものであり、下記の考え方を踏まえ記載する。

- ① 設計条件を見直した支持間隔表については、口径、板厚毎に纏めるとともに、実配管の設計条件を併せて記載する。
- ② 配管設計条件、標準支持間隔表の記載において、評価対象が存在しない場合は、"一"と記載する。

評価結果の一例について, 次頁以降に示す。

配管直管部標準支持間隔表

第2.3-1表 配管設計条件(オーステナイト系ステンレス鋼)

最高使用温度:215℃

【前処理建屋】

比重:1.50

■ 110 /C ×	生建足】			比里:			
	配管	仕様	最高使用	単位	長さ当たり	重量 (N/m)
番号	口径	板厚	圧力	保温す	オ無 し	保温材	有り
	(A)	SCH	(MPa)	気体	液体	気体	液体
1	6	20S					
2	6	8 0					
3	6	2.6t					
4	8	20S					
5	8	4 0					
6	8	80					
7	10	20S					
8	10	4 0					
9	10	80					
10	15	20S					
11	15	4 0					
12	15	80					
13	15	160					
1 4	20	20S					
以下余白							
						<u>-</u>	

については商業機密の観点から公開できません。

補 2-1-別添 1-11

【前処理建屋】

	標高			EL. 88	8.80m					EL. 80. 04r	n∼68.99m		EL. 62. 19m~37. 20m						
配管	内部流体		気体			液体			気体			液体			気体			液体	
口径 (A)	支持間隔	支持 間隔	一次応力	カ (MPa)	支持	一次応力	カ (MPa)	支持	一次応力	J (MPa)	支持 間隔	一次応力	(MPa)	支持	一次応力	J (MPa)	支持 間隔	一次応力	(MPa)
及び板厚		(mm)	Sd	Ss	間隔 (mm)	Sd	Ss	間隔 (mm)	Sd	Ss	(mm)	Sd	Ss	間隔 (mm)	Sd	Ss	(mm)	Sd	Ss
6	SCH20S																		
6	2.6t	-																	
8	SCH20S	-																	
8	SCH40	-																	
8	SCH80	-																	
10	SCH20S	-																	
10	SCH40	-																	
10	SCH80	-																	
15	SCH20S	-																	
15	SCH40	-																	
15	SCH80	-																	
20	SCH20S	-																	
以下余白																			

表2-7 Sクラス直管部標準支持間隔(オーステナイト系ステンレス鋼,保温材無し,減衰0.5%)

【前処理建屋】

	標高		Ē	配管設計条	·····································							EL. 8	8.80m					EL. 80. 04	m∼68.99m	 I			EL. 62. 19m~37. 20m				
配管	内部流体		最高	最高		単位長る	さ当たり	許容 (M	応力 Pa)		気体			液体			気体			液体			気体			液体	
口径 (A)	支持間隔	材質	使用 温度	使用 圧力	比重	重量	(N/m)		•	支持 間隔	一次応力	J (MPa)	支持 間隔	一次応力	(MPa)	支持 間隔	一次応力	J (MPa)	支持 間隔	一次応力	カ (MPa)	支持 間隔	一次応力	J (MPa)	支持 間隔	一次応力	(MPa)
及び板厚			(℃)	(MPa)		気体	液体	Sd	Ss	(mm)	Sd	Ss	(mm)	Sd	Ss	(mm)	Sd	Ss	(mm)	Sd	Ss	(mm)	Sd	Ss	(mm)	Sd	Ss
15	SCH40																										
15	SCH40																										
15	SCH40																										
以下余白																											
																											

3. 基準地震動の見直しに伴う既設 設備(配管多質点はりモデル)の 耐震性に関する評価結果 本資料は、補足説明資料 2-1「耐震設計の基本方針」に基づき、既設設備のうち配管の多質点はりモデルに関する耐震性について、基準地震動の見直しを踏まえ評価した結果を説明するものであり、下記の考え方を踏まえ記載する。

①疲労評価を実施している設備は,算出応力を疲労累積係数(UF),許容 応力を許容値と読み替える。

評価結果の一例について, 次頁以降に示す

配管多質点はりモデルの評価結果

評価結果一覧

【前処理建屋】

T 門 大型 生 定 庄	· <u>4</u>			〒/〒分中 Ⅲ ※ 1				
		ı		評価結果※1				
			Sd			Ss		
解析モデル	応力の	算出	許容		算出	許容		耐震計算書※2
	種類	応力	応力	応力比	応力	応力	応力比	
		(MPa)	(MPa)		(MPa)	(MPa)		
AV-001	一次			0.48			0.40	_
AV-00A	一次			-			0.35	0
AV-00B	一次+二次			_			0.47	0
AV-00C	疲労累積係数			-			0.02	0
以下余白								

- ※1 解析モデル毎に Ss による応力比が最大となる応力の種類に対する評価結果を示す。
- ※2 既認可設工認において耐震計算書を添付済みである場合は"一",新規耐震計算書を添付する場合は"○"を記載する。

補足説明資料 2-<u>2</u> (7条)

水平2方向及び鉛直方向地震力の 組合せに関する影響評価方針

目 次

																							^	° –	ジ
1.		概	要 ·	• •					• •		• •											••;	補	2- <u>2</u>	3
2.		基	本力	針					• • •													•• ;	補	2- <u>2</u>	-3
3.		水	平 2	方	向	及て	が鉛	直	方	向:	地意	震力	」の	組	合 -	せに	こよ	る力	影響	肾評	価	に月	用し	いる	
		地	震動	h •							• •											•• ;	補	2- <u>2</u>	-4
4.		各	施設	とに	おし	ける	5水	平	2	方	向力	支て	〆鉛	直	方口	句 地	1震	力(の 組	自合	せ	にす	计す	つる	
		影	響評	插	方台	針																• • ;	補	2- <u>2</u>	-4
	4.	1	建	物・	・構	築	物	(}	同道	道り	人外)										•• ;	補	2- <u>2</u>	-4
	4.	2	構	築物	勿 (河	道))														· 補	1 2	- <u>2</u> -	10
	4.	3	機	器。	一面	上管	系															· 補	1 2	- <u>2</u> -	15

1. 概要

本資料は、補足説明資料 2-1「耐震設計の基本方針」のうち、「4.1 地震力の算定法 4.1.1 安全機能を有する施設 (2)動的地震力」に基づき、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価の方針について説明するものである。

2. 基本方針

施設の耐震設計では、設備の構造から地震力の方向に対して弱軸、強軸 を明確にし、地震力に対して配慮した構造としている。

今回,水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる耐震設計に係る技術基準が制定されたことから,従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力の組み合わせた耐震計算に対して,施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性がある施設を評価対象施設として抽出し,施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。

評価対象は「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 (平成 25 年 12 月 6 日原子力規制委員会規則第 16 号)」の第 5 条の 2 に規 定されている安全機能を有する施設のうち耐震 S クラスの施設及びその間 接支持構造物並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を 実施する施設とする。耐震 B クラスの施設については共振のおそれのある ものを評価対象とする。

評価に当たっては、施設の構造特性から水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を受ける部位を抽出し、その部位について水平 2 方向及び鉛直方向の荷重や応力を算出し、施設が有する耐震性への影響を確認する。

施設が有する耐震性への影響が確認された場合は、詳細な手法を用いた 検討等、新たに設計上の対応策を講じる。 3. 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる地震動水平 2 方向及び鉛直方向地震力による影響評価には、基準地震動 Ss-A, Ss-B1~B5, Ss-C1~C4 を用いる。

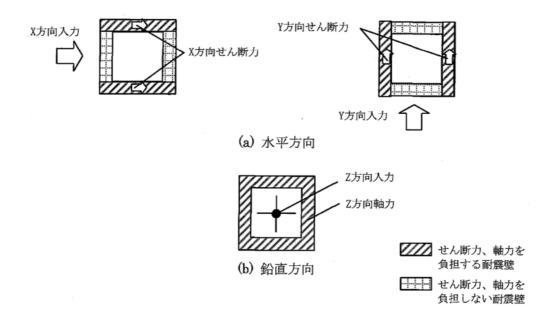
ここで、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる基準地震動は、複数の基準地震動における地震動の特性及び包絡関係を、施設の特性による影響も考慮した上で確認し、本影響評価に用いる。

- 4. 各施設における水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する影響評価方針
- 4.1 建物·構築物(洞道以外)
- 4.1.1 水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方 従来の設計手法では、建物・構築物の地震応答解析において、各水平 方向及び鉛直方向の地震動を質点系モデルにそれぞれの方向毎に入力 し解析を行っている。また、再処理施設における建物・構築物は、全体 形状及び平面レイアウトから地震力を主に耐震壁で負担する構造であ り、剛性の高い設計としている。

水平方向の地震力に対しては、せん断力について評価することを基本とし、建物・構築物に作用するせん断力は、地震時に生じる力の流れが明解となるように、直交する2方向に釣合いよく配置された鉄筋コンクリート造耐震壁を主な耐震要素として構造計画を行う。地震応答解析は、水平2方向の耐震壁に対して、それぞれ剛性を評価し、各水平方向に対して解析を実施している。従って、建物・構築物に対し水平2方向の入力がある場合、各方向から作用するせん断力を負担する部位が異なるため、水平2方向の入力がある場合の評価は、水平1方向にのみ入力がある場合と同等な評価となる。

鉛直方向の地震力に対しては、軸力について評価することを基本としている。建物・構築物に作用する軸力は、鉄筋コンクリート造耐震壁を主な耐震要素として構造計画を行う。

入力方向毎の耐震要素について、第4.1-1図に示す。



第4.1-1図 入力方向毎の耐震要素

4.1.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの評価方針

建物・構築物において、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した場合に影響を受ける可能性がある部位の評価を行う。

評価対象は、耐震Sクラスの施設及びその間接支持構造物並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する部位とする。

対象とする部位について、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せの 影響が想定される応答特性から水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せ による影響を受ける可能性のある部位を抽出する。

応答特性から抽出された、水平2方向の地震力による影響を受ける可能性がある部位は、従来の評価結果の荷重又は応力の算出結果等を水平2方向及び鉛直方向に組み合わせ、各部位に発生する荷重や応力を算出し、各部位が有する耐震性への影響を確認する。各部位が有する耐震性への影響が確認された場合、詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。

4.1.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法

建物・構築物において、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せに対して、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響を受ける可能性がある耐震評価上の構成部位について、応答特性から抽出し、影響を評価する。影響評価のフローを第4.1-2図に示す。

(1) 影響評価部位の抽出

① 耐震評価上の構成部位の整理

建物・構築物における耐震評価上の構成部位を整理し、各建屋において、該当する耐震評価上の構成部位を網羅的に確認する。

② 応答特性の整理

建物・構築物における耐震評価上の構成部位について、水平 2 方向 及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性を整理する。

③ 荷重の組合せによる応答特性が想定される部位の抽出

整理した耐震評価上の構成部位について、水平2方向及び鉛直方向 地震力の組合せの影響が想定される応答特性のうち、荷重の組合せに よる応答特性を検討する。水平2方向及び鉛直方向地震力に対し、荷 重の組合せによる応答特性により、有する耐震性への影響が想定され る部位を抽出する。

④ 3次元的な応答特性が想定される部位の抽出

荷重の組合せによる応答特性が想定される部位として抽出されなかった部位のうち、3次元的な応答特性が想定される部位を検討する。 水平2方向及び鉛直方向地震力に対し、3次元的な応答特性により、 有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。

⑤ 3次元 FEM モデルによる精査

3 次元的な応答特性が想定される部位として抽出された部位について,3 次元 FEM モデルを用いた精査を実施し,水平2 方向及び鉛直方向地震力により,有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。

(2) 影響評価手法

⑥ 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価

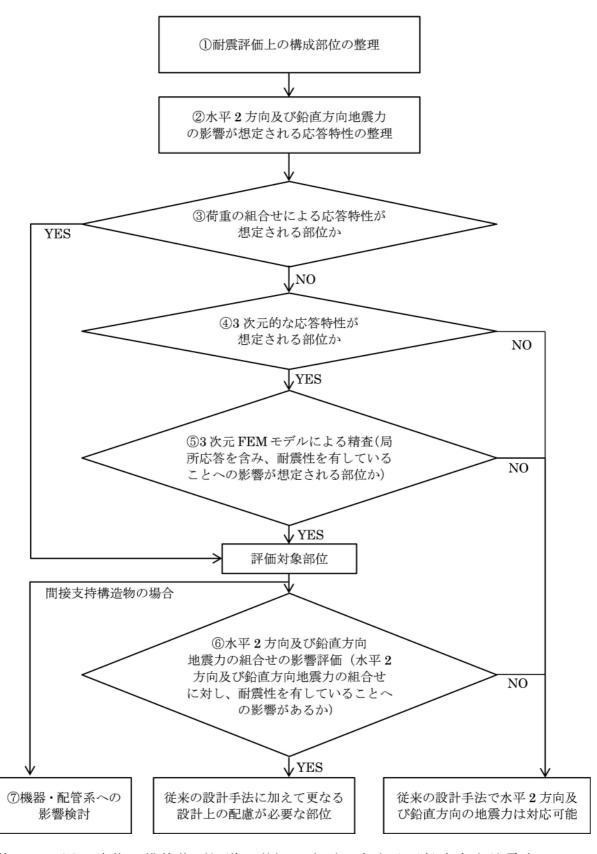
水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価においては、水平 2 方向及び鉛直方向地震力を組み合わせる方法として、米国REGULATORY GUIDE 1.92^(注)の「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」を参考として、組合せ係数法(1.0:0.4:0.4) に基づいて地震力を設定する。

評価対象として抽出した耐震評価上の構成部位について、構造部材の発生応力等を適切に組み合わせることで、各部位の設計上の許容値に対する評価を実施し、各部位が有する耐震性への影響を評価する。

⑦機器・配管系への影響検討

③及び⑤で、施設が有する耐震性への影響が想定され、評価対象として抽出された部位が、耐震 S クラスの施設の間接支持機能を有する場合には、機器・配管系に対し、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響を確認する。

(注) REGULATORY GUIDE (RG) 1.92 "Combining Modal Responses and Spatial Components in Seismic Response Analysis"



第4.1-2 図 建物・構築物 (洞道以外) の水平 2 方向及び鉛直方向地震力の

組合せによる影響検討のフロー

4.2 構築物 (洞道)

4.2.1 水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方

一般的な地上構造物では、躯体の慣性力が主たる荷重であるのに対し、 洞道は地中に埋設されているため、動土圧や動水圧等の外力が主たる荷 重となる。また、洞道は、比較的単純な構造部材の配置で構成され、ほ ぼ同一の断面が奥行き方向に連続する構造的特徴を有することから、3 次元的な応答の影響は小さいため、2次元断面での耐震評価を行ってい る。

洞道は、主に配管等の間接支持機能を維持するため、管軸方向に対して空間を保持できるように構造部材が配置されることから、構造上の特徴として、明確な弱軸、強軸を有する。

強軸方向の地震時挙動は、弱軸方向に対して、顕著な影響を及ぼさないことから、従来設計手法では、弱軸方向を評価対象断面として、耐震設計上求められる水平1方向及び鉛直方向地震力による耐震評価を実施している。

4.2.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針

洞道において、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した場合に影響を受ける可能性がある構造物の評価を行う。

洞道を構造形式毎に分類し、構造形式毎に作用すると考えられる荷重を整理し、荷重が作用する構造部材の配置等から水平2方向及び鉛直方向地震力による影響を受ける可能性のある構造物を抽出する。

抽出された構造物については、従来設計手法での評価対象断面(弱軸 方向)の地震応答解析に基づく構造部材の照査において、評価対象断面 (弱軸方向)に直交する断面(強軸方向)の地震応答解析に基づく構造 部材の発生応力を適切に組み合わせることで、水平 2 方向及び鉛直方向 地震力による構造部材の発生応力を算出し、構造物が有する耐震性への 影響を確認する。

構造物が有する耐震性への影響が確認された場合は詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。

4.2.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法

洞道において、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を受ける可能性があり、水平1方向及び鉛直方向の従来評価に加え、更なる設計上の配慮が必要な構造物について、構造形式及び作用荷重の観点から影響評価の対象とする構造物を抽出し、構造物が有する耐震性への影響を評価する。影響評価フローを第4.2-1図に示す。

(1) 影響評価対象構造物の抽出

① 構造形式の分類

洞道について,各構造物の構造上の特徴や従来設計手法の考え方を 踏まえ,構造形式毎に大別する。

- ② 従来設計手法における評価対象断面に対して直交する荷重の整理 従来設計手法における評価対象断面に対して直交する荷重を抽出する。
- ③ 荷重の組合せによる応答特性が想定される構造形式の抽出
 - ②で整理した荷重に対して、構造形式毎にどのように作用するかを整理し、耐震性に与える影響程度を検討した上で、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される構造形式を抽出する。

- ④ 従来設計手法における評価対象断面以外の3次元的な応答特性が想 定される箇所の抽出
 - ③で抽出されなかった構造形式について、従来設計手法における評価対象断面以外の箇所で、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響により3次元的な応答が想定される箇所を抽出する。

⑤ 従来設計手法の妥当性の確認

④で抽出された箇所が水平 2 方向及び鉛直方向地震力に対して、従来設計手法における評価対象断面の耐震評価で満足できるか検討を行う。

(2) 影響評価手法

⑥ 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価

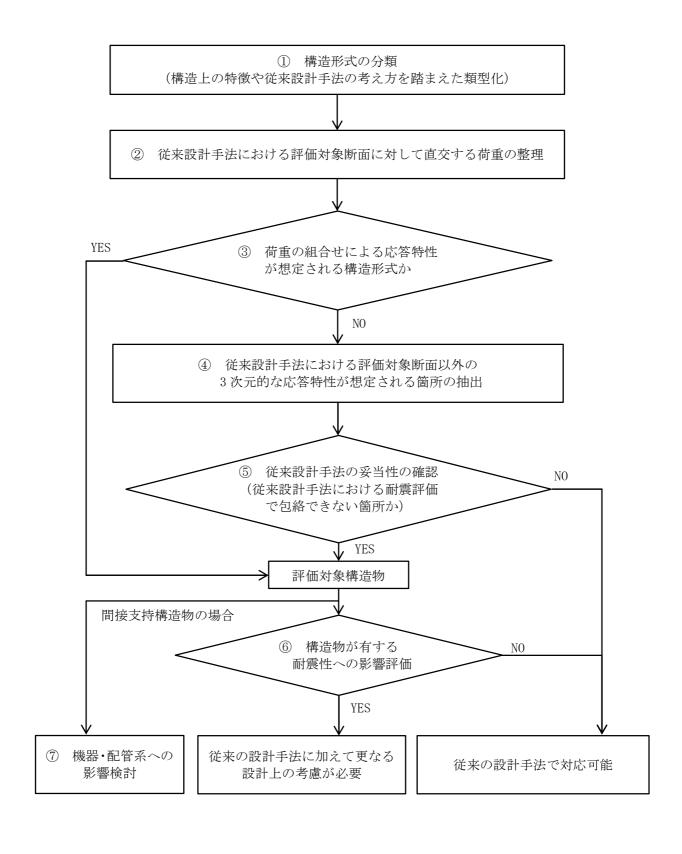
評価対象として抽出された構造物について,従来設計手法での評価対象断面(弱軸方向)の地震応答解析に基づく構造部材の照査において,評価対象断面(弱軸方向)に直交する断面(強軸方向)の地震応答解析に基づく構造部材の発生応力を適切に組み合わせることで,構造部材の設計上の許容値に対する評価を実施し,構造部材が有する耐震性への影響を確認する。

評価対象部位については、洞道が明確な弱軸・強軸を示し、地震時における構造物のせん断変形方向が明確であることを考慮し、従来設計手法における評価対象断面(弱軸方向)における構造部材の耐震評価結果及び水平 2 方向の影響の程度を踏まえて選定する。

⑦機器・配管系への影響検討

③及び⑤で、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が確認された構造物が、耐震Sクラスの施設の機器・配管系の間接支持構造物である場合には、機器・配管系に対して、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響を確認する。

水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響が確認された場合,機器・配管系の影響評価に反映する。



第 4.2-1 図 構築物 (洞道) の水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せ による影響評価フロー

4.3 機器·配管系

4.3.1 水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計の考え方

機器・配管系における従来の水平方向及び鉛直方向地震力の組合せに よる設計手法では、建物・構築物の振動特性を考慮し、変形するモード が支配的となり応答が大きくなる方向(応答軸方向)に基準地震動を入 力して得られる各方向の地震力(床応答)を用いている。

応答軸(強軸・弱軸)が明確となっている設備の耐震評価においては、 水平各方向の地震力を包絡し、変形モードが支配的となる応答軸方向に 入力する等、従来評価において保守的な取り扱いを基本としている。

一方, 応答軸が明確となっていない設備で3次元的な広がりを持つ設備の耐震評価においては, 基本的に3次元のモデル化を行っており, 建物・構築物の応答軸方向の地震力をそれぞれ入力し, この入力により算定される荷重や応力のうち大きい方を用いて評価を実施している。

さらに、応答軸以外の振動モードが生じにくい構造の採用、応答軸以外の振動モードが生じ難いサポート設計の採用といった構造上の配慮等、水平方向の入力に対して配慮した設計としている。

4.3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力による影響評価方針

機器・配管系において、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した場合に、影響を受ける可能性がある設備(部位)の評価を行う。

評価対象は、耐震Sクラスの施設の機器・配管系並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する設備とする。

対象とする設備を機種毎に分類し、それぞれの構造上の特徴により荷重の伝達方向、その荷重を受ける構造部材の配置及び構成等により水平 2 方向の地震力による影響を受ける可能性がある設備(部位)を抽出す る。

構造上の特徴により影響の可能性がある設備(部位)は、水平2方向及び鉛直方向地震力による影響の検討を実施する。水平各方向の地震力が1:1で入力された場合の発生値を従来の評価結果の荷重又は算出応力等を水平2方向及び鉛直方向に整理して組み合わせる又は新たな解析等により高度化した手法を用いる等により、水平2方向の地震力による設備(部位)に発生する荷重や応力を算出する。

これらの検討により、水平2方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた 荷重や応力の結果が従来の発生値と同等である場合は影響のない設備 として抽出せず、従来の発生値を超えて耐震性への影響が懸念される場 合は、設備が有する耐震性への影響を確認する。

設備が有する耐震性への影響が確認された場合は,詳細な手法を用いた検討等,新たに設計上の対応策を講じる。

4.3.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法

機器・配管系において、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた従来の耐震計算に対して、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響の可能性がある設備を構造及び発生値の増分の観点から抽出し、影響を評価する。なお、影響評価は従来設計で用いている質点系モデルによる評価結果を用いて行うことを基本とする。影響評価のフローを第4.3-1図に示す。

① 評価対象となる設備の整理

耐震Sクラスの施設の機器・配管系並びにこれらの施設への波及的 影響防止のために耐震評価を実施する設備を評価対象とし、機種毎に 分類し整理する。(第4.3-1図①)

前述の整理結果を,添付 1「水平 2 方向入力の影響検討対象設備」 に示す。

② 構造上の特徴による抽出

機種毎に構造上の特徴から水平2方向の地震力が重複する観点,若 しくは応答軸方向以外の振動モード(ねじれ振動等)が生じる観点で 検討を行い,水平2方向の地震力による影響の可能性がある設備を抽 出する。(第4.3-1 図②)

③ 発生値の増分による抽出

水平2方向の地震力による影響の可能性がある設備に対して、水平2方向の地震力が各方向1:1で入力された場合に各部にかかる荷重や応力を求め、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した発生値の増分を用いて影響を検討し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出する。

また、建物・構築物の検討により、機器・配管系への影響の可能性がある部位が抽出された場合は、機器・配管系への影響を評価し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出する。

影響の検討は、機種毎の分類に対して地震力の寄与度に配慮し耐震 裕度が小さい設備(部位)を対象とする。(第 4.3-1 図 ③)

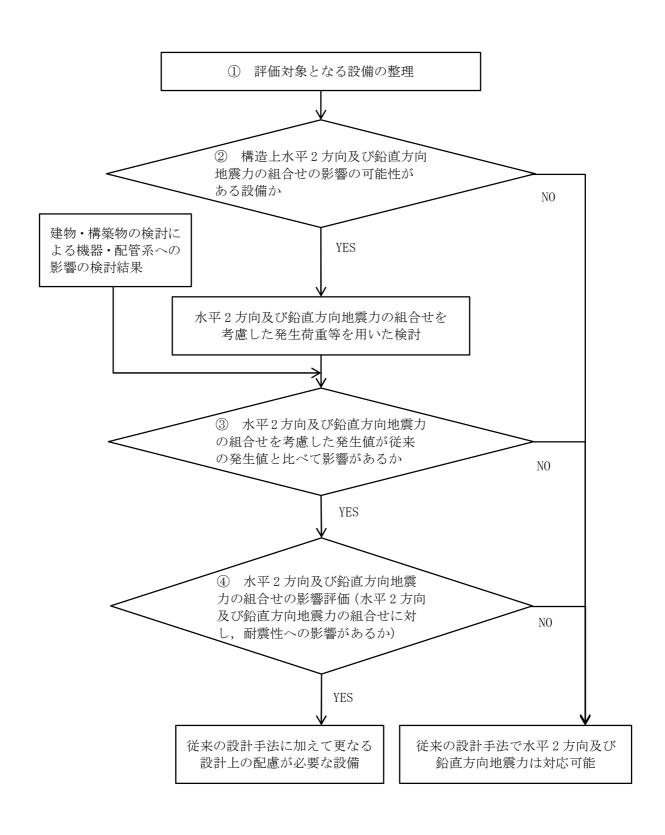
なお、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を検討する際は、地震時に水平2方向及び鉛直方向それぞれの最大応答が同時に発生する可能性は極めて低いとした考え方である

Square-Root-of-the-Sum-of-the-Squares 法(以下「非同時性を考慮した SRSS 法」という。)を適用する。この組合せ方法については,現状の耐震評価は基本的に概ね弾性範囲でとどまる体系であることに加え,国内と海外の機器の耐震解析は,基本的に線形モデルで,実施している等類似であり,水平 2 方向及び鉛直方向の位相差は機器の応答にも現れることから,米国 REGULATORY GUIDE 1.92 の「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」を参考としているものである。

前述の構造上の特徴による抽出及び発生値の増分による抽出結果を,添付 2「水平 2 方向および鉛直方向地震力の評価部位の抽出結果」に示す。

- ④ 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価
 - ③の検討において算出された荷重や応力を用いて、設備が有する耐 震性への影響を確認する。(第 4.3-1 図 ④)

前述の影響評価手法に基づき評価した結果等を「設計及び工事方法 の認可申請書」に添付する記載例について、別添「水平2方向および 鉛直方向地震力の影響評価結果」に示す。



第 4.3-1 図 機器・配管系の水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せ を考慮した影響評価のフロー

添付 1

水平2方向入力の影響検討対象設備

補足説明資料 2-2「水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の 4.3.3.①「評価対象となる設備の整理」に基づき、耐震 S クラス施設の機器・配管系並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する全設備に対して機種毎に分類した結果を示す。

設備	部位
	胴板、スカート
スカート支持の容器	基礎ボルト
亚皮皮叫	胴板
平底容器	基礎ボルト
	胴板
脚支持の容器	脚
	基礎ボルト
	胴板
横置きの容器	支持脚
	基礎ボルト
横形ポンプ、空調ファン、空調ユニット	
ポンプ駆動用タービン,横形機器用電動機,	基礎ボルト, 取付ボルト
制御用空気圧縮機	
立形ポンプ	基礎ボルト
非常用ディーゼル機関・発電機	基礎ボルト,取付ボルト
クレーン、台車類	浮上り防止装置
使用済み燃料ラック	ラック箱
矩形構造の架構設備	夕如 片
※蓄電池、架台などを含む	各部位
	胴板
平板槽	脚
	取付ボルト

JN 許 A追

設備	部位	
脱硝装置 A, B 昇降機	昇降シャフト	
脱明表 直 A, D 升降機	取付ボルト	
町体+4 (ウル・イフ・ツン・サン	直管配管(水平,鉛直)	
配管本体(定ピッチスパン法)	曲り部, 分岐部	
配管本体 (多質点梁モデル解析)	配管	

添付 2

水平2方向及び鉛直方向地震力の 評価部位の抽出結果 機種毎に分類した結果に対して補足説明資料 2-2「水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の 4.3.3.②「構造上の特徴による抽出」及び③「発生値の増分による抽出」に基づき、構造上の特徴から水平 2 方向の地震力による影響の可能性がある設備及び耐震性への影響が懸念される設備を抽出した結果を示す。

(凡例)○:影響の可能性あり △:影響軽微

	水平2方向及び鉛直方向地震力の影響の可能性				
設備(機種)	補足説明資料2-2	補足説明資料2-2			
以加(7及7里)	の4.3.3.②の観	の4.3.3.③の観	検討結果		
	点	点			
スカート支持の容器	0	0	影響評価結果は 別添参照		
平底容器	0	0	影響評価結果は 別添参照		
脚支持の容器	0	Δ	明確な応答軸を有 している		
横置きの容器	0	Δ	明確な応答軸を有 している		
横形ポンプ,空調ファン,空調ユニットポンプ駆動用タービン,横形機器用電動機,制御用空気圧縮機	0	Δ	明確な応答軸を有している		
立形ポンプ	0	0	影響評価結果は 別添参照		
非常用ディーゼル機 関・発電機	0	Δ	明確な応答軸を有 している		
使用済み燃料ラック	0	0	影響評価結果は 別添参照		
矩形構造の 架構設備	0	Δ	明確な応答軸を有 している		

(凡例) ○:影響の可能性あり △:影響軽微

	水平2方向及び鉛直方向地震力の影響の可能性				
設備(機種)	補足説明資料2-2	補足説明資料2-2			
以(加)(1)及(1至)	の4.3.3.②の観	の4.3.3.③の観	検討結果		
	点	点			
平板槽		^	明確な応答軸を有		
十 4次 1官	O		している		
脱硝装置A,B昇降機			影響評価結果は		
加帕表 直A,D升降機	0		別添参照		
配管本体(多質点梁モ			影響評価結果は		
デル解析)	0	0	別添参照		

別添

水平2方向及び鉛直方向地震力の

影響評価結果

耐震性への影響が懸念される設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを想定した発生値に対して、設備が有する耐震性への影響を確認した結果を示す。

評価対象設備		評価部位	応力分類	従来 発生値	2 方向 想定 発生値	許容値	備考
				MPa	MPa	MPa	
スカート支持の 容器	「設備名称」	基礎ボルト	せん断				
平底容器	「設備名称」	基礎ボルト	せん断				
立形ポンプ	「設備名称」	基礎ボルト	せん断				
使用済み	5 - 10 MHz for all	- , ,	曲げ				
燃料ラック	「設備名称」	ラック箱	せん断				
脱硝装置 A, B	[= 0, 14+, to -7].	昇降機シャフト	組合せ				
昇降機	「設備名称」	取付ボルト	せん断				
配管本体(多質点	配管	元 	一次+二次				
梁モデル解析)		配管本体	応力				

については商業機密の観点から公開できません。

補足説明資料 2-<u>3</u> (7条)

入力地震動算定用地盤モデルの 設定の考え方

目 次

		ページ
1.	概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	補 2-3-3
2.	再処理施設の敷地内の地質構造 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	補 2-3-3
3.	入力地震動算定モデルの設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	補 2-3-4
4.	建屋底面位置における地震動評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	補 2-3-4

1. 概要

本資料は、再処理施設の耐震設計において用いる入力地震動算定用地盤モデル の設定の考え方について示すものである。

2. 再処理施設の敷地内の地質構造

敷地内の地質は、新第三系中新統の鷹架層、新第三系鮮新統~第四系下部更新統の砂子又層、第四系中部更新統の高位段丘堆積層等が分布する。第1図に示すように、概ね標高 30m以深に鷹架層が拡がっており、耐震重要施設等及び常設重大事故等対処施設は鷹架層に支持させることとしている。鷹架層中には、敷地内の地質構造を大きく規制する f - 1 断層及び f - 2 断層が認められ、 f - 1 断層の東側の地域では、主に鷹架層下部層及び同層中部層が分布している。 f - 1 断層と f - 2 断層とに挟まれた地域では、主に鷹架層下部層及び同層中部層が分布している。 f - 2 断層の西側の地域では、主に鷹架層中部層及び同層上部層が分布している。

敷地内で実施した P S 検層の結果を第 2 図に示す。敷地の地盤は,第 1 図に示すとおり f-1 断層及び f-2 断層を境に 3 つの領域に区分されるが,第 2 図に示すように,いずれの地盤においても標高-70mの位置において S 波速度が概ね 0.7 k m/s 以上となる。

上記の各種地質調査結果より、敷地の地盤は速度構造的に特異性を有する地盤ではないと考えられる。解放基盤表面については、敷地地下で著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な拡がりを有し、著しい風化を受けていない岩盤である鷹架層において、S波速度が概ね 0.7 k m/s 以上となる標高-70 mの位置に設定している。

解放基盤表面以浅については、地盤の違いに応じて f-1 断層の東側の領域を「東側地盤」、 f-2 断層の西側の領域を「西側地盤」、 f-1 断層及び f-2 断

層にはさまれた領域を「中央地盤」として取り扱い、それぞれの地盤に対して入力地震動算定用地盤モデルを設定している。

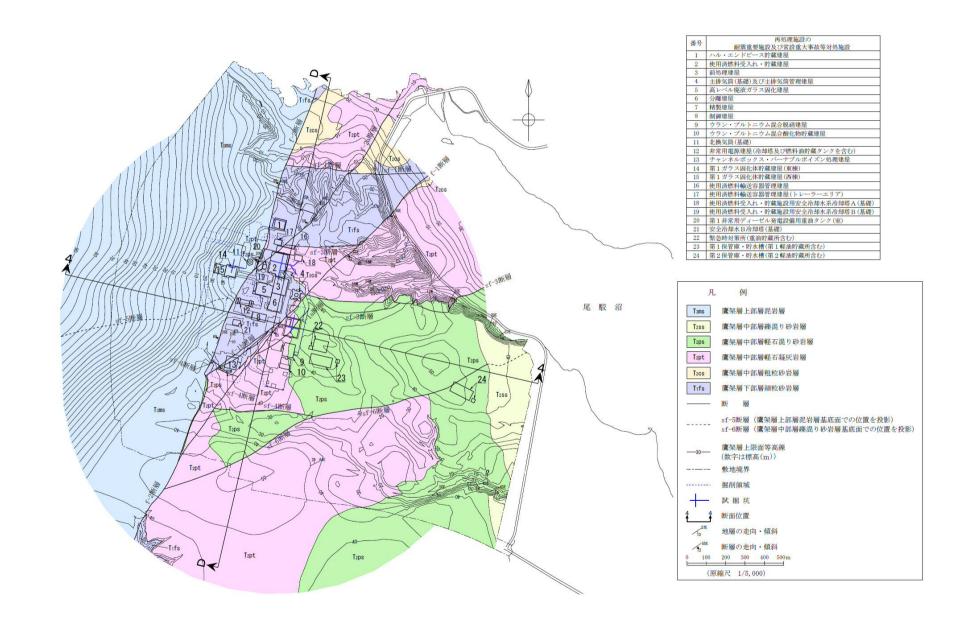
3. 入力地震動算定モデルの設定

耐震重要施設等及び常設重大事故等対処施設の耐震設計では,建屋底面位置における地震動を評価する必要がある。その際,解放基盤表面以浅については, f - 1 断層及び f - 2 断層を境界として敷地内で地質構造が異なることから, 「中央地盤」,「西側地盤」及び「東側地盤」の3つの領域ごとに,解放基盤表面以浅の地盤モデルを作成している。解放基盤表面以浅の地盤モデルを第1表に示す。

また、埋戻し土の物性値及びひずみ依存特性については、ボーリング調査結果に基づき設定している。建物・構築物の地震応答解析モデルに考慮している側面水平ばねは、埋戻し土の物性値及びひずみ依存特性を用いた地盤応答解析に基づき設定する。埋戻し土の物性値及びひずみ依存特性を第2表及び第3図に示す。

4. 建屋底面位置における地震動評価

耐震重要施設等及び常設重大事故等対処施設のうち、「西側地盤」に位置している「第1ガラス固化体貯蔵建屋」、「中央地盤」に位置している「前処理建屋」及び「東側地盤」に位置している「ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋」の基準地震動Ssによる建屋底面位置での地震動の加速度波形、基準地震動Ssとの応答スペクトルによる比較、解放基盤表面~建屋底面位置間の地震動の最大加速度分布及び最大せん断ひずみ分布を第4図に示す。解放基盤表面~建屋底面位置間において、基準地震動Ssに特異な増幅はなく、地盤に顕著なせん断ひずみも認められない。



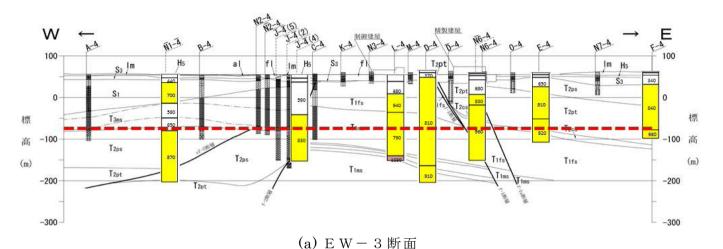
2-3-6

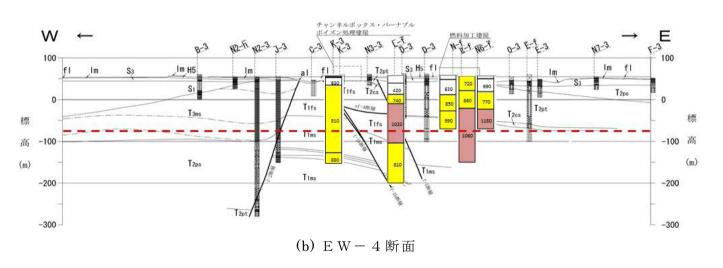
標

高

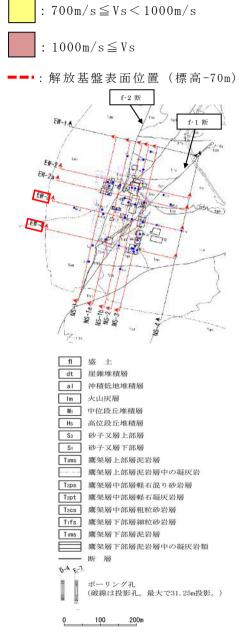
(m)

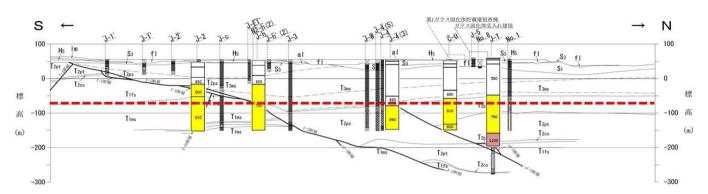
: $700 \, \text{m/s} \le \text{Vs} < 1000 \, \text{m/s}$



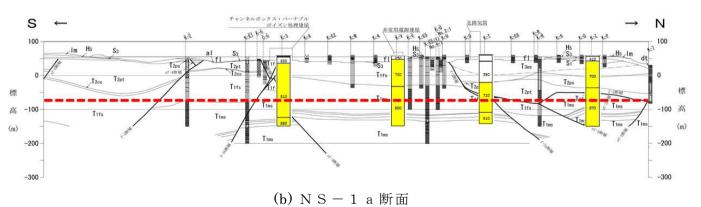


第2図(2) PS検層結果(東西断面その2)

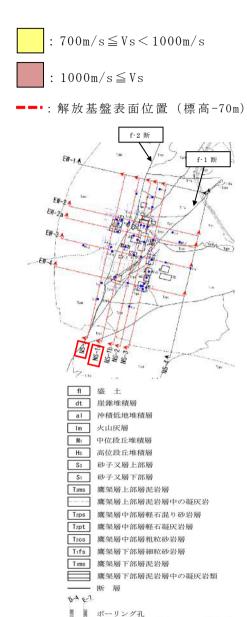




(a) NS-1断面

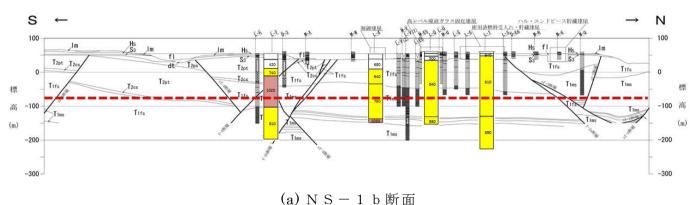


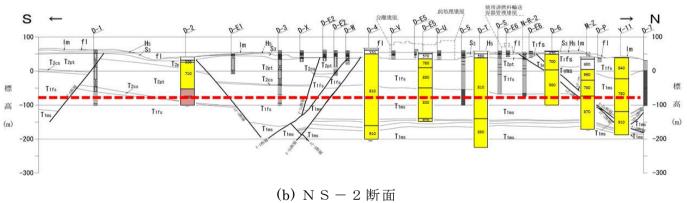
第2図(3) PS検層結果(南北断面その1)



(破線は投影孔。最大で31.25m投影。)

100

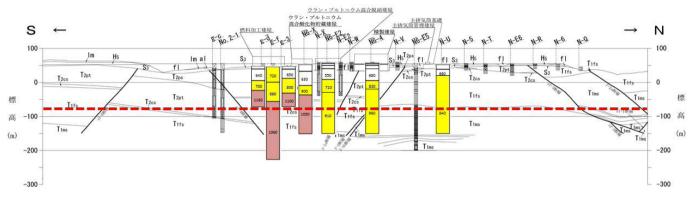




第2図(4) PS検層結果 (南北断面その2)

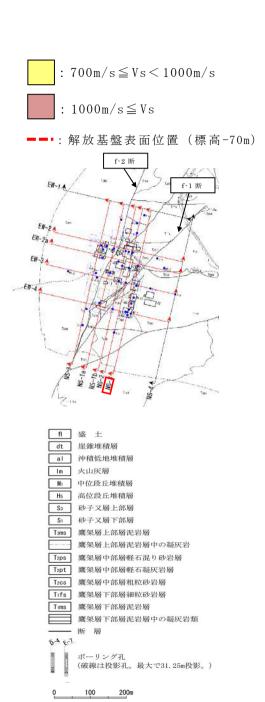
 $: 700 \,\mathrm{m/s} \le \mathrm{Vs} < 1000 \,\mathrm{m/s}$: 1000m/s ≤ Vs ·:解放基盤表面位置 (標高-70m) f-2 断 f-1 断 EN-24 EN-2a ---EW-44 fl 盛 土 dt 崖錐堆積層 沖積低地堆積層 火山灰層 中位段丘堆積層 高位段丘堆積層 鷹架層上部層泥岩層中の凝灰岩 鷹架層中部層軽石混り砂岩層 鷹架層中部層軽石凝灰岩層 鷹架層中部層粗粒砂岩層 Tifs 鷹架層下部層細粒砂岩層 鷹架層下部層泥岩層 鷹架層下部層泥岩層中の凝灰岩類 ボーリング孔 (破線は投影孔。最大で31.25m投影。)

100



(a) NS-3断面

第2図(5) PS検層結果(南北断面その3)



第1表 解放基盤表面以浅の地盤モデル

(a) 第1ガラス固化体貯蔵建屋 (西側地盤)

標高 T.P. (m)	単位体積重 量 (kN/m³)	ポアソン比 v d	S波速度 V _s (m/s)	P波速度 V _P (m/s)	せん断弾性 係数 G (×10 ³ N/m ²)	減衰定 数 h(%)
建屋底面▽ 35.2 ———						
17.0	15. 9	0.438	570	1720	527	
-22.0 	15. 6	0.432	580	1680	535	3.0
	16. 4	0.431	590	1690	582	3.0
-50.0	17. 0	0.409	730	1860	923	
-70. 0	15. 9	0.404	780	1940	987	

(b) 前処理建屋(中央地盤)

標高 T.P. (m)	単位体積重 量 (kN/m³)	ポアソン比 v d	S波速度 V _s (m/s)	P波速度 V _P (m/s)	せん断弾性 係数G (×10 ³ N/m²)	減衰定 数 h(%)
建屋底面▽ 33.2 ———						
22.0	18. 2	0.406	760	1910	1075	
	18. 2	0.399	800	1950	1192	3.0
4.0 ——— 解放基盤表面▼ 70.0	17.8	0.393	820	1950	1225	
-70.0	17. 0	0.393	820	1950	1164	

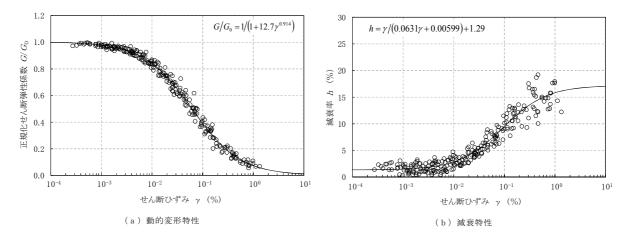
(c) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(東側地盤)

標高 T.P. (m)	単位体積重 量 (kN/m³)	ポアソン比 v _d	S波速度 V _s (m/s)	P波速度 V _P (m/s)	せん断弾性 係数 G (×10 ³ N/m ²)	減衰定 数 h(%)
建屋底面▽ 35.0 ———						
	15. 7	0.435	580	1710	538	
23. 0	15. 3	0.407	740	1870	855	3.0
-18.0 ———解放基盤表面▼	17. 4	0.381	890	2030	1403	
-70.0	18. 1	0.370	930	2050	1601	

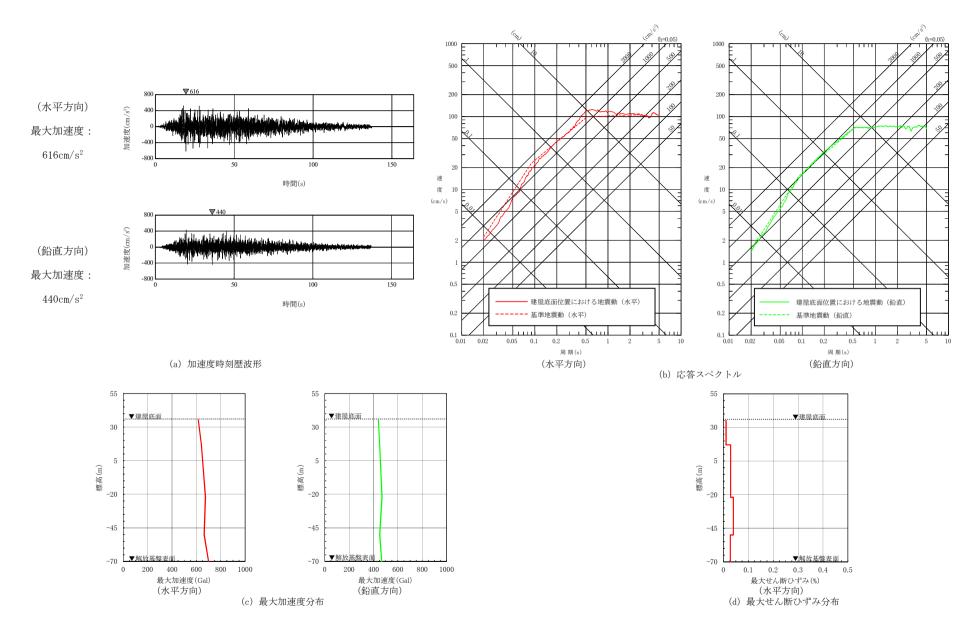
第2表 埋戻し土の物性値

区分			埋戻し土
			bk
物理 特性	単位体積 重量	γ _t (kN/m³)	17.8+0.0274 • D
	動せん断 弾性係数	G₀ (MPa)	60.7+8.20 <i>D</i>
動的変形	動ポア ソン比	$ u_{ m d}$	0. 39
特性	正規化せん 断弾性係数	G/G_{0} $\sim \gamma$ (%)	$\frac{1}{1+12.7 \cdot \gamma^{0.914}}$
	減衰率	h (%) ~ γ (%)	$\frac{\gamma}{0.0631 \gamma + 0.00599} + 1.29$

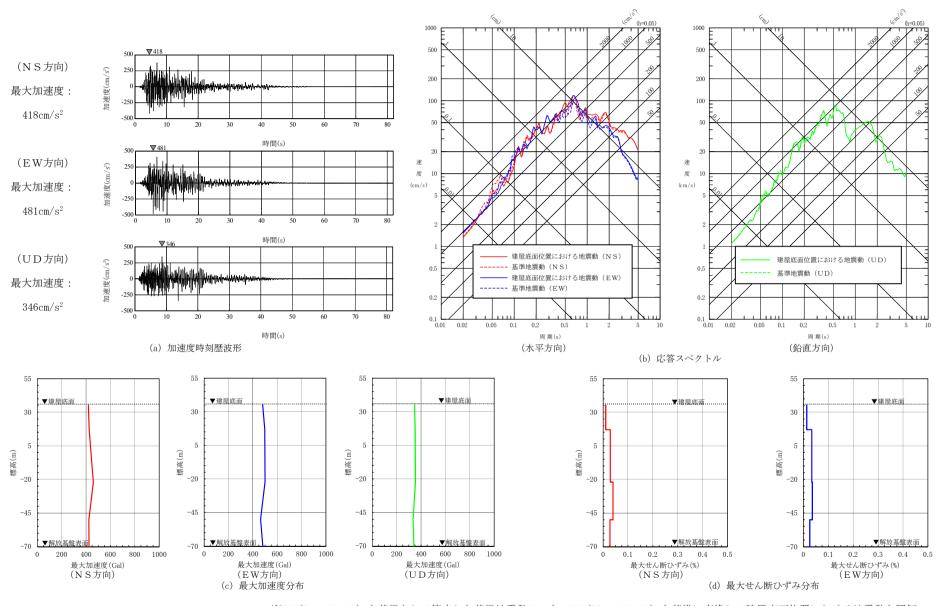
※Dは深度(GL-m)を示す。



第3図 埋戻し土のひずみ依存特性

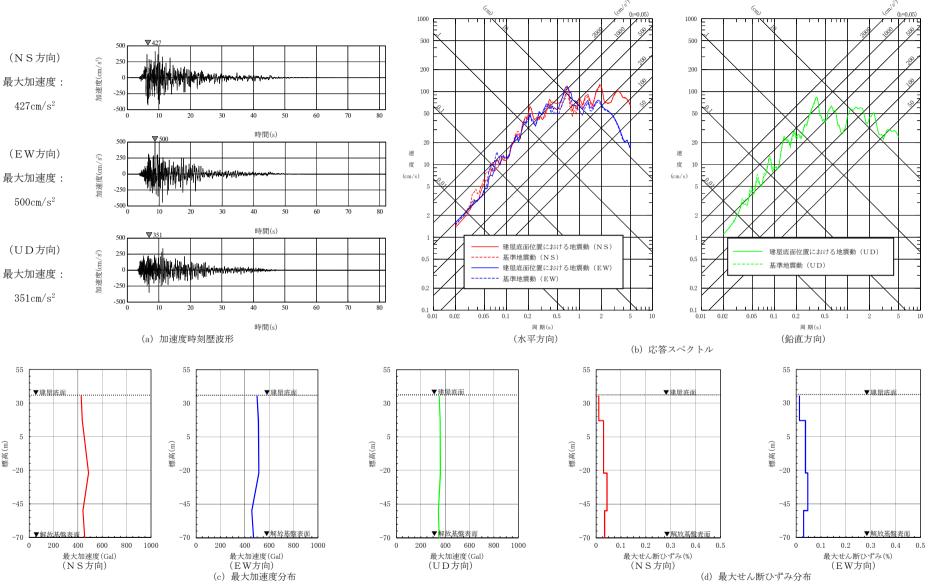


第4図(1) 建屋底面位置における地震動 (Ss-A, 第1ガラス固化体貯蔵建屋:西側地盤)



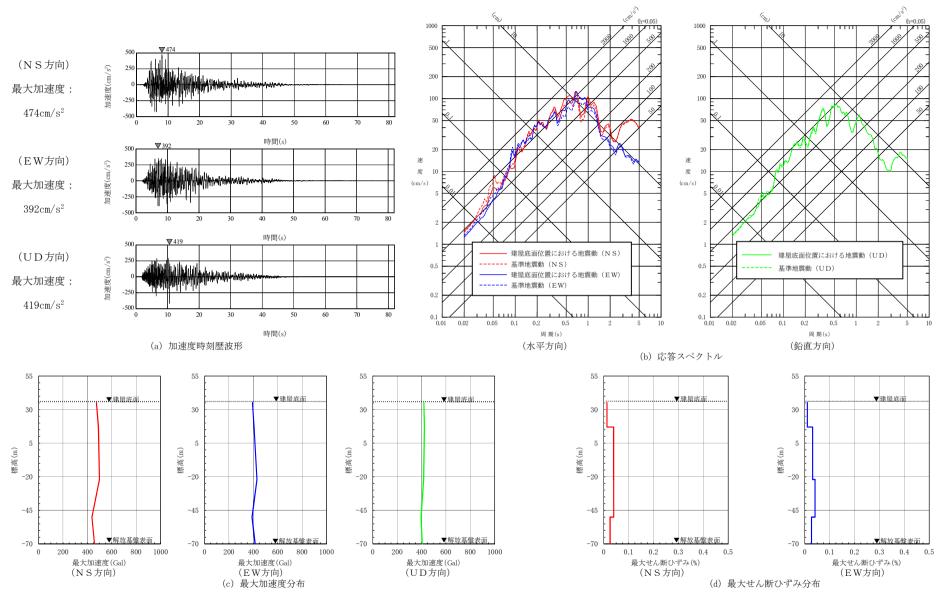
※TN (True North) を基準として策定した基準地震動Ssを, PN (Plant North) を基準に変換して建屋底面位置における地震動を評価

第4図(2) 建屋底面位置における地震動(Ss-B1,第1ガラス固化体貯蔵建屋:西側地盤)



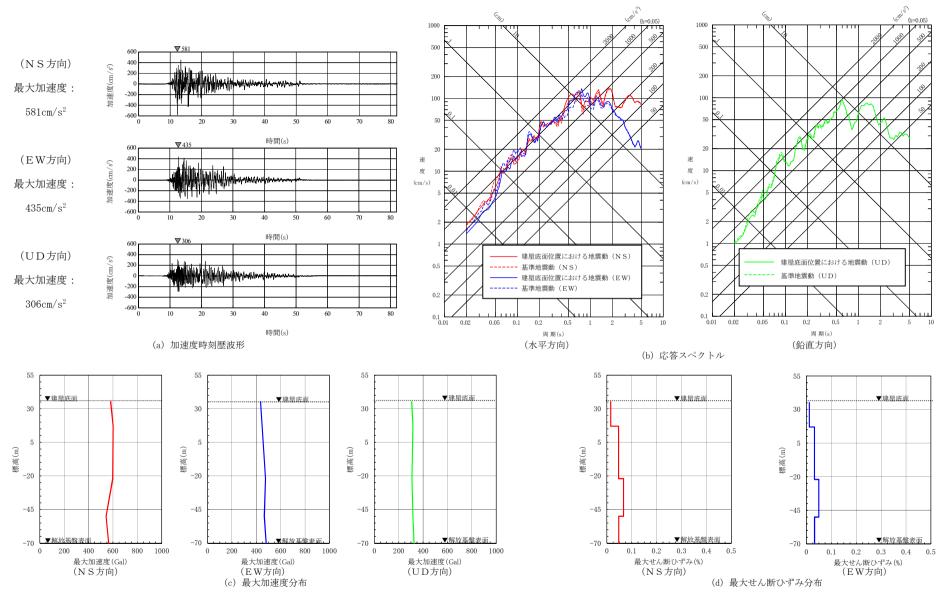
※TN (True North) を基準として策定した基準地震動S s を, PN (Plant North) を基準に変換して建屋底面位置における地震動を評価

第4図⑶ 建屋底面位置における地震動(Ss-B2,第1ガラス固化体貯蔵建屋:西側地盤)



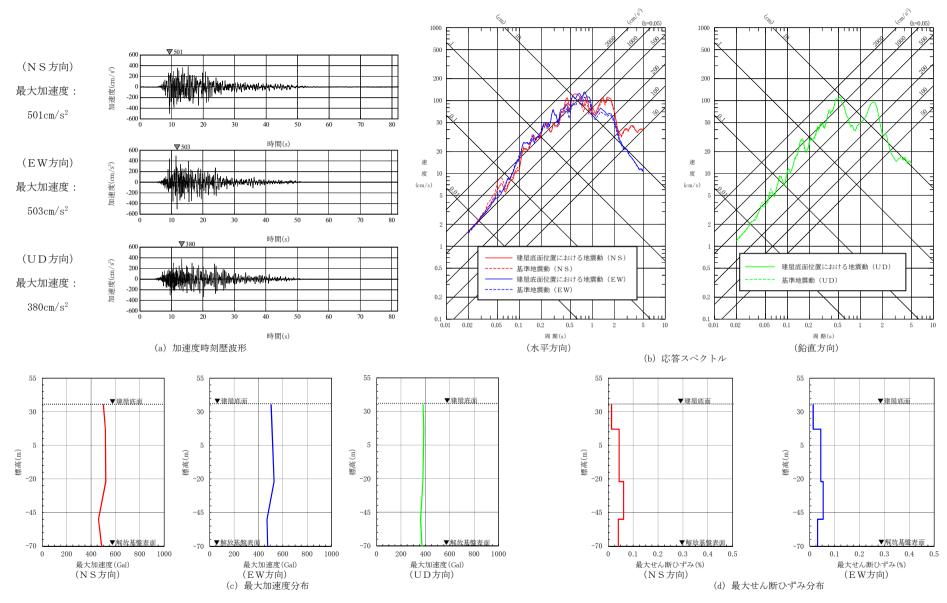
※TN (True North) を基準として策定した基準地震動Ssを, PN (Plant North) を基準に変換して建屋底面位置における地震動を評価

第4図⑷ 建屋底面位置における地震動(Ss-B3,第1ガラス固化体貯蔵建屋:西側地盤)



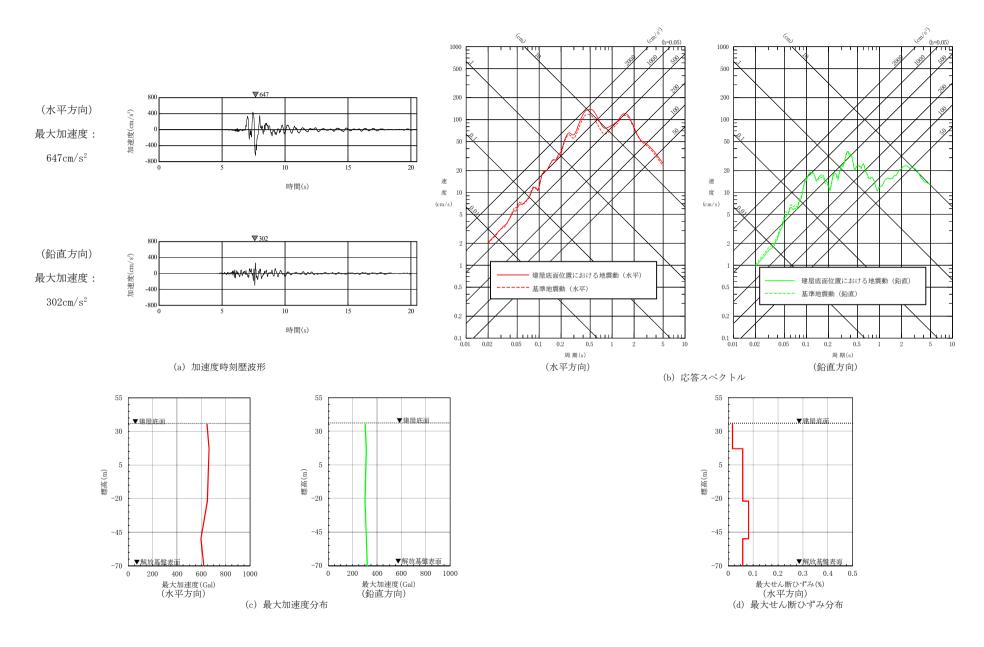
※TN (True North) を基準として策定した基準地震動S s を, PN (Plant North) を基準に変換して建屋底面位置における地震動を評価

第4図(5) 建屋底面位置における地震動 (Ss-B4, 第1ガラス固化体貯蔵建屋:西側地盤)

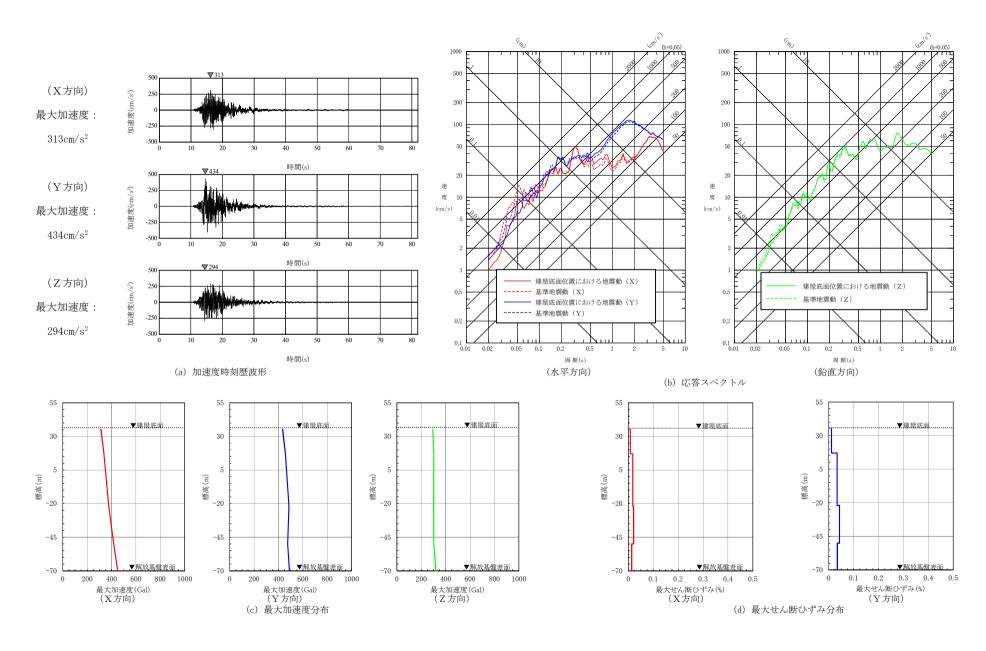


※TN (True North) を基準として策定した基準地震動Ssを, PN (Plant North) を基準に変換して建屋底面位置における地震動を評価

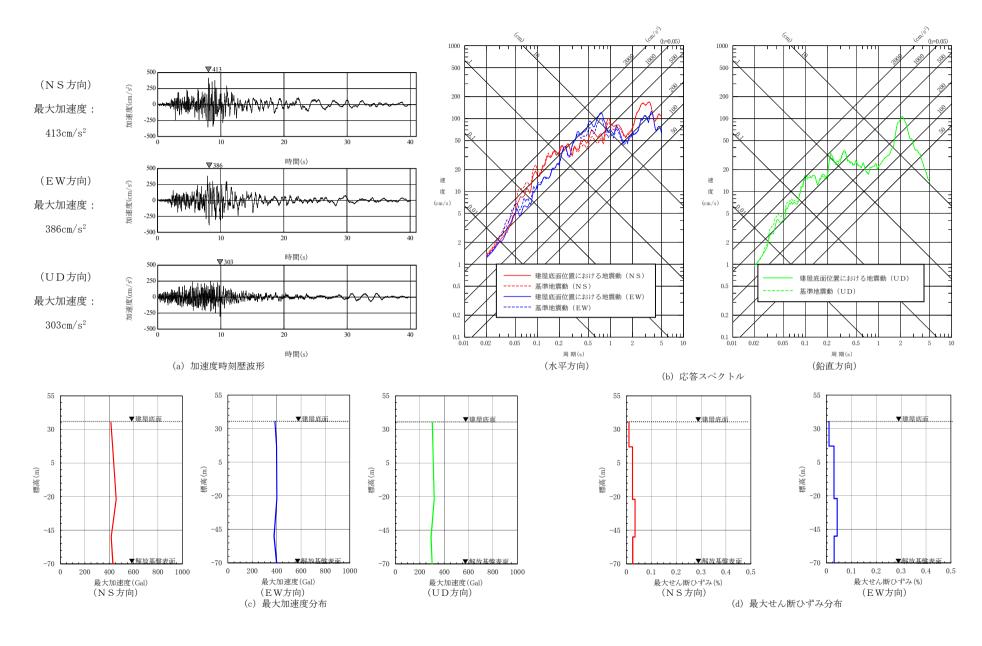
第4図(6) 建屋底面位置における地震動 (Ss-B5, 第1ガラス固化体貯蔵建屋:西側地盤)



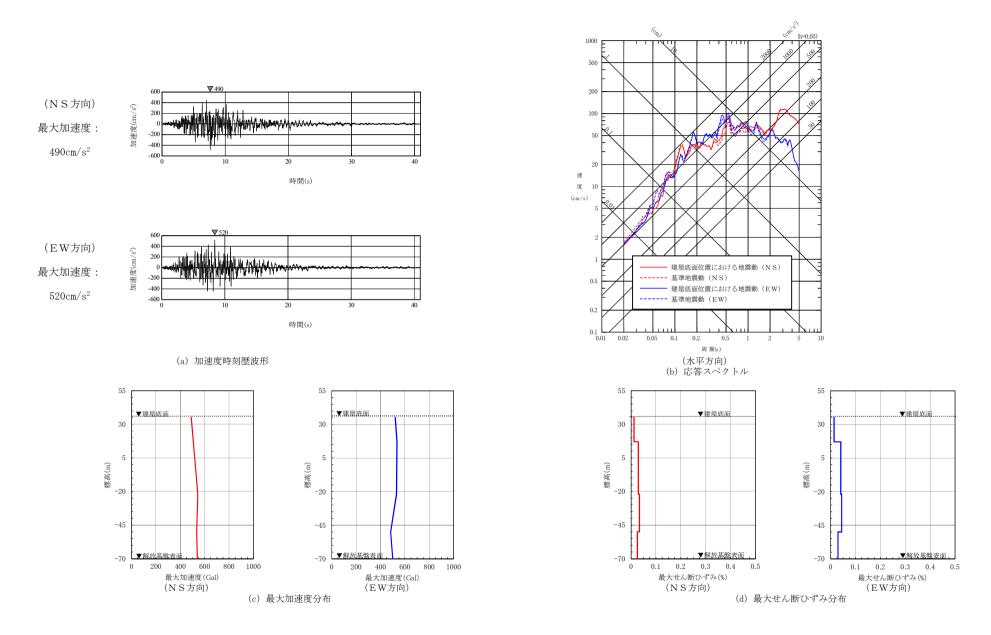
第4図(7) 建屋底面位置における地震動(Ss-C1,第1ガラス固化体貯蔵建屋:西側地盤)



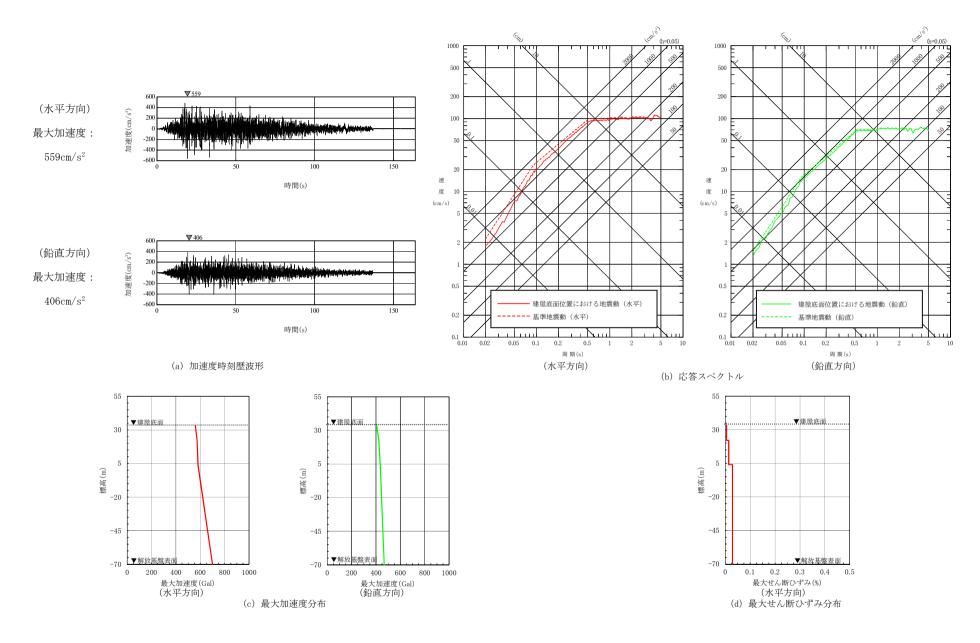
第4図(8) 建屋底面位置における地震動(Ss-C2,第1ガラス固化体貯蔵建屋:西側地盤)



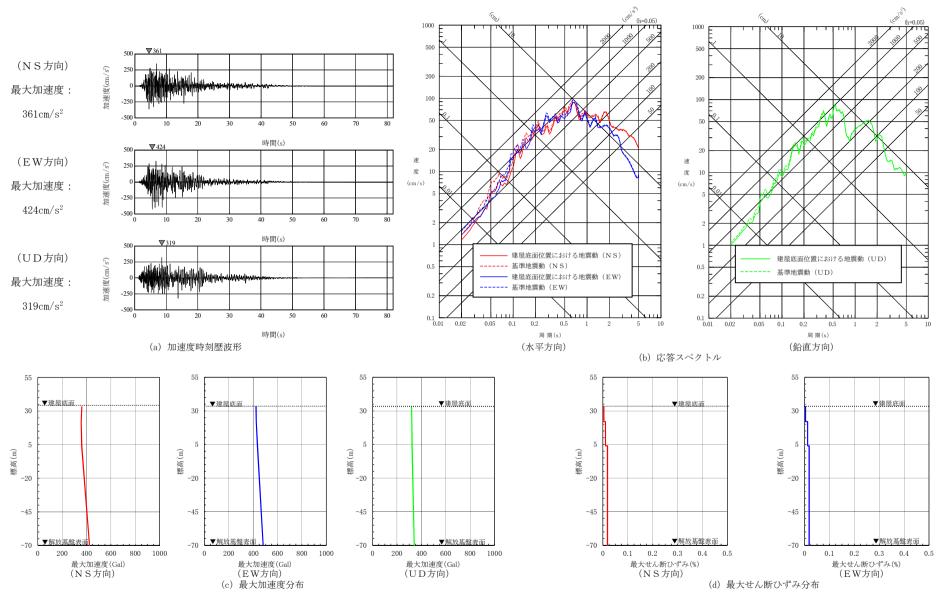
第4図(9) 建屋底面位置における地震動 (Ss-C3, 第1ガラス固化体貯蔵建屋:西側地盤)



第4回(11) 建屋底面位置における地震動 (Ss-C4, 第1ガラス固化体貯蔵建屋:西側地盤)

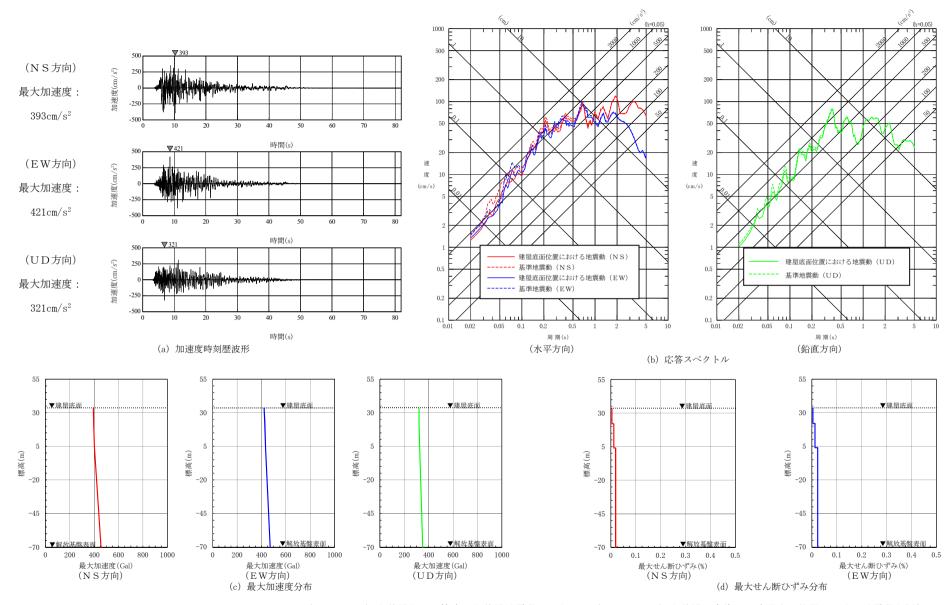


第4図(11) 建屋底面位置における地震動 (Ss-A, 前処理建屋:中央地盤)



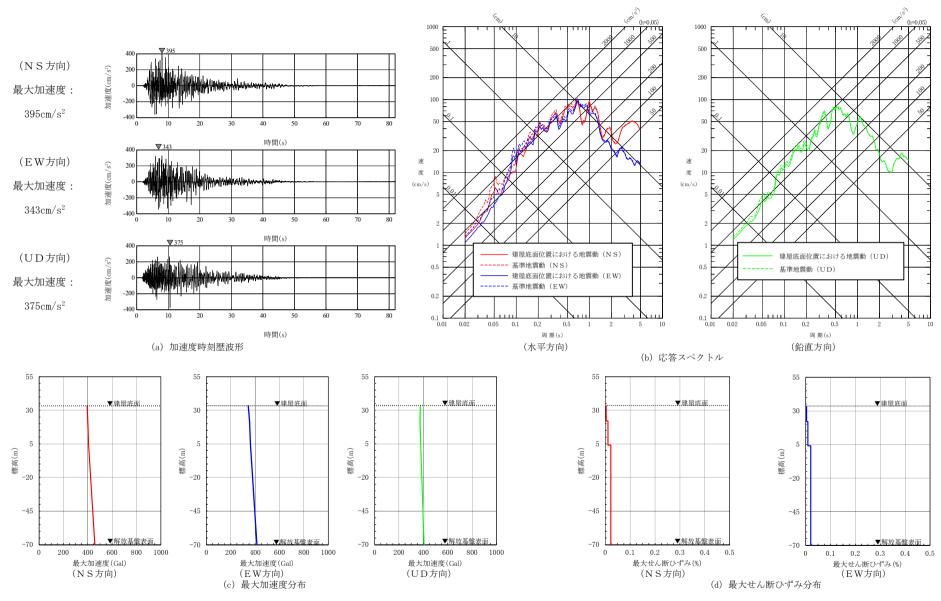
※TN (True North) を基準として策定した基準地震動S s を, PN (Plant North) を基準に変換して建屋底面位置における地震動を評価

第4図(12) 建屋底面位置における地震動(Ss-B1,前処理建屋:中央地盤)



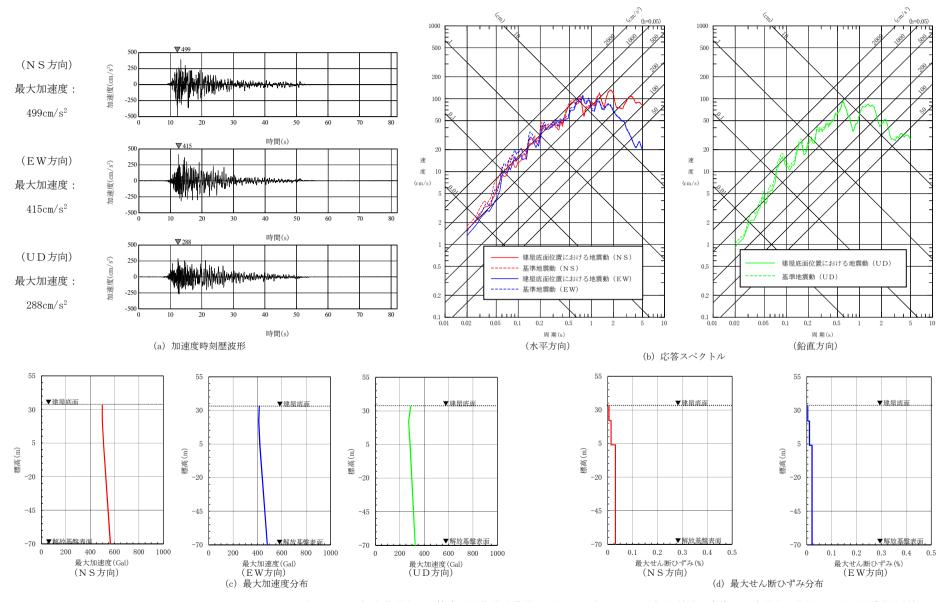
※TN (True North) を基準として策定した基準地震動Ssを, PN (Plant North) を基準に変換して建屋底面位置における地震動を評価

第4回(13) 建屋底面位置における地震動(Ss-B2,前処理建屋:中央地盤)



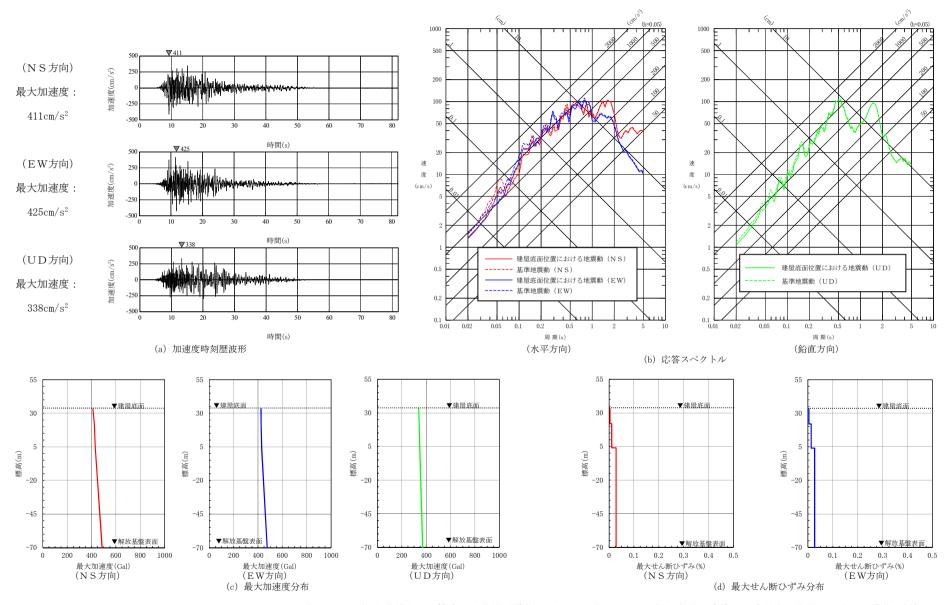
※TN (True North) を基準として策定した基準地震動Ssを、PN (Plant North) を基準に変換して建屋底面位置における地震動を評価

第4図(4) 建屋底面位置における地震動(Ss-B3,前処理建屋:中央地盤)



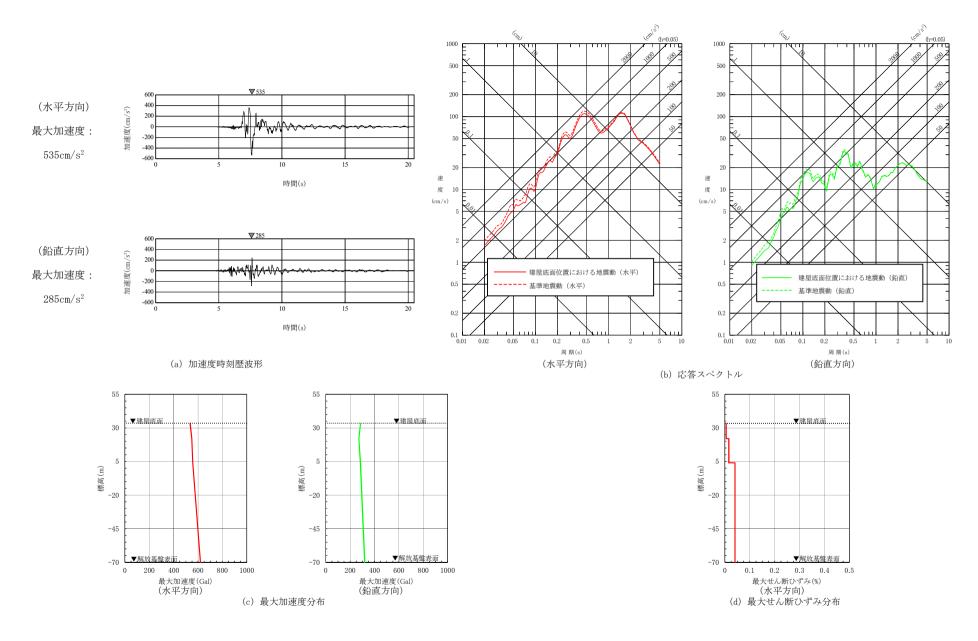
%TN(True North)を基準として策定した基準地震動S s e, e (Plant North)を基準に変換して建屋底面位置における地震動を評価

第4図(15) 建屋底面位置における地震動(Ss-B4,前処理建屋:中央地盤)

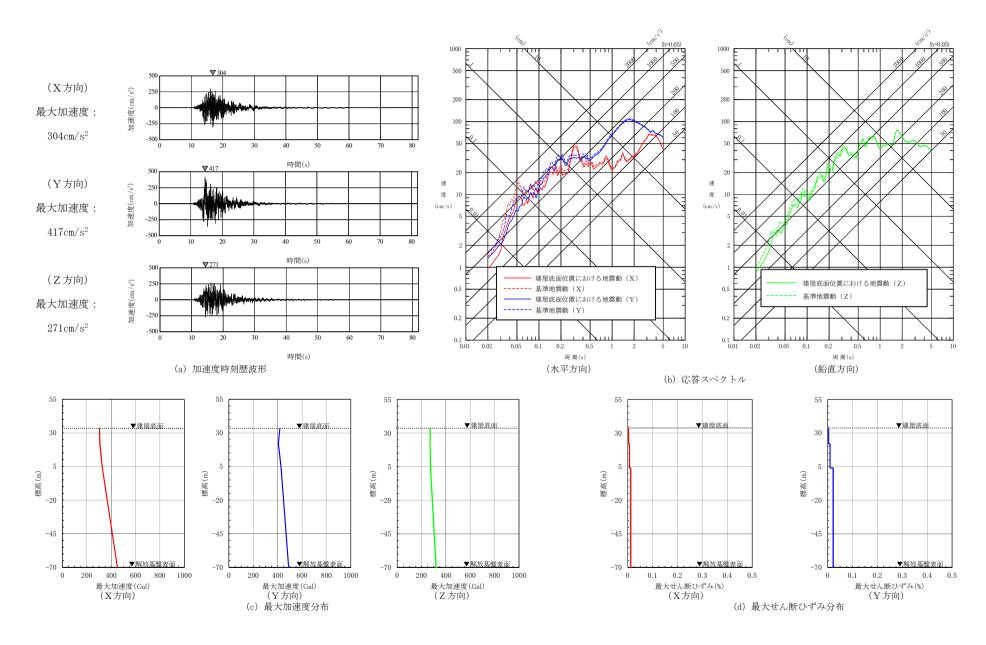


※TN (True North) を基準として策定した基準地震動Ssを, PN (Plant North) を基準に変換して建屋底面位置における地震動を評価

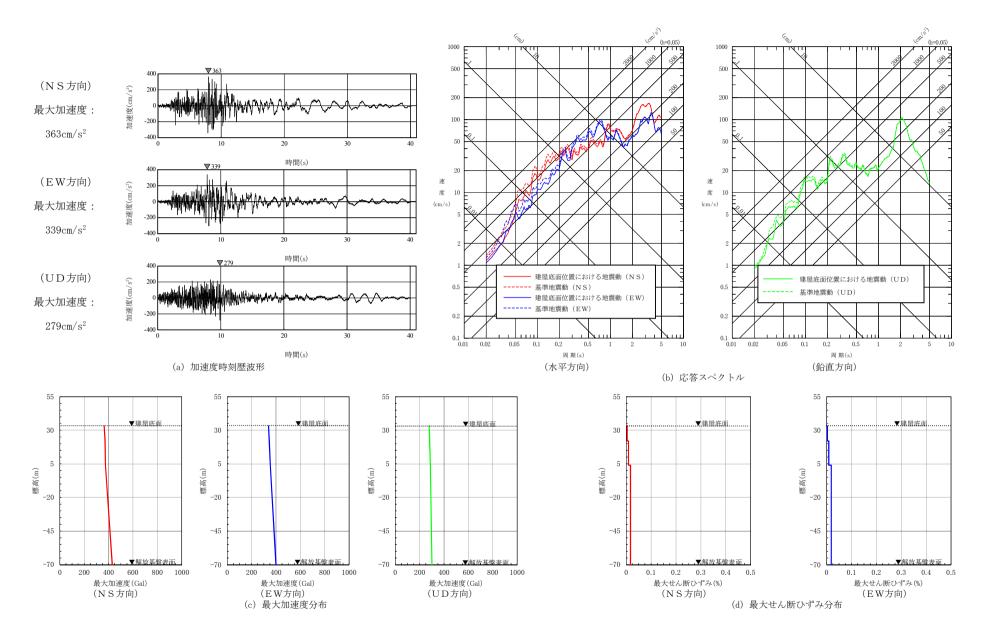
第4図(lb) 建屋底面位置における地震動(Ss-B5,前処理建屋:中央地盤)



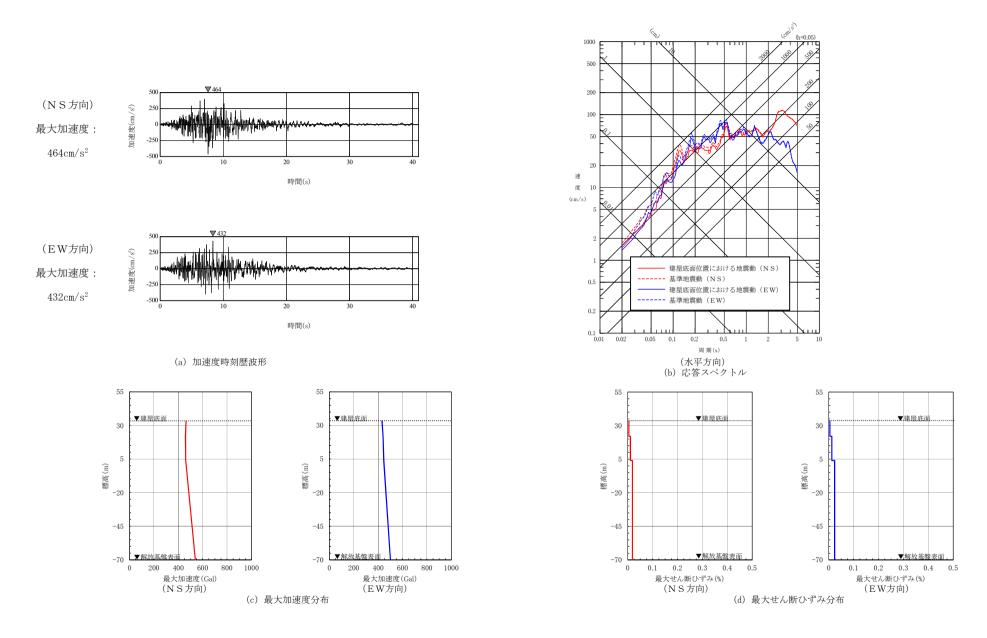
第4図(17) 建屋底面位置における地震動(Ss-C1,前処理建屋:中央地盤)



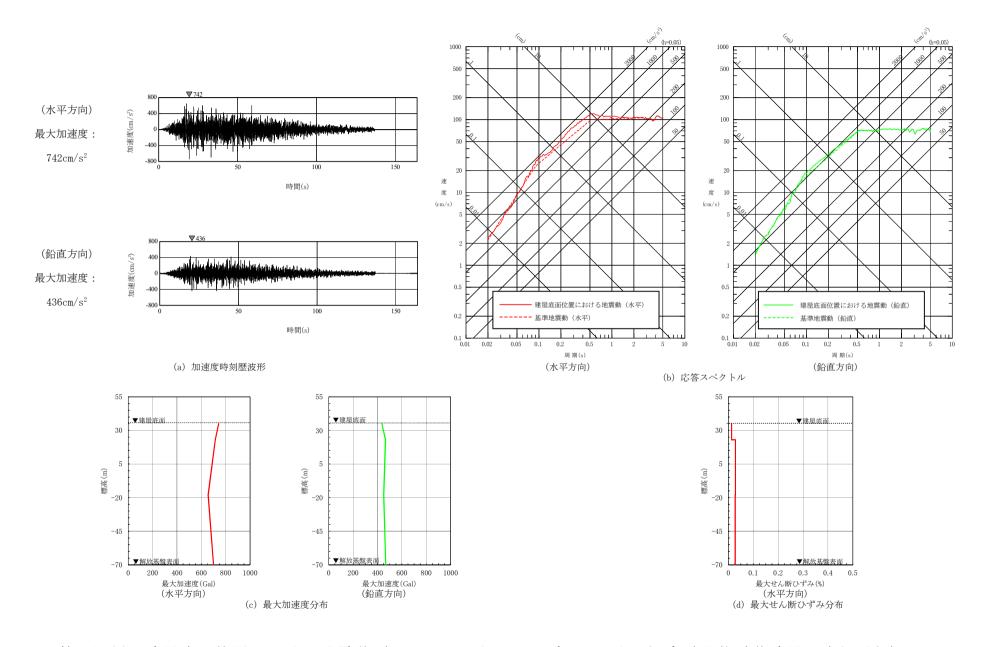
第4図(18) 建屋底面位置における地震動 (Ss-C2, 前処理建屋:中央地盤)



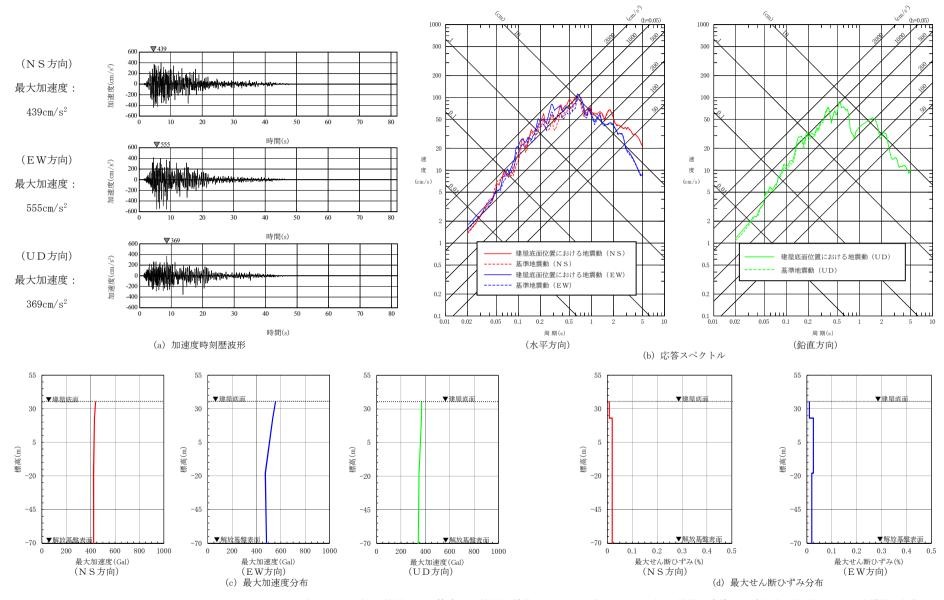
第4図(19) 建屋底面位置における地震動(Ss-C3, 前処理建屋:中央地盤)



第4図(20) 建屋底面位置における地震動(Ss-C4,前処理建屋:中央地盤)

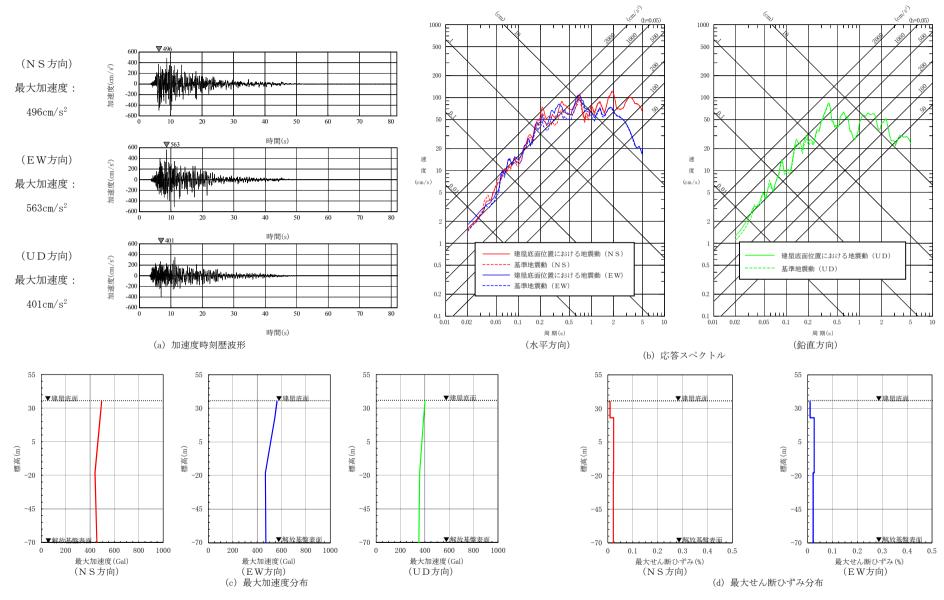


第4図(21) 建屋底面位置における地震動 (Ss-A, ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋:東側地盤)



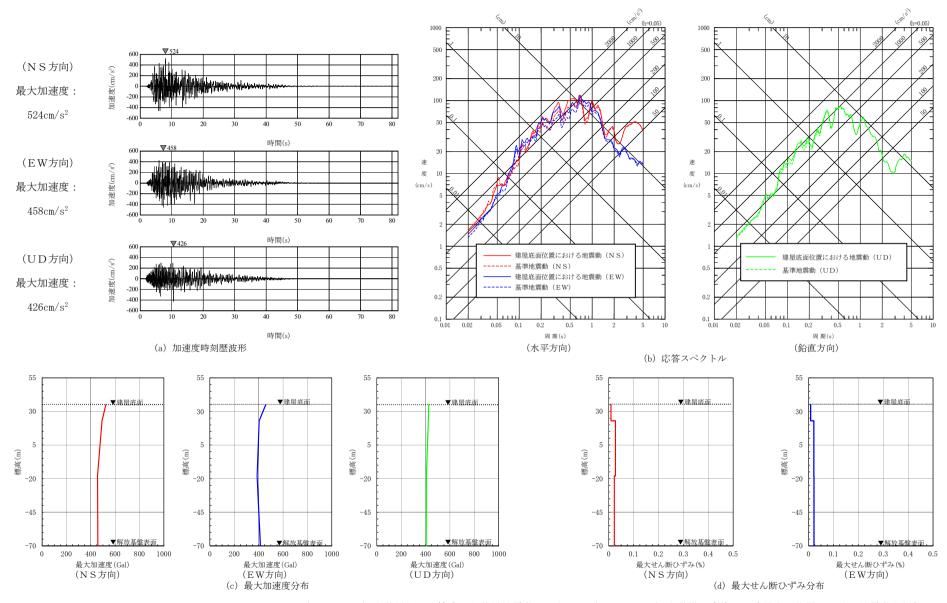
※TN (True North) を基準として策定した基準地震動S s を, PN (Plant North) を基準に変換して建屋底面位置における地震動を評価

第4回(22) 建屋底面位置における地震動 (Ss-B1, ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋:東側地盤)



※TN (True North) を基準として策定した基準地震動Ssを, PN (Plant North) を基準に変換して建屋底面位置における地震動を評価

第4回(23) 建屋底面位置における地震動 (Ss-B2, ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋:東側地盤)



※TN (True North) を基準として策定した基準地震動S s を, PN (Plant North) を基準に変換して建屋底面位置における地震動を評価

第4図(3) 建屋底面位置における地震動 (Ss-B3, ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋:東側地盤)